

分ちて小事の急あるものを處理す
 統制使の監司の行列より人數多し水操の時に行装あり節鉞斧其外監
 司の命より重き統制使兵使水使までへ密符を下すことあり密符の
 極めて貴重なるものにて之を受るもの事宜により専決することを得べし
 軍器の何れも城中に貯ふ若し不足すれば管務の吏を糺す具足に至る
 までも皆城中に具ふ僉使以下萬戶船將まで之を着用し代々譲り次々
 なり軍卒の具足の具へされども統營兵營水營に軍卒の具足も具へ
 あり虞候の行列に具足を着て劍を佩ふ京城五營の軍卒も前に同じ
 と云ふ
 使道どの前にある牧使府使府尹判官の類を云ふ守護の地により少許
 の違ひあれども大抵の東萊に同じ依て東萊の事情を左に記す餘は是
 に準じて推知すべし

東萊府 東萊郡二十二洞に定む但一洞家五十軒中洞は凡七十七戸
 云々城凡三百間四方塙の高さ凡九尺溝の深さ凡九尺之を邑城と云ふ東
 門南門西門北門閣門人生門あり釜山より京城に向ふとき南門より
 入り西門に出づ閣門の内に昔し日本判事の廳ありと云ふ
 閉門の酉の時開門の寅の時とす朝閉門に笠を以て上官に何候す
 鳴物喇叭二大鼓一 此件は兵備の部に記す故に茲にけし
 官制
 坐首一 城を府内の人民を支配し役を當るの時
 營將一 將は軍卒を指揮する府を守るの一道の營
 中軍一 料米一石木綿三匹
 千總一 同九斗木綿二匹を配千夫配千人
 別騎別將同 同九斗木綿二匹別軍官
 守蝶別將同 同九斗同三匹

武士別將一 同九斗同二匹別軍官
 行道軍官一 同上軍官の筆頭
 兵房軍官二 各同八斗同二匹軍配す
 把總 二 各同六斗同二匹軍夫五百人
 知穀官 四 右に同し
 別騎 百總二 右に同し
 守蝶 百總二 各同九斗同二匹
 武士 百總二 各同六斗同一匹
 軍器監官一 各同八斗同一匹軍器修補
 外に和館守門 軍官三各料米十斗木綿二匹
 右の外館中掛役多けれども之を略す
 哨兵 十五
 軍夫百人を頭と云ふ常祿なく此内より軍官を助けるなり

守兵 軍官四百人
 此軍官ハ東萊及義州城にのみあり常に祿役ともになく農事を業とし農家に同じ弓劍ハ何れも之を所持す不時の勤等ハ偶々これあれども戸役ハなし戸役との家並の公役なり右軍官の勤或ハ府使勤中又ハ一年の勤もこれあり凡そ軍官を勤る類の人一府に二三百餘もあり常に田地を耕して家族を養ひ又ハ商業に従事するも右役名を受るとあり譬へハ金家の人一度千總を勤れば金千總と云又勤ずしても官名を許さる依て一邑中に金百總と稱ふる者數多あり
 通事三各料米六斗
 術典六十
 書手の事にて府使の側に居て事務を執る軍官ハ只名のみ敢て繁用にもあらず新官到任の節舊記等を考へ其外諸差引方の勤めを以て毎歲勤を異にす尤も首役ハ軍官の數に加はる書契色ハ六人あり文

字を能く書するものを定め書契啓聞等を書くなり
工人十五 又鼓人と云

附軍樂器 喇叭、鈺、七聲鼓、太平箏、螺角、之類

附樂器 笙、笛、長鼓、鼓、瑟、琴、瑟、

附曲調 羽調、商調、角調、平調、羽調、高調、清調、高調、

附樂名 太平樂、輿民樂、萬歲樂、

右の外樂名ありと雖も皆な此に本づく樂の何の世に始まりたるを知らず往古よりの物なりと云ふ

小童卅人

十歳餘より廿歳餘の者或の軍官等の子にて賤からぬ者を使役す其頭分の印信を守護し晝夜勤るもの三四人あり其餘の事ある時に之を使ふあり

使令二十二人

棍持にて杖罪をなし日夜五人づゝ相勤むるなり其外内裨將に付き又處々見分等に令の字を持越し罪人等を捕へる勤なり其頭を將校と云ふ則ち軍官の事なり都合三人程にて一人の罪人を捕へ又盜捕將と云ふも右に同く使令杖罪をなす時の一人づゝ連越すあり

罪杖八人

杖持なり罪人等を捕る者にて常に府使に附從し日々二人づゝ出つ又他行の時の四人或の六人も出るといふ人を捕るにも鬻ぎを曳き來り官品の衆の絹の切を首にかけ來ると云ふ

吸唱三人

輿の側に付き府使の號令を傳ふる者にて至て輕き役あり總て農民も此に婚嫁せず又此類の者數多これあり寺奴と云ひ被官と云ふ類にて其者の祖の古へ僧の下人より起りたりと云ふ

官妓二十内外

十歳餘より卅歳餘までの婦人を晝夜四五人づゝ府使の側に置くなり非番の時何人にも身を賣り其身の衣類等を得るの資とす此婦人の寺奴の類の娘又の不義等を致せし咎を以て官婢となすなり常に歌舞を事とし又人の妾もあり監司の三四十人を置き僉使以下これなし兵使水使の營に酒湯婢と云ふもの二三人づゝを置き僉使の類に汲水婢と云ふもの一二人づゝを置く

内裨將無定數

府使の擇ふ所とす各料米一石五斗大豆四斗木綿四匹を與ふ凡一府四五人又の二三人を置き定數なし其勤の府使の次にありて軍官をどの者をも用ひ威勢一邑に振ふ監使の五六人にして或の萬戸を勤る人其外文官の人縣令以下の人をも之に充つ

使道の人正式の行列の砲手一山人清道旗二大龍旗一都訓導一馬上偃月刀二金鼓旗二軍官四馬上龍刀劍二三枝鎗二令箭二兵符二馬頭小童一

外 官 職 制

上喇叭二太平簫二七聲二鈸二鼓一使令二人内裨將三人馬巡視旗二令旗二樂一行使令八人羅杖四日傘一小童六七吸唱二人使道平夫十餘人軍官六衛典二馬上三人胡床一鞍籠一常の行列の喇叭二巡視旗二令旗二使令四羅杖二日傘一獨轎小童二吸唱一下吏二人

兵使より僉使まで正式の行列の砲手一清道旗二令旗二喇叭二太平簫二螺角二七聲二鈸二鼓二都訓導一人軍官三金鼓旗二雜一令箭一樂一行使令六羅杖二日傘一小童六吸唱二轎子下吏五人胡床一鞍籠一又其常の行列の令旗二喇叭一使令四羅杖二日傘一馬上小童二吸唱一下吏一者是より歩行輕す使令二日傘一馬上小童二吸唱一下吏一馬一萬戸等鎮四洞衛前五小童十吸唱一

東萊府使蔚山梁山郡守等出會のとき印信を一處に並べ蔚山の通引の東萊の通引を避けしむ爲に通引等の鬪諍に及ぶことあり然れども

府使の之を禁せず是其時かぎりの事にて追て論談に及ばずと爲す故に各々有力の通引を撰むなり但監司の印信府使の印信と一所に並ぶる事を禁ず格段違ひたる會席に何れも法式あり概して通引等々其主を尊び往昔より印戰とて此事あり又東萊府使水軍節度使の會坐にも印戰あり水使の武官三品なれ共水軍制度使に至て重任とす乃ち別星の類にて府使より重き職なるを以て府使の上座するも印信の重き節度使ありとて通引等の争をなすものとす

譯官倭學堂上定數堂下十數同同十五員同同偶語廳定數倭譯に志すもの最初に前衛と稱する所にて稽古を爲す訓導二京一員釜山一員同別差一員なり

慶尙道巨濟全羅道順天譯學各一、小通事三十名とす

判事判事の譯官の總名にして常に何判事と云ふ堂下の内に職品あり漢學の其人數前に同し

全羅道海南に漢學一員を置き長崎通船漂着するときの水木糧米等を與へ出船せしむ清國船の順次北京に送る

蒙古學但此譯學の日本國清國と差違甚し或從道の内處々に之を置き北京行にも附從す

右諸譯官の堂上崇祿大夫までに登るも正三品の官に及ばず文官の從三品に準するの郡縣令に同しと雖も使臣の命を受る時の縣令より重し

官吏登用乃ち科擧

官吏登用試験を科擧と云ふ之を施行するに閏月の年又の子卯午酉の年に於てす又國の大慶ある時の不時に之を行ふ前年の秋より始むる是れを初試と云ひ其年の春にあるを覆試と云ひ又秋を殿試と云ふ此三試皆好果を得て等の内に入る者を撰び一等より二等三等と階級を定め査覈の上左の人員を擧ぐ試験問題の詩賦なり

讀政一員正三品以下四員武官正三品以上二員以下四員とす是を大科と云ふ

此大科に出るの縣令以上の人にて邊鄙より順次狀元に登るにわらず門地家子孫も此部に加はるに依り其者の昇進速かなりと云ふ小民の大科に登るの稀れなり唯小科に止まる既に大科の濟みたるを堂上と云ふ

漢城府京中諸民文官一百三人、武官三十五人

忠清全羅より 同九十 同二十五

慶尙道より 同一百 同三十

江原平安より 同四十五 同十

黄海咸鏡より 同三十五 同十

右を小科と云ふ何れも堂下の部にて科擧の上各道郡守縣令以下に任じ又京中諸役所中の教授と云へる職を授く器量を以て漸次昇進

するなり武官の各道僉使萬戶以下京中五軍門の千總以下に任ず

科擧に郷試といふあり郷試と云ふ各道州府にて之を試み答案の本書の封のまゝ京城に送り開封するなり問題の又詩賦なり其の等の内に入る可き詩賦の其府に通報し使道にて夫々の手數を要するなり故に京城に住居せざれば殆ど官吏となること能はず何となれば京外のもの雜費多きか爲め出身の前途を達すること困難なればなり

及第に國王并百官大成殿に出て國王自ら詩題を出し藝文館の大提學大字に書して殿庭に示す及第の人々の其前庭中に於て大成傘を張て日と雨を防ぎ或の五人十人と一群つゝ並び居り詩題に就て各々筆を把り先其題の出處を明記し各々詩句を書し封して之を殿上に出す大提學の其揃へるを見て封を開き平かに讀み一等二等の段階をわから領事一大司憲一知事一之を閱し了り一等の部或の五等の部或の十五等或の二十等と撰出し此を國王の前に出し又一等の中より一等

二等と黜檢し而して後に諸官の評議を経て之を決し何の詩の狀元と呼出し皮封を切り其人の姓名等を照視す初より狀元階下に跪き居るを承旨より姓名を披露するとき國王の慰諭して左の三種の物品を給す此時國王の床上に坐し紅の尾扇を以て科擧の者の進退を指示す王の面前に於て酒三獻を與へ鱈を以て下物とす

紗帽冠一花一枝 紗裁の桂花なり 紅牌 小科白牌何も壯紙科擧の美言をあら 寶 家の重寶

右の三品を拜受し階下に於て紅牌を胸に挟み紗帽を冠し桂花を以て冠上を粧ひ鞠躬四拜して退く殿門の外成拍館より盛飾する從者を遣はし送て家に至らしむ其式及第の等に依りて差あり而して三日間の休暇を與へ四五日の内に各々職を授く又除授と云ふ事あり科擧直に職を授くる事もあり又旨前と云ふあり何官にても空位ある時の登用するあり

科擧の事に關する職司の左の如し

司憲府 大目付方 大司憲一

承政院 上意傳教の役所なり

經筵廳 國王に侍講す

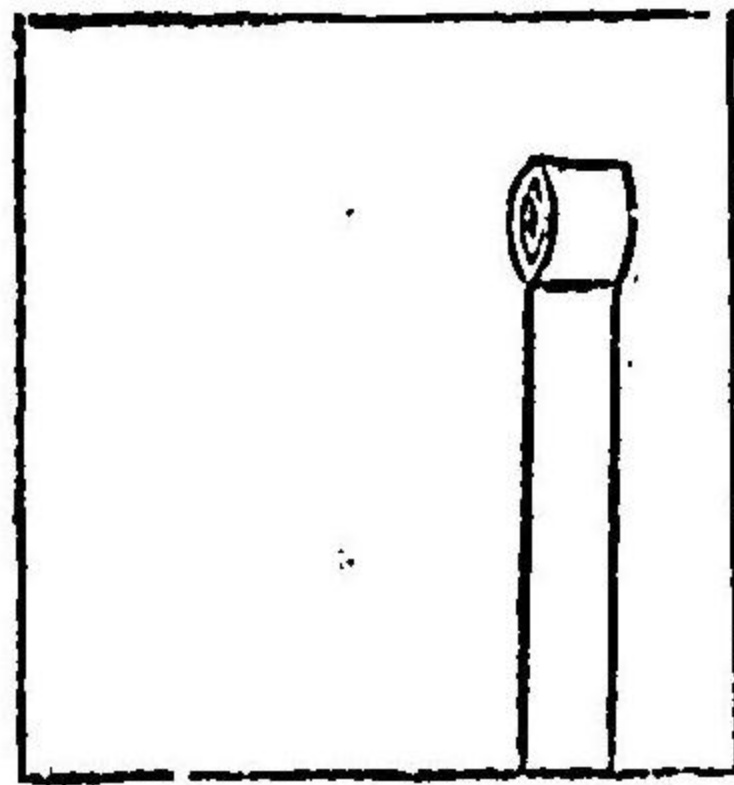
藝文館 國王の勅書宣命を書し文學第一の館なり

成拍館 學文指南所なり

狡猾なるもの右及第前に私謁を行ひ又他人の詩を竊み不意の出身に至るもの事數多ありと云ふ

又門地家の子孫及第の時秀逸の名を得るもの常に十の二三に居ると云ふ總て先朝に於て宰相を勤め有功の家に其人に應したる職を授く或は田宅を設け子孫の地をなし職に就かしむるを望まざる人もあり又本妻に子なくして相應の養子をせず遂に絶家に至るとき元來門地家の資格を失ふ例令妾腹に幾人の男子ありとも

家督相續を許さず故に降て庶人に列すれども敢て奴婢下賤の部に編せず又浪人となり居る學者われども此等の及第の撰に與らず又田地を京城外十里廿里又百里の外に買ふものありて閑居の門地家處々に散在せり庶人にも武官の小科まで之を得べく文官一品の祖にても萬戸内神將より上に至らざるものとす及第の時詩賦を作り書く所の大なる紙を皮封と云ふ上圖の如し



圖中切りたる所に其者家筋住居所姓名祖父及父の名までを書き上に卷上げ封印す時賦等に秀つるさきハ此封を切り其者を出す然らざる者は封のまゝ之を下渡す然るさきハ各々自身の印を認めて持歸るなり

文官及第したる時高さ五尋六尋の木の梢に龍を畫き先祖の墓所に建て又居宅にも建て先祖の美を顯す之を孝大と云ふ

大科の勿論小科の輩始て郡令に用ひらる、時七事の考案あり乃ち農桑盛戸口増學校興軍政修賦役均調訟簡奸猾息の七事なり

武官の及第の弓を第一とし其次に太刀鎗を以て一藝づゝ試み及第して小科の部となり又六韜三略武經七書の内を國王の前にて披講せしめ中樞府の領事吏曹兵曹の判書其外百官是を正し王の前にて等を別ち之を出す又兵曹の判書の委く黜檢して而して後に大科に列するの命あり下輿の物品等の文官に同し

弓及第の場ハ城内にあり國王之に臨み領事判書大司憲を始め其外諸官列席して弓術を試ひ百歩の距離に綱を張り其下に五幅許の幕十餘間の長さあるものを張り而して強弓を以て其の重さ六十目の矢三本を放射せしむ其矢三本共に綱を越す分を撰出し又常に執る所の弓を以て五矢を發して射的を試みしめ其等を分つ
弓の長さ鯨尺にて三尺三寸三分を平弓と云ひ其弦ハ唐糸又ハ蠶糸を

用ひ矢の五本と定む
 先達どの弓の及第せしものを云ふ農民にても弓術を能くする者を撰
 み王の前に召出し文官に同じき下與品ありて小科の部に編し萬戶權
 官別將等に任ず監令の内武官を以て充つる地もあり然とも京城に居
 るにあらずんば昇進するを得ず州府の村落に居り名のみ先達と稱し
 一生を過す者多し既に先達とありたる上の所謂直參と云ふが如
 くにて使道に在りても他の軍官より用ゐられ若し其身より職を望
 む時使道又の水使の營に任す
 邑村に居る先達の弓術を教授し傳授を免るすと云ふことありし弓州
 府及鄉村にても春秋に近村集會を催し専ら之を習練す文官の人も
 往々好みて弓を學ぶものあり
 弓及第の内に段階あり六兩箭の三筋百五十歩を越したるを第
 片箭柳葉箭眉箭騎箭弩箭何れも五筋づゝにて的中を試む六兩箭

どの矢の量六十目なり此矢を射る弓弦に一石の重量を下る時弦口
 緩と云ふ是より強き弓箭の用す六兩箭の城陣箭に用ひ木箭の羽もな
 く根の錐の如くにして細し矢文等を仕掛に用ひ片箭の箆に本矢を五
 本さし其内に油紙を包し五本共に羽尖く長さ一尺五六寸にて射る時
 この矢を載すべき彫木あり小指に細き索を附け此木を腕限に引て放
 つ時此木の指に残り矢の行くと凡百二十餘歩とす軍中に用ゐる時
 の矢の根に毒を塗る柳葉箭眉箭騎箭弩箭の文字の如くにて中りを第一
 とす帷箭の常に用ひる矢也但箭竹の八道の内毎歳納る處二十二所と
 云ふ常に地頭の支配に屬し一個人所有の竹林の持主に謀りて之を伐
 るあり
 弓に軍道弓と平弓とあり何れも強弱其射手に應ず
 有舌角指無舌角指掌連鞞是の六兩箭を射るとき之を用うと云ふ片箭
 を射る彫木を桶兒と云ふ筒筒とのエビラを云ふ但左弓右弓とて左構

へ右構へ等各々其人の得手に任す
 雜科と云ふは他國の言語を始め砲鎗劔何れも一藝にて及第す砲の百
 歩の距離に人形の的を設け三度放ちて三度中りたる者を撰み鎗の馬
 上にてつかひ両邊に控へたる歩武者の木鎗を把て十人許り立ち馬上
 の人の馳脱けるを待ち之を突落したる者を撰ぶ馬を馳せ無事に通過
 する時の則其者を撰ぶ劔の數十人左右に別れ双方劔を握て打合ひ敵
 の笠を奪取たる者を撰ぶなり鎗術を習ふにハ索の長さ凡一丈余の端
 に鞠を釣るし木鎗を揮て鞠の上下左右に飛廻るを誤たず之を突くも
 のにて其進退動搖奔走臥起する状ハ我國の輕業曲手鞠の類の如し
 毎年春孟月東班三品以上西班二品以上薦擧をなし人物を撰び其職を
 分付す筆首より第三を内職とし守令萬戸の議政府六曹司憲府司諫院
 より薦擇し觀察使并節度使ハ一ケ年中に各々三人の外ハ移轉せしめ
 ず階を昇るを賀資と云ふ及第ハ勿論四品官職以上八十歳になる人を

日

撰び歳首賀資を命す士庶人の百歳賀資其餘功を以て之に充つ賀資に
 も其段階あり歳首賀資の子孫ハ上言を許す上言の文体ハ左の如し
 某道某邑居某役臣某著押右謹啓 臣矣 段臣矣身云々特蒙大恩爲白良
 結望良白去乎謹次啓向敢是事望良白内臥乎事是亦在謹啓大年號月
 縣村の者にても其地の郡守令より僉知を許され時に環子を付與さる
 者あり農民にても凶年の時官家へ米錢を納め救助の資に供し其外
 貧窮の者を救ひ又ハ官廩の修補等をなし又ハ積善の聞え孝道の行あ
 る者ハ勿論賀資を命せらる但其賀資ハ一生限りとす或ハ縣村にて官
 を賣ることあり之を買ひたるもの亦一生限りとす

兵 備

八道を合せて八十餘城あり左の如し
 京畿道十餘王城 内邑城一邑城は平城府中の城
 固めなり

忠清道十三、城外に鎮城一

慶尙道十五、城外に邑城三十城東萊城も此内に在り邑又鎮城十但釜山、多内之あり餘使

全羅道三十一、城外に鎮城十八

黃海道七、城外に邑城四同鎮城二

江原道空、邑城四、鎮城一

平安道二十四、城外に邑城九、鎮城七朔州ハ地廣く北京方面第一の要害に城六あり鴨綠江の邊に要害あり

咸鏡道八、城外に邑城十四、堡城四、鎮城十五

右諸城ハ大抵石築あり或ハ十中の一ハ土築トす各々外城あり本城の分ハ多く山に傍ひて造る海城ト稱すべきもの稀なり本城に將臺あり高く之を築く其上より四方を一望すべし又牛馬牆ト云ふものあり堀外の構へなり

凡亂の南地より起るときハ國王ハ江華島の邊又ハ平安道義州の大蝦山に避け北地より起るときハ廣州の地又ハ全羅道茂朱の赤裳山に避るなり

開城府江華府を稱して西都ト云ひ留守及び軍營を置く西都ハ往時の都にて土地廣く人口多し富人の家少からず諸道の商人往來して業を營なむもの多し京城を距ること凡一百五十里江華島ハ周廻凡百里餘鼎足山上に城を築き要害頗る堅固なり京城を距ること凡一百十里魚類に富み之を京城に送る

兩漢ト云へるハ北に北漢山の城あり楊州にあり京城を距る三十里北門より通じ常に軍備を置く水流東南西を遶り北方第一の要害トす又南に南漢山の城あり廣州に在り京城を距る三十里常に軍備を置く南門より通ず中に漢江あり又東門にも通ずるを得此處北漢南漢ト云ふ大寺あり元來朝鮮國ハ山城を以て第一の要害トシ常に大寺を設く僧

徒をして之を守らしむ其内尤も重要な處に別に軍備あり又漢口の河
 口通津の内に文珠山城あり海邊要害の地あり京城を距ること一百二
 十里此邊より海菜魚類を京城に送る
 水運所とて船付と云ふが如き者を京城の外三方の江に設く左の如し
 漢江 西江 龍山 軍資監より各十里
 西江軍資監の料米を倉庫に貯ふる所なり此米月々京城の廣興倉に運
 送す一車に載する所凡二十五苞なり
 烽燧の京城の内木覓山又南山に置き變を報す咸鏡道より江原道に通
 じ慶尙道全羅道の忠清道に通じ平安道の黃海道に通じ皆木覓山に
 集まり部將より兵曹に告ぐ烽火の夜間火を揚げ晝は烟を揚げ無事の
 火の一中變の火の二つ大變の火の三つ揚ぐるあり
 四道の戰船百二十七隻 兵船同上 私號船二百五十六隻
 戰船一隻番船に船將一船頭を砲手二十四人余砲射夫十五人官軍

船直一番船格軍八十水夫を乗す賣買船の船頭を砂工と云ふ
 兵船一隻中船に船將一砲手九射夫五船直一格軍十八及私號船小船
 ぶを備ふ常に軍兵の備なく農家の内兄弟數多あるものを以て之に充
 て若干の手當を興ふ十里外の陸地に出で、業を執るを禁す其兵船の
 漁船等に貸すも他道に往くを許さず
 右兵船の僉使萬戸の管轄にして或の一隻又の二隻各浦同じからずと
 云へども僉使の二隻萬戸の一隻番船中船合て格軍九十八名あり三月
 より九月迄官家より錢を給す但一人大錢四百五十文あり格軍たる者
 の此期月内遠方に往くを許さず總て朝鮮國の東南西海を受る爲め九
 月より二月まで軍備を要せず又砲手射夫の俸給を興へ平常相應の勤
 務あり此者若し書手等を務むるとわれの一方の俸給の僉使萬戸の爲
 めに押領さることありと云ふ又戰船の統營に於て之を作る信使譯
 使船の亦此處にて作るものとす樓船平安の江にては専ら遊船用とす

艦船 砲用の船にて一面船上を覆ひ側面に鐵
 砲架問を構へ下に在りて櫓を漕ぐなり
 單橋船 朝鮮の船は總て櫓二本なり小船あり此ハ橋一本にて此國に稀有な
 る船なり日本船に倣ひ之を造るは是三長の
 亂後日本船に倣ひ之を造るは是三長の
 船税の船一尋に付或ハ五分六分七分とす一年中煎海鼠鰓魚類海菜を
 納む官より船に燒印を据えて免許の証とす
 典艦司の船役所の事にて京畿道に在り
 習操又習陣と云ふあり京城にてハ一ヶ月に三度執行す五軍の内順次
 之を行ふ國王出臨すること稀あり總て一營の軍ハ校場に出で陣列を
 なし銃手弓手騎兵歩卒皆な軍令に隨て操練す若し熟せざるものある
 ときは杖罪に處す又監司の營兵使府使の部下も習陣あり外官ハ一年
 に三度と定め若凶年ある時ハ兩三年も之を行はざることあり陣法の
 平陣山陣川陣攻城籠城暗陣等の類なり
 水操又期會と云ふハ戰船を廻送するなり春秋に一度とす水使の營に

て僉使萬戶船軍の習練を爲す凶年の時ハ之を行はず總て東伍の出入
 等の兩度共に精査し以て怠を防ぐなり
 年豊なるときハ十年に一度統營に於て大習練あるを例とす此時水使
 も出で之に會す其實ハ費用を厭ひ二十年又ハ三十年に一度の習練
 を爲す水操を加藤調伏と云ふ是れ壬辰の役に加藤嘉明の爲に其水軍
 を敗られたるに懲り斯く水兵を練るによりて名くといふ
 試射ハ三月より九月まで毎月一兩度弓銃を試ひ各邑各鎮も之を行ふ
 的を射て勝を得たるものハ錢及び木綿等の賞を與ふ

刑罰

朝鮮の刑罰ハ大別して死罪流罪杖罪の三に別る罪人の口供を取ること
 どを捧招又ハ考音といふ其罪狀を書き罪人の讀み聞かせて相違なき
 を自供せしむるなり死罪中逆賊の刑を重罪とし之を牛裂にす又宰相
 大臣死刑を犯すときは毒を飲ましめ刑及を加へず又死罪に該り其の

重き者の市に斬る多くの西小門の外にて斬に處す罪人の死刑に近づ
くもの親族より食物を獄中に送ることを得
監司の一道の人命を與奪するの權ありと雖も多くの啓聞の上にて斬
罪を行ふ死罪に覆啓して事の起り中たび吟味の事死罪の事を稟議す
事急ある時の先斬て後に啓すと云ふ守令の自ら罪を問ふ死罪の秋分
後九十兩月内に行ふ人を斬る者の白丁として日本の穢多の類あり死刑
に至て稀あり全國中一ヶ年に一二人に過す梟首のわれ共磔等のなし
流罪の絶島定配極邊遠等あり罪人を名もなき小島に流すなり全羅
道の内に多し極邊との咸鏡道鐘城の邊を云ふ最初年限を定めず唯だ
罪の輕重を以て地の遠近を定め後に至り之を免す又州郡より配所に
送ることあり又住所より追拂ふことあり
禁府に入るとの流罪の科に該る者を入る其罪科なきこと明白に歸す
るときに即日之を出す尤も兩班の人と平人との其所を異にす獄に入

るもの科の品極まりたるものとす又罪に因り一生獄に繋ぐことわ
り刑人に足桎手桎首枷等を施すことあり
杖罪の常に用ひ重き杖罪の捧招を取る杖の一度三十を限りとし一ト
通りの罪の其品に應じ之を糺す杖を棍杖と云ふ大中小の差あり棍を
以て擲き殺す事もあり使道の軍官の者にも之を許し其場を治めし
むることあり又他所の者境を越し罪を犯すとき罪の輕重に依り處
斷す重き罪に陥るもの其地方官に訴へし上之れを糺す其輕重の
時宜に據り斟酌す然れども觀察使の側付下人等を使道より杖罪とな
すことこの之を諱む其科に因り觀察使より杖罪に處す他も亦之に同じ
と云ふ杖罪を又決棍と云ふ苦杖の極の細きを以て女童を打つを云ふ
懐胎の女又七十以上の者の収贖を許す杖一百贖七百文とす又棍にも
贖を取るにあり喪人又懐胎の女の夫又親の病氣等に贖を許す女
人も流罪に行なふ杖の重き亂杖として足の裡刑門向脛捷草、コムロ、を打

重き者の市に斬る多くの西小門の外にて斬に處す罪人の死刑に近づ
くもの親族より食物を獄中に送ることを得
監司の一道の人命を興奪するの權ありと雖も多くの啓聞の上にて斬
罪を行ふ死罪に覆啓して事の起り中たび吟味の事死罪の事を稟議す
事急ある時の先斬て後に啓すと云ふ守令の自ら罪を問ふ死罪の秋分
後九十兩月内に行ふ人を斬る者の白丁として日本の穢多の類あり死刑
に至て稀あり全國中一ヶ年に一二人に過す梟首のあれ共磔等のなし
流罪の絶島、定配、極邊、遠竄等あり罪人を名もなき小島に流すなり全羅
道の内に多し極邊の咸鏡道、鐘城の邊を云ふ最初年限を定めず唯だ
罪の輕重を以て地の遠近を定め後に至り之を免す又州郡より配所に
送ることあり又住所より追拂ふことあり
禁府に入るとの流罪の科に該る者を入る其罪科なきこと明白に歸す
るときに即日之を出す尤も兩班の人と平人との其所を異にす獄に入

るもの科の品極まりたるものとす又罪に因り一生獄に繋ぐことわ
り刑人に足極、手梏、首枷等を施すことあり
杖罪の常に用ひ重き杖罪の捧招を取る杖の一度三十を限りとし一ト
通りの罪の其品に應じ之を糺す杖を棍杖と云ふ大中小の差あり棍を
以て擲き殺す事もあり使道の軍官の者にも之を許し其場を治めし
むることあり又他所の者境を越し罪を犯すとき罪の輕重に依り處
斷す重き罪に陥るもの其地方官に訴へし上之れを糺す其輕重の
時宜に據り斟酌す然れども觀察使の側付下人等を使道より杖罪とな
すことこの之を諱ひ其科に因り觀察使より杖罪に處す他も亦之に同じ
と云ふ杖罪を又決棍と云ふ苦杖の極の細きを以て女童を打つを云ふ
懷胎の女又七十以上の者の収贖を許す杖一百贖七百文とす又棍にも
贖を取ることあり喪人又懷胎の女の夫又親の病氣等に贖を許す女
人も流罪に行なふ杖の重き亂杖として足の裡刑門向脛、撻草、コムロを打

つなり

國王の誕日國忌大祭其外朔望の日に刑を行ふを禁す又往昔の燒鐵を以て身を燒きたる事もありたれども後世是れを止む罪人の家を決所とするを屬公と唱ふ

刑律を掌る衙門二あり一を義禁府と云ひ他の一を捕盜廳といふ義禁府の主として大逆不道の重罪を審糾する所にて其長を都事と云ふ捕盜廳の主は盜賊を糺治する所にて左右の捕盜大將之を掌る然れども其の治罪の法に私多く賄賂の多少によりて刑罰を輕重甚しき有罪も爲に免かれ無罪も徃々刑を免かる能はず刑罰の濫安驚るべきものあり

若し夫れ大逆不道の重罪犯ありと聞けば都事の直に書吏羅將等の部下を伴ふて搜索し嫌疑者を拘へて義禁府に拘留す而して之を朝廷に報すれば國王の政府の大臣に命じて之を推鞠せしめ種々拷問の手段

を盡くし苦痛に堪へずして服罪せしめ然る後死刑又の流刑に處す死刑の中でも牛裂斬罪等の酷刑ならずして幸に絞罪と爲すに決すれば之を捕盜廳に送る

捕盜廳に左右の捕盜大將之に長たり廳内に大廳といふ所あり大將の之に居る其部下に從事官なる者ありて毎日大廳の傍室に詰り又捕盜軍官なる者三四人も之に詰め軍官又其部下をして常に獄舎を守らしむ故に國に盜賊あれば捕盜軍官等大將の命を奉じて之を捕へ來り廳内大廳の傍室に拘留し時々東大廳に引出し手下に命じて拷問せしめ服罪すれば廳の庭北ある北間といふ所に引出して絞罪に處す

財政

其一 土地租稅俸祿

八道の耕田總數の貳百四十一萬一千九百九十結と稱す我元順政は年中の如し八結に一度量衡の部に説く

平安全道の収入凡五萬四千兩を以て北京の費用に備へ慶尙道の收入凡二萬四千兩を以て日本に對するの費用に備ふ

慶尙道一道は日本に對するの雜費に充つと云ふ四道の戰船人夫其他通信使驛使等の雜費を概算せしなり又日本の備へに別將を所々に置く故に慶尙一道は之が雜費となるなり

上納米を大同米と云ふ諸道水田旱田等を開墾せし地の上納を集め各邑常費に充つ但江原道の内に年々土地を新に開拓するある由なり

儲置米の各邑營一年中の常費を除き其餘を儲へ各官不時の公用に充つ又乾糧をも儲ふ京城に豐儲倉と云あり兇荒其他に備ふ乃はち備荒儲蓄なり

扶持米の上納米の内にて儲ふ之を衛典米といふ

學田の成均館四百結、四學各一結、州府鄉校各七結、郡縣鄉校各五結、是れ學寮の雜費にして官屯田の内を分ち學費に備ふ

官屯田の主鎮廿結統營、兵營、水巨鎮、倉使、諸鎮、萬戶、等府、都、大護府、郡十六結、縣驛察訪各十二結、

財

右の王族の費用にて何れも州郡鎮より別に之を納む總て王族たりとも土地を興ふる事なく唯諸雜費を給するなり

公田の京畿道驪州利川と黃海道の鳳山載寧にあり

田に定稅あり各道若豐凶ある時其所の守令之を監守に報ず監司の巡歴の上敬差官都事をして抽控を入れ稻穂を檢視せしめ又戸曹より之を審査し而して啓聞の上戸曹の法を以て其年の稅を定む

粗一丸蔴上田 粗凡そ卅九内外出來穗但白米にして日本三升五斗内外

麥一丸蔴上田 粗麥凡そ四十九同精麥にして四斗餘

右年貢上納一丸蔴に付白米一丸と定む一半の米にて取立て一半の錢にて時の相場に照し上納せしむ其年の豐凶により納額の違われども凡そ平年に見積り麥一丸蔴一丸を納む其外大豆、小豆、蔴、麥、粟、綿、麻、布の

政

十分の一を納む此外に會内外と云事あり會内の其所より監司へ上納す上納米白米一苞に付一九五杯つゝなり會外の其所の府使郡守縣令まで一苞に付一九五杯を納め何れも自分に受領し置き飢饉等の節の府使郡守より時々救米を出す但農一人に價布として大錢二百十五文宛を納めしめ兄弟五人あれば各五人共に納め又木綿一疋つゝ納むる所もあり總て把總以上の者の家族に前の税なし尤も女子の免税なり田地を賣買せんとするに田畠共に其田地の坪數より土地の上中下を詳記して田主へ渡し本帳に引合の符號を印す賣買の本主の素より其村の役人押印して相違なきを証し官より新に印を捺之之を買主に渡すなり

年々觀察使巡歴する故境界の論なきも用水論の時々あり總て水乏き土地にては少しく旱する歳に既に灌漑の水に乏し之に依り自然と用水の論あるあり又尤も赤土のまじりたる處多き故少しの雨にては

財

水の忽ち溜り爲に山田にても水の切るゝこと稀なり

土地の價は一丸蒔の上田にて錢一貫二百文程日本丁百にして六貫文に當る故に一年白米五斗三升の上納と其他を出しても多少の利益あるよしなり

中田は八百文程又畠の一丸蒔價大錢五百文程丁百にして二貫五百文下田は四百文程にて精麥にして四斗餘の一年の收穫なりと云ふ

大典祿科

政

- 第一科正一品 中米十五石 糙米四十八石 正布十四匹 小麥五石 但何れも一ヶ年中四季割にして給す 楮貨十張
- 第二科従一品 中米十二石 糙米四十四石 正布十五匹 小麥九石 但上に同じ
- 第三科正二品 中米十二石 糙米四十八石 正布十四匹 小麥八石 但同上

朝 鮮 紀 聞

第四科從二品中米廿六石 但同上	第五科正三品中米九石 右堂上官	第五科正三品中米一十石 但同上	第六科從三品中米十四石 但同上	第七科正四品中米八石 但同上	第八科從四品に同じ	第九科正五品中米六石 但同上	第十科從五品中米三石 但同上
糙米三十七石 正布十四張 小麥八石	糙米二十四石 正布十張 小麥三石	糙米三十匹 正布十二匹	糙米二十七匹 正布十二匹	糙米二十四石 正布六匹 小格貨六張	糙米十一石 正布十一匹 小格貨四張	糙米九石 正布十匹 小格貨四張	

財 政

第十一科正六品に同じ	第十二科從六品に同じ	第十三科正七品中米三石 糙米十五石 正布七張 小麥四石	第十四科從七品に同じ	第十五科正八品中米一石 糙米十二石 正布四張 小麥二石	第十六科從八品に同じ	第十七科正九品糙米八石 正布二張 小麥一石	第十八科從九品に同じ
------------	------------	--------------------------------------	------------	--------------------------------------	------------	-----------------------------	------------

右何れも有職の人に祿を給す無職人に給せず且正三品堂上官と
分ちある正三品の内にも堂下官あるに由る此に堂上と云ふは通
政大夫以上を云ふあり

外官府大都護府牧使都護府各衛の祿は五十結郡縣各衛の祿は四十結
入道監司の内所務宜き平安道を最とし次に慶尙道全羅道なり入道

監司一日の給り白米五斗五升凡六十包とす一年に現米凡一万石と爲る故に一道の監司を勤むるときの子孫三代まで豊かに生活することを得ると云ふ

其二 通貨及度量衡

貨幣 方今朝鮮に行はるゝ貨幣ハ邦人の普通に韓錢と呼ぶ二種の銅錢あるのみ其一ハ葉錢にて他の一ハ當五錢と云ふ舊時ハ葉錢五枚を以て當五錢一枚に換へらるゝが故に當五錢の名を下したるも今ハ當五錢も總べて葉錢の價値に通用し其名と實と相副はざると猶は當百と名くる我が天保通寶の僅かに八厘に價するが如し去れば朝鮮の一兩ハ我邦の百文と同一の意味にして十兩とハ一貫文のことなり而して從來韓錢と日本貨幣を兩替するにハ彼の一貫文を我が通貨一圓五十錢に交換したり但し需要の増減によりて兩替相場に昂低あり



表



表

るハ己を得ざることにて我が征清軍の韓地に入り其内地旅行の爲に多くの韓錢を要するや彼の一貫文ハ我が二圓五十錢乃至五圓に至りしことありと云ふ

此の韓錢ハ錢形の大小性質の良否一ならず或ハ當五錢一枚にて我が二錢銅貨よりも多くの重量を有するものあり又或ハ近時平壤の鑄錢所にて鑄造したる新錢ハ其性質粗惡にて往時我國に行はれたる鑄錢にも劣るものあり葉錢ハ其性質形狀とも我寛永通寶と粗ば相均し通貨の性質此の如く重量多くして内地にて物貨を買ふに總べて此の不便なる貨幣を用ゆることなれば通貨携帶運搬の困難極めて大なり通例馬一頭に二十貫を駝するに過ぎず而して其の駄賃ハ一里四五十文なれば内地に入るに三十里なれば一貫二三百文を拂はざる可らず故に長途錢を運搬すれば皆駄賃と爲り了るなり日本の銀貨紙幣並びに支那の馬蹄銀ハ毫も商間に通用せざるにあらされども小商

賣の取引に、行はれず況して山間の僻地に、到底通用せず
 去れ、近來朝鮮政府も此の貨幣の不便を感じ新たに貨幣條例を設け
 銀貨及白銅貨を發行したり其の銀貨白銅貨の形狀及品質とも全た
 我國の貨幣に則り唯だ僅かに文字を異にするのみ此れ、議政府よ
 り幣制改革の奏議を上り軍國機務所の議決を経て七月二十日(韓曆)よ
 り發行したるなり其の條例の左の如し

新式貨幣章程

- 第一條 新式貨幣分爲四種、一曰銀、二曰白銅、三曰赤銅、四曰黃銅、
- 第二條 貨幣最低位爲分、分十爲錢、錢十爲兩、
- 第三條 貨幣分爲五等、最低位一分爲黃銅、其次五分爲赤銅、其次二錢五分爲白銅、其次一兩及五兩爲銀、
- 第四條 五兩爲本位貨、一兩銀以下總爲補助貨、一兩銀貨之一次與受、以一百兩爲準、白銅貨以下之一次與受五兩爲準、但與受者互相肯諾

不在此例、

第五條 新舊貨幣一體通用以度融滙、其比例如左、

黃銅一分當舊錢一枚、

赤銅五分當舊錢五枚、

白銅二錢五分當舊錢二十五枚、

第六條 凡各種稅項公俸給以銀貨爲定者務用銀貨、或因時宜可代用舊錢、其以舊錢爲定者照第五條比例可代用銀貨、

第七條 新式貨幣多額鑄造之先、得暫混用外國貨幣、但與本國貨幣同質同量同價者始新通行、

此の新式貨幣の曾つて仁川の典圍局に於て鑄造したるも發行せずし
 て貯へたるもの一百万兩許りありしを先づ發行し且つ條例第七條に
 所謂外國貨幣を混用する積りにて其の同質同量同價なるものとい全
 たく日本貨幣を指すあり即ち新貨の五兩ある本位銀貨、日本の一圓

銀貨に當り一兩銀貨の日本の二十錢銀貨と同じく二錢五分の白銅貨の日本の五錢白銅貨と同じきあり故に此の新式貨幣及び日本貨幣にして普ねく内地に行はるゝに至らば始めて良錢貨融通の便を得べきなり

此の新式貨幣の外從來行はるゝ韓錢の表面に皆常平通寶の文字を鑄出するも裏面の文字の時々に違ふなり當初戸曹より鑄出せし錢の戸天と記し二度目に戸地と記し上の字の官廳の一字を用ひ又一二三より次第に用ゆる所もあり或の乾坤を出し又の細く丸印を用ゆるもあり而して此の錢を鑄るに定りたる時期なく或の五年或の十年又の二十年と便宜之を行ふ而して戸曹營門統營其外所々にて之を鑄るも戸曹にて鑄るもの最も多し此の如く鑄造所異なるが爲に其大小厚薄一ならず又其錢を銅といふも合鋤眞鍮鐵を混す故に錢百文の重量大抵百二三十目程あるなり

●尺度 尺度の丈尺寸分厘と算すること日本に異らざるも其間に周尺針尺錦尺官尺及鐵尺の別あり

●周尺の三指三、二指二を云ふ但食指中指無名指の三指にて三長握り食指中指二指にて二長握り之を二尺とす曲尺にて凡そ八寸なり

●針尺は常尺と云ひ四指七と云ふ周尺の法と同く日本鯨尺にて一尺四寸に當る衣類の尺を度るに用ふ

●錦尺の日本の鯨尺にて一尺に當ると云ふ錦類の尺を度るに用ふ

●官尺の鯨尺一尺三寸三分にて官家へ納むる木綿等の此尺を用ふ

●鐵尺の大工之を用ゆ日本の曲尺に當て一分も違はず

●斗量 斛斗升合勺と算す而して十五斗を小斛と爲し二十斗を大斛と爲し一斛の一に一石と云ひ依ども云ふ日本人の取引に小斛を以て算し則ち一俵十五斗とす

●斛をコロ升と云ひ斗を丸と云ひ斗升一量を京升三升五合入と云ひ升

を刀と云ひ又盃と云ふ一升に三合五勺、一合に三勺五才、一勺に三才五
とす但一石の入十五斗の京升にして一俵五斗二升五合入となる一俵
の斤目百三十五斤なり
斗量の形の方形あり長方形あり皆底を廣くして上を狭くし其の容量
の所によりて多少の差違あり今全州にて調査したる樹の容量の左の
如し

一升樹 底長曲尺一尺一寸七分上幅四寸三分

底幅六寸深三寸容量我二升七合八勺八才四

權衡 日本の斤目と同しく十六兩を一斤とし一兩十目一錢一日一分

一分一厘一厘と爲る

大稱一百斤、中稱三十斤、或の七斤、小稱三斤、或の一斤

右の度量衡の諸司諸邑に於て毎秋改正し京内の工曹に於て検査し京
外の營鎮に於て検査し何れも烙印を施すなり

土地の丈量の周尺六尺を一步とし三百歩を一里とし三百里を一息と
爲す

田地にの一等より六等までの別あり一等の尺十尺周尺を把と云ひ十
把を束と云ひ十束を一負と云ひ百負を一結と云ふ但し一等の尺の周
尺にて四尺七寸七分五厘、二等の五尺一寸七分九厘、三等の五尺七寸三
厘、四等の六尺四寸三分四厘、五等の七尺五寸五分、六等の八尺五寸五分
とす

解法の一等の全數にて十負、二等の五にて八負、五束或の加七折半とし
三等の七にて七負、或の損三とし四等の五五にて五負、五束或の加一折
半とし五等の四にて四負、或の六除とし六等の二五にて二負、五束或の
再折半とし十尺を一束とし百尺を一負と爲し千尺を十負と爲し万尺
を一結とす例へば田の長さ五十八尺、廣さ三十五尺、合二千三十尺、あら
ば一等の二十負、三束、二等の十七負、三束、三等の十四負、二束、五等の八負

一束六等の五負一束なり十負の内一負五束或の之を除といふ

教育及文學

朝鮮の教育の概して我國往昔の寺小屋に等しく其中資産に富む者の自家に教師を聘して其子弟を學ばしむるも通常人の日々に村夫子の許に通學して僅かに漢學を修めしめ別に學校なし唯だ京城にある日本語學校支那語學校育英公院の三のみ官立の學校にして生徒の學費までも官より給して之を教ふ其内育英公院の英語を教ふる所にて設立最も古く我明治十七年の頃にあり支那語學校の其後の設立にして日本語學校最も近年の設立に係る然れども費用の給せざる爲めに皆振はず

日本語學校の往年我公使より朝鮮政府に勸告して兩國の交通年々頻頻に赴くの時双方言語の通せざるは不便甚はだしきを説き韓廷も之を然りとして教師を日本より聘して設立したるものにて其成績最も

良く既に十數人の卒業生を出だし皆方今朝鮮の有用人物なり唯だ其の設立の日本に對する義理一遍の情より出で政府之を保護する厚からざる故甚だ盛大を見るに至らず其の學課の讀方書取作文修身地理歴史動植物等にて其程度の我高等小學課に相近し

育英公院の教師の英米の宣教師にて其の目的の英書に就き泰西の文物を知らしむるにあるも中人以下此所に入る者なく且つ經費不足の爲に教師も力を盡さいれの微々として振はず支那語學校の從來政府も力を用ひて之を保護し生徒最も多く亦其卒業生の登用を得るに最も便宜を得たりしも教科不規律にして教育の結果殆ど見るに足るものなし

村夫子の子弟に教ゆる所の之を書堂といふ凡を全國中州を初め鄉村まで皆書堂あり師を養ふの法其弟子中より贈遺し又の富有の人これを養ひ邑の子弟を教授せしむるものあり古來大儒と稱するもの

必退溪及び栗谷なり又日本の雨森芳洲の詩を尊び寛政七乙卯春東萊府使尹秉弼と云ふ人誠信堂の額を寫し都へ持登りたり又學問の書の小學大學論語孟子中庸詩經禮記書經易經春秋此の五書五經を循環熟讀す

右の外餘力に亦讀史書通古今達事變以長識見若異端雜類不正之書則不可頃刻披閱と云ふ總て朝鮮の風の文才あるも新に著作をなさず只舊きに從ふを專要とす既に五書五經に熟すれば近思錄二程全書朱子大全を讀むなり

學士の最上官を大提學と云ふ位從一品にて國書等重要の文章を起稿す此に人品才智に關せず總て學問に長ずる人を撰ぶ

書の最上官を寫字官と云ひ位五品にて小科の部にあり大科の部に入らず之を能くする者兩三人を諸郡縣に遣す京中に勤むるもの國書類を書するを專とす諸郡縣下吏を勤る者の皆能書者の中より擧ぐ故

に農家を除き一般の子弟の尤も書を學ぶ書法の趙子昂の法帖を學び又朝鮮の能書韓石峯の風を習ふものあり習字の讀書の暇に之を學ぶ先づ千字文類の眞字より始め七八歳より廿四五を頭として終日學堂に居り吏道諺文等の自然に學ぶ者あり又貧賤の者の諺文のみを習ひ纔かに通用に便するものあり貧賤にして筆墨を買ふの資なきもの砂を盆に盛て字を習ひ或ハ河海の濱に往き平坦の石面に大字を習ふ事あり吏道と朝鮮の文章にて諺文と朝鮮の文字なり

吏道の眞文に言語のテコナハを交へ用ひ事の早く通ずるより起りたりと云ふ例之ハ萬々バカリイカ也ソコカ乙チ厓ニ五レ臥テ喙ノミ大レバ刀モ代トコ羅隱レバ乙怒テ爲也シテ爲古メシテ爲尼ヨリ爲面バスレ平代トモ爲邦モシテ爲厓ザルゴ爲科カスル爲羅セイ刀永ホド爲隱只ヤラタ爲乙可カスル爲乙也カマイ爲也面シテ爲加尼ニシタ爲多可タイカシ爲巨乙テシタ爲巨等レシタ爲巨那ヒナリ爲里羅カマイ爲刀多シヤ爲也叱多シタ爲乙注乙ル

チロケ 爲飛尼シヘ 爲巨尼臥スレ 爲里奴多アスルデ 爲乙之羅刀云テト 爲也
 時尼ニイタシタ 爲巨隱馬隱ナスレカ 爲只爲ツシルニ 是平等ニヘニシタ 是遣イ
 シテ 是白去乙イタシ 爲白有如乎ニイタシタ 不喻ナイウカデ 爲有在果ドイモ
 乙仍干ニイタシタ 爲白有去乙イタシタ 爲白乎稱イセウシ 爲白乎矣イタシ 是
 如ザルゴ 是乎彌マシタシ 爲臥乎事イタシ 爲邑古ウカサ 爲白臥乎所マナシ
 是去乙イタシ 是白良彌マセイレ 向教是事アマツセイ 爲有如何セウカシマ 爲彌
 シテ 安爲去乎云ニイト 良中又ニヒ云ニ 不冬テモクシ の類にて譬ヘバ(御平安
 被成御座候哉)(平安爲時尼有叱可(御平安ニゴザナサレ候哉)(平安迄
 事リ以外)となる云ふ

諺文の世宗の始て製せる所にて真字より起り百六十餘字を以て通用
 し又附字を以て之を助く

ト其ニ地利眉非時異疑
 役隱乙音邑人時異疑
 가가거저고꾸구기마

나나너녀노뉴뉴느니
 다더더도드두드디
 라러러려로료루르리
 마머머며묘무뮤므미
 마머머며묘무뮤므미
 사사서셔소수슈스지
 아야어여오우유으이
 자자저저조주주즈지
 하하허허호후휴흐히
 차차처처초추츄츠치
 카카커커코쿠큐크키

平聲ハ衰テ安 上聲ハ厲テ舉 去聲ハ清テ遠 入聲ハ直テ促
 古諺文譬へバ木の字に丁の字を付れば平となる何れも是に同じ
 但諺文の字母の俗に所謂反切二十七字なり
 初聲終聲通用八字 丁レ口日人一〇 ㄱ 箕亡治ヨ皮不之ネ齒△而〇伊
 之屎初聲獨用八字 ト阿卜也リ於ト余ユ吾
 止要丁憂丁油一應一只、思
 書ハ兩班の二男三男庶子の輩専ら之を學なび畫師と稱し又畫員と云
 ふ多くの唐畫の板本に就き之を習ひ又朝鮮の名畫師謙齋言齋の粉本
 を摸す畫の用の屏風或ハ張壁等に畫く日本の如く掛幅となすことあり
 し

産業

其一 農業

朝鮮の土地の其地質礫确にして耕作に適當せされども國民多數の産
 業ハ農耕にあり故に農を以て國を立つるものと謂ふて可なり然るに
 其の農業の法甚はだ幼稚にして肥料を施すこと稀れに農具も亦極
 めて粗末なり元來國內に數多の川流あるも水利によりて貯水池を
 設くるもの少なく少しく旱天續くときハ忽ち其稻の枯死し又ハ植付
 の出來さること多く又少しく雨天續くときハ溪流に沿ふて開きたる
 田地ハ忽ち濁流氾濫して皆な荒蕪に歸せしむ是れ山岳に森林少きに
 より洪水を出し易く又堤防の設備疎なる故に氾濫を來たし易きなり
 此の如く洪水多き故に到る所橋梁なく川水の深き所ハ僅に圮橋砂橋を
 架けて人を渡すあり去れば二三十間以上の板橋ハ見るを得ず要する

に此國の農業の天然に依頼して人為に出ること少き故に凶年の何れの年に來るを知るべからず然れども平年に全國を通して七八百萬石の米を産すべしと云へば其の未墾地を開拓せんには前途に好望あるものとす

此國の農産物中重要なもの粟麥牟黍蕎麥糯米菽稷等なり米の慶尙道忠清道全羅道京畿道江原道等南部地方の外に産せず平安道中平壤の居民は米食するも其の以北に全く米を見るを得ず故に通常人の皆米を食はすして粟稗の類を食するなり

田圃の區劃の甚はだ正し惟ふに箕子井田の法を施して以來其の遺制の存するものあらんか然るに農民の之を耕すに降雨の時に殆ど一人も出で働らく者なし故に雨の降り積るときに貴重の田植時を誤ること多し

耕作法は水陸共に牛を用ひて耕すを常とす其鋤は我國にて馬耕に用

ゆるものと同じく其の構造は長短の木片二個を以て六十度許の角度により三角形の物を作り之を保たしむる爲に貫を通して楔にて締め上の方を長くして之を持ち地面を耕へし又其の深淺を加減するの便に供す其の頭に掛入せる鋤の鑄鐵の如きものにて彼の三角形を爲せる柄を差込み之を牛に牽かせて耕へすなり又別に耜を乾す時に攪き廻はす爲に用ふる如き木に竹釘を打ち之に柄を添へたる物を以て其跡を均らす此他別に地鐵のみにて鋼鐵を附けざる鋤あり人力を以て耕すもあれども多くの畝を作り畔を塗るに用ひ大抵牛耕法に依る然れども其器具は極めて粗拙笑ふべきものなり

手入れ及び施肥は田植後又は蒔付後に於て除草を爲しサツを切ることで兩三度なれども其實は植付蒔付後の唯だ自然の生長に放任し手入れを爲すこと極めて少なし則ち畑に大豆と雑草と其の丈けを同じくし田に雑草にて稻の間を充たし刈入後の芝生の如き觀あり又肥料の

人畜の糞尿及灰草等を用ひ絶て魚類を用ひず而して何れの家にも圃の構造不完全にて人糞の多く豚犬の食物と爲れば肥料に乏し故に繁華の場所にては植付時付の時に施し其後も施すを得れども僻村にては面積廣く人畜稀に肥料足らざるが故に絶て施肥を爲さざる所多し故に稻麥ともに其莖弱くして風雨の害に罹り易く米麥に光澤なく又脂肪稀にして其味粗なり

種蒔及植付の最初水に浸す二日乃至四日にして引揚げ之れを菰に包みて室内に入れ温氣を興へて發芽せしめ其後苗代に蒔くこと我國の制と異ならず植付の早きは五月上旬晚稻は五月中旬に植付け刈入れの十月末より十一月上旬なり(但し韓曆)

稻こき扱すりの方法の極めて幼稚なり其法の先づ徑二寸許の竹の長さ一尺五寸許なるを二ツに割り其の一端の割れたる方を削ぎ稻を夾むに便ならしめ一端を繩にて括くり之れに稻二三十本を夾み前に引

きてこき落とすあり或は又箕の子に打ち付けて落すあり斯くして落したる稻の乾燥したるを摺るに其器具の徑七八寸の丸木の長さ二尺位に切りたるもの二箇にして恰も茶臼の如く目を立て、作れり則ち下の男曰にして長き臍ありて女曰の上部まで突き通り女曰の上を括りて扱を容るゝを得る様にし兩側に横に一本づゝの取手を附けて之を左右の手に握り互ひ違ひに搖かして摺るなり

元來農具の鎌鋤扱臼箕の外に殆ど無きが如く麥を打つの狀の日本に異らざるも其麥を穀より分つに扇車なき故唯だ風上に立ちて高く箕を簸て風をして其穀を吹き去らしむるなり其迂遠の狀の笑ふべきもの多し

米麥を搗くに水碓を用ゆ其製の日本の水車に似て非なり其形の煙管の吸口の方に杵を附けたるが如きものにして一本の徑五六寸の丸木の一方に船の關開搖きの如き形の箱を附け他方の端に其の箱と

反對の向きに長さ二尺許の杵を付け一本の横木の上に渡して十字形と爲し其十字形の中央に竿を貫き通して緊着せしめ杵の附きたる方を少しく長くして之を適宜の場所に据へ彼の箱に水を受けて水の満つる時の下方に傾斜し之が爲に杵上りて水覆る斯くて水覆れば箱の重量減する故に重力元に復して一回春つくなり此れにて米麥を春き又粉をも製るに供す水量多き所にては大凡十秒間に一回春くも其の少なき所にては三十秒に一回或は二分時間に一回なるもあり若し此水を利用して尋常の水車と爲さば臼を仕掛くことも多く精米も製粉も多く且つ早かるべきも韓人の之を悟らざるものゝ如し然れども尋常の踏み臼にて一斗入の米を春くに三人を要するに比すれば勝ると多し

又踏み臼の必ずかり股形の木を用ゐて作り之を踏むに兩方を一人宛にて踏み一人の臼の傍に在りて手返しを爲すなり又大抵の家には

庭に一個の臼と手杵を備ふ手杵の繪にて見る兎の持てるが如きものなり之を用ひて一三升づゝの小買の米を搗き後始めて炊き食するなり此の手杵にて搗くは大抵女子の業とす

此國の植物の凡そ日本内地に産する者の概ね有らざるを其の中にも木の楮桑漆松柏槐栗棗柿胡桃銀杏桃梨櫻桃石榴冬栢梅榛梔子李杏橘柚子楂果山椒木通實櫻等多し松柏の後凋の節を稱し甚だ之を貴ぶ柏子の松の實の事にて鳥嶺邊に多し梨子の味甚だ美なり黄海道の鳳山の京城を距ること四百里此地最も梨子に適し其大さ他に二倍し又其味も頗ぶる美あるを以て之を國王に献せんと欲し從來種々の手段を施こすも道程遼遠の爲に途上に腐損すと云ふ栗子の密陽より出るを名産とす清道の之に次ぐ棗の忠清道の内青山報恩等の地方より産するもの多し乾菓子に代りに用ふ串柿も所々より出で味尤も佳なり

又麻苧葱蒜豌豆綿花紅花藍芝麻茵草作蔴蓆に蕪菲蘿荷芹茄子芋白菜菌

草熊蔬又馬蹄草紫艸染料に黄芩桔梗甘藷等の所々に生じ殊に北方に
 多し此外諸藥艸の數多く就中人蔘の世界第一の良種を生ず蓋し全羅
 道の内全州の地より出て他の地に産せず八道に皆此地より賣出す
 なり葱苳の粉末として之を煉り富家の朝飯前に之を食ふと云ふ菌藪
 の慶尙道固城の邊に多し桔梗の根を採り僧侶の食とす通常人も亦之
 を食ふ甘藷の全羅道内所々に産すれども其甘味淡し
 人蔘の既に説くが如く朝鮮の特産物にして其價も亦甚だ貴とく我國
 にての從來起死回生の奇藥を獨參湯と云ひ又高價の藥を購ふて其の
 藥代の償却に苦しむを形容して人蔘飲みて頸縊るといふ俚諺さへあ
 るはとなるが其の産地の本場の朝鮮にて開城府を最も良品を産すと
 稱し元來人蔘の天然に産するもの稀に大抵多くの培養によりて始め
 て長ず其性質の土地によりて異なれども概ね江邊の土地に産するも
 のの津液多く其質純良なりと稱す而して其産地の平安道の江界嶺遠

徳川陽徳、烈川、雲山、殷山、寧邊、楚山、順川、昌城、碧潼、价川、咸鏡道の安邊、永興、
 文川、成興、甲山、定平、北青、三水、江原道の伊川、平康、安峽、淮陽、淮蹄、春川、江陵、
 旌善、平昌、黃海道の谷山、新溪、遂安、兎山等にて此等各地に産するものを
 多く開城府に輸し來りて販くなり
 人蔘の其栽培に費用を要すること多き故貧人の之を爲すこと能はず
 去れば人參畑を有する者の皆富人なり其の栽培する田圃の柴垣を以
 て四方を圍み濫りに人の出入するを禁じ傍に小屋を設け常に番人を
 其中に居らしめて以て守る其田圃の最も良好の地味を擇ぶ故一所に
 大なる段別を有することなし而して其收穫期節の韓曆八九月の候と
 す此の人蔘の古來嚴に外國人に賣渡すことを禁じ犯す者の斬に處し
 たりと云ふ然れども密賣の到底防ぐこと能はず日本人の常に之を仕
 入れ歸りて本國に賣り莫大の利を得たり近年に斬に處するが如き
 苛酷の法を廢し唯だ密賣者の發覺するときは其人蔘を官沒するなり

然れども數年間の丹精を抽んで稍やく栽培したるものを一朝沒收し去らるゝことの恐ろしけれハ容易に賣り渡さず故に日本人の之を買ひ出さんとするに最も隱密に且つ大なる危険を冒して之を爲すものなり而して從來此れが買入の支那人も憚かりて之を爲さず一旦日本人の手に買ひ然る後支那人に賣り渡したりといふ

花卉の桃櫻杏石榴梨海棠垂楊楓棕櫚蘇鐵百日紅躑躅蘭蓮菊牡丹雞冠花芍藥葵鳳仙花金煎山丹芙蓉菖蒲芭蕉葡萄等なり花卉の内に人の最も愛するの蓮菊牡丹なり葡萄の京城に多し

朝鮮の農産物中其の收穫多く又其の需要も大なるものハ穀物に次ぎて棉花と爲す實に國民の大部分の之によりて衣服を製するなり故に此事に就きて細かに説くを要す今釜山稅關吏の調査に據れば朝鮮に於て棉花を培養したる總面積最近の概算ハ八十七万二千方哩にして此面積より年々産出する種棉の數量ハ二十億封なるが此數量ハ其地

味及氣候に於て最も棉花の發育に適當したる黄海全羅及慶尙の諸地方より産出するものなり而して線綿の年産概數ハ三億封なりと云ふ然れども國人の過半ハ殆ど棉花のみを專用するものなれば實際ハ此の概數額よりも更に多かるべしといふ其故ハ今朝鮮の人口を千二百万と假定し之に前記の棉額を配當すれば一人の平均二十五封に相當するも其實際ハ衣服の材料となるべき木綿を織る爲め又ハ冬衣の内部に包入する爲に使用する數量ハ前記の額よりも多かるべく殊に朝鮮の貴族及其他の上流に位する人々ハ夏冬を問はず棉花入の短襪を着用する習慣なる故棉花の消費額ハ更に一層多かるべし

其耐久上より言へば朝鮮綿絲ハ日本の線絲に優り且つ朝鮮綿絲を以て織りたる木綿の溫暖を興ふるとい遙に日本木綿の上にあり慶尙織の木綿一段ハ巾十四吋豎六十呎其重ハ三封乃至四封にして其代價ハ二志一片半乃至二志八片を以て通常とす若し棉花の産額を土地の面

積に配當すれば、線綿の産出額ハ土地一エーカーに付き平均八十五封種棉の産出額ハ同三百四十五封ありといふ元來朝鮮にハ棉花の發育に適當したる土地ハ實際甚だ多し故に確實の市場を設立して棉花の取引を爲し其の代價を以て能く棉花培養の勞力を償ふことあらんに棉花の培養を奨励すべき効用著しかるべし今日にてハ棉花培養に用ひらるゝもの土地面積の一小部分に過ぎず適實に之を言へハ朝鮮の棉花は毎年代謝すへき植物にあらす即ち其棉花を收穫して其種子を放下したる後に至り始めて其舊幹を採取ること最も利益ある由なるが棉花の枯幹は燃料として使用せられ其灰は肥料と爲すに堪ふるものなり

棉花を植養すへき土地は初冬の内に耕犁し充分之を霜に曝したる後鋤頭を以て之を分解し且つ木炭を混和したる肥料を其上に撒布するものなり斯の如くにして己に第一の準備を整ふれば三四月の交に其

種子を放下すること通常なり而して其種子を放下するには日本に於けるか如く豫め孔穴を鑿ちて種子を其孔穴中に投入するにあらず之を撒布して之を踏み附け足を以て其土を蔽ふものなり棉花の培養地には往々胡麻を共養することあり棉花の幼芽は其種子を放下したる以後十日内外に於て地上に抽出し其成熟に及びては其長さ二尺乃至二尺半に達し八月中に放花するものなるが一株の棉花は平均四十莢を保有し其一莢毎に四房を産出すること通常なり其收穫は十月頃に始まりて降霜の候時としては十一月まで繼續することあり此植物を培養するに最も適當なる土地は低邱の近傍に位したる沙地或は溪谷に在りて其種子を放下したる後地上に幼芽を抽出して且つ其花を結ぶまたは輕濕の天候を以て其發育上に利益ありとす然れども此時期を經過したる後は天候最も乾燥なるを必要とし若し此場合に雨天の繼續することあらは棉花の成熟を妨ぐるること大なり

斯の如くして一たび其種子を放下すれば其後に至り別に注意若くは熟練を要することなく唯自然に一任するを以て足れりとする其肥料の如きも亦其種子を放下したる後之を興ふることなく又過多の幼株を拔去りて殘株の發育を助くることなきのみならず旱魃の時節に當りてさへも灌漑の勞を執ること亦し其收穫は重に婦人の業務にして其收穫を爲したる後に至り棉花の種を取去ることも亦多くは婦人の手に成る而して棉花の種を取去るに當り使用する機械は頗る粗製の打棉機あり近時に至り在釜山の日本人に新形の打棉機を輸入したる者ありて此打棉機を使用するあり此機械を使用すれば一日に附き種棉百四十封より繰棉三十五封を得べく若し朝鮮の在來打棉機を使用したる場合には一日に附き種棉十二封より繰棉三封を得るに過ぎざるを以て日本よりの輸入機械に依りて得べき棉量と朝鮮在來の打棉機に依りて得べき棉量とは通常四に對する一の差異あるものなり又朝鮮

在來の紡績機械は歐羅巴の紡績機械と全く趣を異にし一時に數絲を紡くべからず其紡績を爲すの前に在りては支那に行はるゝ方法に従ひて棉花を準備し之に加ふるに彈力ある弓を以てするあり斯の如くして其弓弦を棉花の内に通し且つ其弓弦を打撃すれば其反撥に依りて其棉花を空中に飄揚し其棉花を分解して毫も其物質に損害を興ふることなきなり

其二 商業

朝鮮の商業ハ甚だ振はず各道ともに都府郡邑に於て毎週一回市場を開き五穀綿布及び牛馬魚鳥等凡百の物品を貿易するに過ぎず外國貿易ハ一に外國人の手に歸し内地商人ハ唯だ之を傍觀するのみ又實際之を爲さんと欲するも資力給せざるなり然れども僅に砂金、木綿、虎皮、人參、絹等を以て各國の五穀、金巾、其他各種の物品と貿易す元來此國にてハ道路輻輳にして車輛を通じがたく又河流不整にして舟楫を通ず

るに便ならず故に運輸交通梗塞して殊に商業の不振を來すものとす
 今其の外國貿易の形勢を見るに元山、釜山、仁川の三港に於ける最近の
 輸出入額ハ八百六十万圓餘あり今其税關の編製に係る貿易年表を見
 るに左の如し

年	輸入	輸出	合計
明治十八年	一、六七一、五六二	二八八、〇三三	二、〇五九、五八五
同 十九年	二、四七四、一八五	五〇四、二三五	二、九七八、四二〇
同 二十年	二、八一五、四四一	八〇四、九九六	三、六二〇、四三七
同 二十一年	三、〇四六、四四三	八六七、〇五八	三、九一三、五〇一
同 二十二年	三、三七七、八一五	一、三三三、八四一	四、六一一、六五六
同 二十三年	四、七二七、八三九	三、五五〇、四七八	八、二七八、三二七
同 二十四年	五、二五六、四六八	三、三六六、三四四	八、六三二、八一二

右の表によれば最近七年間に此國の貿易ハ四倍せるなり然れば其の
 發達を今後尙ほ沮礙すること無んば前途甚だ好望ありと謂ふべし而
 して其の輸出の重要なる品の米、大豆、雜穀、牛皮、牛骨、生牛等とす米ハ輸
 出總價額中五割五分を占め之に次ぐものは大豆にして總輸出額の二

割七分を占む大豆に次ぐものハ牛皮にして總輸出額の六分を占む此
 米穀、大豆、牛皮を除き残り一割二分の内に於て重なるものハ海藻、干鰯、
 牛骨、生牛、豆糟、羽毛、紙、生木綿、白人參、藥品、五倍子等にして此等の輸出品
 の最も多く日本、支那及び露西亞に販路を有す
 元來此國の工業として見るべきものなく儻かに製紙の産出ある外ハ
 他に製造場もなく工業場もなく製鐵術の如きハ拙劣見るに足らず往
 昔ハ高麗焼と稱する陶器を産し又我國にて雜貨をコマ物と名づくる
 の高麗物の稱呼を今に傳ふるもの、如きも此等の物今ハ一も見るに
 足らず國人の需用品の一般に自ら製作し家屋の建築までも各人自ら
 之を爲すはとされハ工業の振はざるハ言を俟たず去れば其國の輸出
 品も概して土地の天然力に依頼する農産物にて工藝品の如きハ極め
 て稀なり
 輸入品の重なるものハ金巾、寒冷紗、毛布、米、石油、燐寸、砂糖、石炭、陶磁器等

にて多くの日常の必需品に屬す美術品の如き甚だ少き其内金巾、寒冷紗の英國産を用ひ、絹布の支那産を用ひ、染料、縫針其他の獨乙製なり石油の米國製を用ふ其他の物品の大抵日本より輸出す而して其の輸入貨物の價額を其製産地に區別するときは其内五割九分の英國及其屬國之を占め九分の日本之を占め七分の支那に屬し他の殘餘の獨乙、米國、佛蘭西、和蘭、埃地利、白耳義、露西亞にて之を占むるといふ

其三 漁業

朝鮮沿海の地方に於て一大利源の漁業とす其の國の天然の半島にして、海岸線の長さ、岬嶼の多き漁業の爲に頗る多くの天恵を有す、故に其の漁獲の法未だ幼稚あるにも關せず、年々の収益實に百五十万圓に上るといふ、而して此の莫大なる利益の朝鮮人の有にあらすして全く日本人の有に歸す其事甚だ怪むべきが如きも、實際此國の人の木材の乏しきを以て小舟を造るすら容易ならず、故に漁舟を造ること能は

ざるにより、咸鏡、江原、慶尙、全羅各道の沿海の漁利の全たく日本人の有に歸し、此國の人の却て供給を日本人に仰ぎ居るなり、日本人の古來朝鮮の沿海に出入して漁獵に従ひしが、明治二十二年十一月十二日朝鮮の外務督辦と我が代理公使と前に、明治十六年七月二十五日に定めたる朝鮮貿易規則第四十一款に據り、新に漁通規則なるものを議定し、之を明治二十三年一月より施行したり、此規則に據るときの日本人の四名以下乗組の漁船一隻に付一ヶ年金三圓五名以上九名以下の一隻に付五圓十名以上の十圓の免許税を納むれば、咸鏡、江原、慶尙、全羅四道の沿海三里以内にて隨意に漁業に従ひ、且つ其の漁獲したる魚類を賣捌くことを得るなり、而して日本人の朝鮮沿海漁業に従ふに多くの九州四國中國邊の漁民にて、明治二十三年一月より廿五年六月まで二年半の間に釜山海關にて免許を與へし船數の一千六百七十七隻にして、其内廣島縣人五百六十二人、山口縣人三百四十四人、長

崎縣人二百十三人大分縣人百三十一人香川縣人百十九人岡山縣人百〇七人而して熊本愛媛鹿島の三縣各五六十人にて其他の儘かに十人に上らず此等免許漁船の外に朝鮮近海にて漁業を事とするもの尙は少なからねば實際の船數の二千隻を下らず其乗組漁夫の一人より少なからずといふ、

此等漁業の種類を概して左の如し

鮮	紀	聞
一 鱈漁	漁業の方法の配繩	
一 鯛漁	縛網配繩又の釣	
一 鰻漁	焚寄又の地引網	
一 鯖及鱒漁	一本釣又の建網	
一 鮑漁	潜水器又の裸夫	
一 海參漁	網又の潜水器	
一 雜魚漁	一本釣手繰網又帆引網	

又此等の漁場の凡そ左の如し、

一 鱈 二三月頃の釜山近傍六七月頃より所安島濟州島より遠く忠清道沖、

- 一 鯛 釜山より晋州まで
- 一 鰻 釜山近海江原道全部巨濟島丑山
- 一 鯖 釜山近海巨濟島近海慶尙道江原道境
- 一 鱒 巨濟島丑山近傍
- 一 鮑海參 統營より濟州島に至る間

此等の漁獲物の朝鮮の各沿海地に於て小屋を作り其中にて湯にて煮或の太陽に乾かし鱈の肉又の鯛の類の直に朝鮮人に賣り鱈の鱠又の鮑海參等の乾きたるを日本に持歸り然る後に長崎邊より支那へ輸出するものなりといふ、

其四 物産

金山の平安道にあれども採掘せず元來銀の掘るも金の決して掘らず
 金の國の精氣と云ひ清國に對しての朝鮮に金山ある事を告げず然れ
 ども商人の日本金と稱し潜かに北京に送るものあり
 銀山は京畿の廣州、忠清の保寧、全羅の珍山等の各地に在り銀店を置き
 十分の二税を収む常に之を掘らず北京へ行く事あるとき掘採す
 るなり其半の仕出し銀とし其半の國用に充つ銀の吹分方委からぬ故
 凡茶碗程に丸め入用の時に用ゐる丈つゝ打缺て遣ふなり北京へ行
 に一度一行に銀二百貫錢程を要す銀にて合錫、鉛、蠟等を買ひ其外諸品
 に交易するものとす又數十年前平安道の内に銀山、銅山二三ヶ所ある
 を發見せり
 銅山の京畿の永平、慶尙の寧海、平安の昌原に在り此等の銅山も之を掘
 取らず或は鑄錢等の時に掘取り銅錢に加へ又の器類に製す其量一ヶ
 年の中五六千斤と定む

鐵山の京畿の永平、忠清の清安、尼山、慶尙の陝川、三喜、昌原、盈德、彦陽、全羅
 の光州、和順、黃海の長連、江原の安峽、淮陽、襄陽に在り此等の鐵の性の良
 好なるも乃鐵の使用法精しからず近來漸次に其用法を解するに至
 たり
 人蔘の忠清道に七處、慶尙道に七處、全羅道に五處、黃海道に三處、江原道
 に十三處、平安道に十一處、咸鏡道に十五處産出する所あり國王の服用
 品の羅蔘と稱す此等の人蔘の土地に依り其性質をことによす品種に大
 小あり朝鮮國にて藥用となす品の樹木の多き山に産し其外見あらし
 を好むす概ね江界の土地にあるの津液多く昔より良品と云傳ふ又人
 蔘を採るに何人たりとも随意なり故に四五人づゝ伴を結て深山に
 入り秋の鍋釜を携て宿を重ね十日餘も山中に居り或は虎の災に罹る
 者時々これあり元來人蔘の山淺き所に産せず先づ山に入るときは
 祭などをなすと云ふ之を諸官より國王に献上するとき採たる者よ

り之を得監司に送り監司より差使を以て京城に登す代銀の官家の寄銀を以て之に充つ此外の地にも産すれども年々數を欠ざるの六十餘ヶ所なり其納高一ヶ年凡三千斤許と云ふ此内國王の樂用となり又の宰相へ下與せらるゝもあり又不時の需用を要する時の別に採取を命ず戸曹に出す分の別段にこれを具ふ右の總て其官にて買上るものにて守令より献上と云ふ唯だ名のみ其の實の農家の納銀を以て之に充つ又産地の山内に於て公用の分の柵を構へ人の出入を許さず若し許可なくして私に人蔘を賣買するときは官に訴ふるなり

細の諸道より多くこれを出せども平安道を最良とす國中の人中等以上之を用ゆ細の品類種々ありて其名稱も數十種に分かる國王も平常に此細を服す無官の者も亦細を着す諸道共蠶を養ひ桑を植ゆ京城に先蠶西陵氏の壇あり舞樂奠物等を設け毎春之を祝る野蠶細の北土より出づ山蠶の絲を集め織出すなり

栗栗楮漆等の農家毎戸田の畔及び家宅近傍に植ゆ

木綿の諸道より産出す綿の産の慶尙道を良とす品位種々あり此國人下等の者の何れも綿服を服するの勿論中等以上の人も製品によりて之を着用す

布の種々あり麻布の廉に苧布の稍や高し但麻の種を播きて作り苧の毎年畑或は石田等に自然に生じたるを移すなり

右の紬木綿布等の國內の産を用ゐ或は近來外來の綿糸を以て織たる品もあれ共此三品を本とし他國より入込む絹又の錦等の軍陣の服其外蒲團類に用ゆるあり日本の生糸等も要用われども至て僅少なることにて國中擧て用ゆるにわらず又北京より錦類縮緬なども入來れども是亦擧て用ゆるの風なし

染色の紅色草綠藍色紫芝醬色茶色等を多しとし此外數多あれども平生用ゆること稀なり

紙の諸道より出れども全羅道を以て第一とす楮の田の畔其他島などにも數多植る朝鮮産物の中にて紙を第一とす僧徒多く之を漉出たすあり

又紙を書冊に製し久しく貯ふる時に川苧を粉にして冊中に挟む又筆の黄毛又兒猪毛を以て製し墨の翰林風月を佳とす又咸鏡道の耳牟の皮を以て紙を漉く總て紙の色は黄を尊ぶ

馬は牧場十三所あり此れの監牧官の支配にて牧毎に馬番人を置き春秋に其數を檢して報杖を出す馬を捕るに監牧官自ら支配の人夫數十人を率ゐて之を捕ふ此國の總て馬に宜からずと云ふ其中に於て相應の馬を出すの全羅道の濟州島あり咸鏡道にては一年の内に春秋兩度北京と朝鮮と兩國の市あり其時諸品交易の勿論朝鮮より牛を牽出し北京より馬を引來り直段を定て交易するなり北京の方より雌馬を引來らず朝鮮より雌牛を出さず蓋し右等の事の双方の約定より

成立つと云ふ馬の等を分ちて上馬匹中馬匹と稱す馬の名馬たりとも價一千兩を越さず濟州島の馬の微に耳を切りて之を表すと云ふ驢馬の朝鮮に生せず北京より來るなり驢馬又兎馬と云ふ常の兒馬許にて力強し驢の兎馬の類にて中馬程ありて耳長し

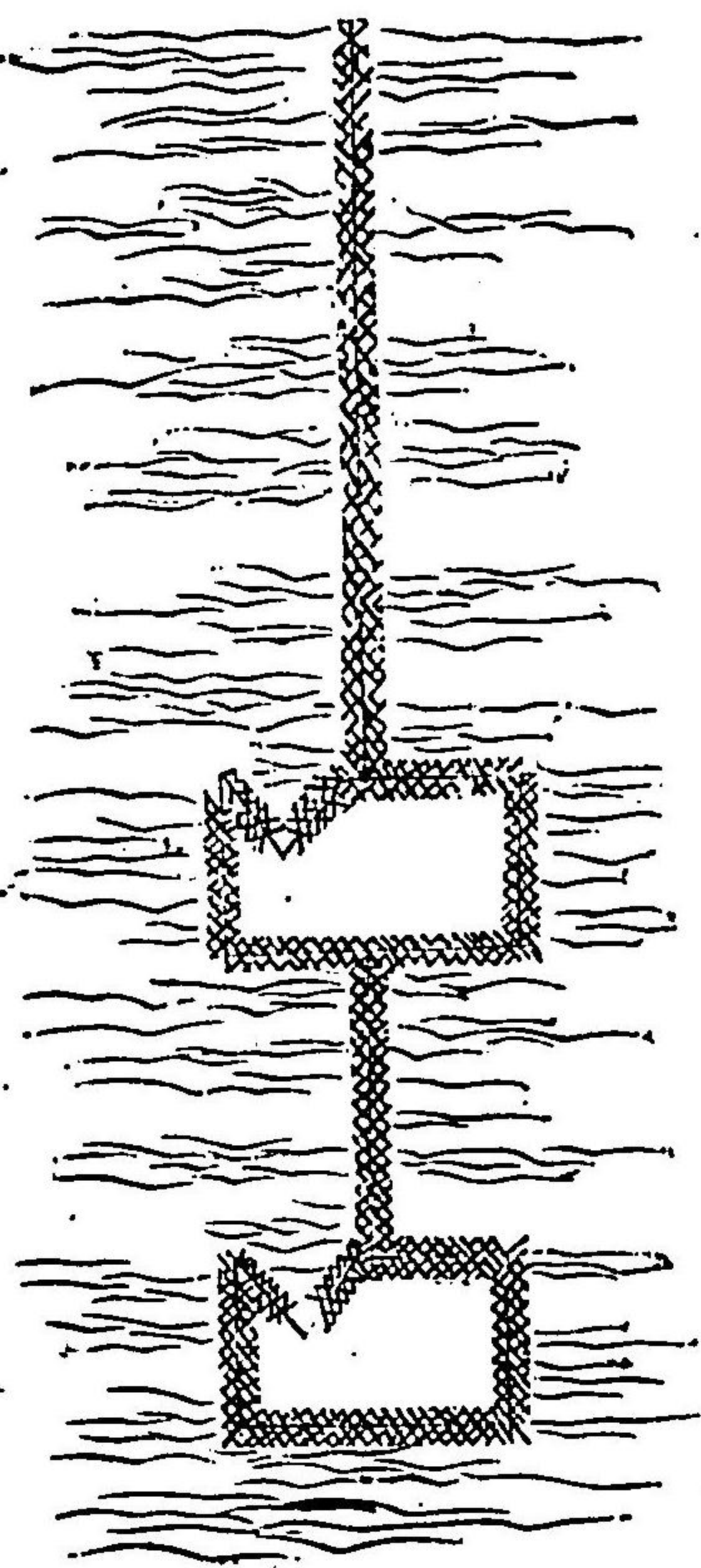
牛の産額朝鮮國中一日に凡そ三百頭と云ふ牛を屠るに定數あり州の府營にて一日に二頭京城にて三十頭許郡縣の一月十頭餘此外北土の交易に年中五六百頭出つ又各鎮にて月に二三頭を殺す是皆畜家より買上るなり牛を屠る者を白丁と云ふ監官之を指揮し定數より以上を殺すことを禁ず若し陰かに殺すもの贖罪金二十兩を徴す

虎の咸鏡道及江原道に多し慶尙道梁山密陽の邊の大山多き故に此邊にも虎多し凡そ虎を獵るときは砲手二三人鎗手二三人づゝ一組となり銃を鳴して之を追ふ大獵の一ヶ年中何度と極りたる事なし人を害する時の大獵を催し常に獵師一人にて獵を行ふ又村外に陷阱を

構へ其中に狗猪を入置き虎の食を貪り來り陥るを見て之を殺す大虎
 一頭を獲たるもの賞四十兩中虎二十兩小虎十兩とす賞の官家の獵に
 ても一己の獵にても皆同し皮肉も亦其者に與ふ官家入用の皮の官に
 出す又人を害し殊に猛烈なる虎を獲たるもの賞を受ること多し又
 一人にて小虎にても五頭を獲たるもの特別に賞與あるあり虎の數
 々人を害すと云へども直に之を食はず人なき所に行き全く死するを
 見て面後に食ふと云ふ虎の常に深山に棲み諸獸を食ふ食乏しき時
 村里に出て狗を捕て之を食ふ最も飢るときは人を食ふ總て冬至頃に
 交り五六月に子を産み一産に二三頭とす子の深山の岩石の間に生み
 置き乳虎食を求むる爲め他に出るときは其子を取り又獲と云ふ大猫
 の如き獸ありて之を取る獲の惡獸にて其母を食ふと云ふ虎の恐るゝ
 の火なり故に夜道の必ず炬松を絶たず又酒に酔たる者を嫌ふ年の氣
 候により虎の多く出ることあり斯かる年の惡病流行するか又凶年

なりと古老の云ひ傳へり
 豹の虎に同じと雖も體細く虎の如く害を爲さず豹熊山猪の類の威鏡
 道の内に多し獵師諸獸を獲るときは官家にて之を買上相當の價を給
 す尤も官家に入用なき時相對の賣買をなすを得
 獐の多く鹿の稀なり農作に獐鹿の害少き虎の爲めなり此外兎の類
 あれども常に虎の食となる
 狐の中にも數百年を経たる老狐あり或は女子に化し又は夜分に火を
 燃し行人を迷はすことあり又人に憑く事もありと稱す然れども實際
 に此等の事に至て稀れなり
 山獺水獺の類も居り海獺の冬季機張の海邊に集る
 猿の一に猿僧と云ふ虎の害に逢ふか爲めに山中に於て見る事稀なり
 猿舞師あり猿をして技を演せしむ
 羊の他國の産と異にして其の皮の毛淺し

魚を捕るなり



此兩口より大口魚青魚
 なまの潜り入り出路に
 迷ひ居るを認め網を以
 てすくひ捕るなり又鮫
 鱈をも取る云ふ

蟹の類多し其中に食用とすへき多く漢江の邊に産す之を鹽藏して
 諸道に送るなり燈油の大口魚の油を第一とし其外諸魚の油ありと雖
 ども鯨を捕らざる故不足することあり故に毎戸に燈火の少く初更の
 頃より往來絶ゆる朝の夙に起き出づるの國中の習慣なり農家一戸に炬
 松四五把つゝの備あり兩班の夜中に通行する時是を燃やすと云ふ但

海菜の全羅道慶尙道より一ヶ年に加士里等拾万余斤を取る海鼠の慶
 尙道より出づ一ヶ年に三万斤とす全羅道其外より出る分の北京に廻
 るあり又雞冠苔海帶海藻卵菜細毛牛毛等多く産す此他尙は多しと雖
 も之を略す
 虫類の内に民害をなすの毒蛇と蜈蚣となり又邊鄙の深山に巨蟒多
 し然れども害を爲さず往々其長さ三四尋に亘るものあり常に鳥類を
 食ふ蜈蚣の一尺餘なるものあり又村里の家に蛆と云ふ虫あり麥粒の
 如きものにて温突の内に生ず蚊蠅の土地に依り多少あり峰の江原
 道五臺山に多く民家一戸に蜂窠千桶を養ふ者あり其外處々に二三桶
 つゝ養ふ者多し蠶を養ふもの平安道に多し
 總て人家に畜養するの牛馬羊猪鷄鴨蠶蜂とす其外魚類野禽の其人
 の好に依り之を養ふなり

風 俗

其 一 冠 婚 葬 祭

元服 日本にても未だ散髪と爲らざる前に元服とて前髪を剃り落
とし始めて成人したるものと爲したりしが方今散髪と爲りて亦元
服と云ふことなく冠婚葬祭といふ人間四大禮の内に冠とて所謂元服
の禮の殆ど青年の徒の之を知らざる程になりたるが朝鮮にては今も
此禮を甚だ重んじ男子一生の大禮と爲し未だ冠せざるもの小兒の
部類に數へられ結婚するを得ず殊に朝鮮の儒教の教に養成せられた
るだけありて長幼の禮の甚だ嚴にして幼者の如何に身分貴とくとも
長者の上に立つ能はず未だ冠せざる者の幼者なり故に資産ある者の
大概十二三歳にて既に冠禮を行ふなり
此の冠禮を行はざる前の男子の髪を編みて長く背に垂るれども冠す

るとき其の幾分を截り棄て總ての髪を束ねて頭上に置き其上に帽
を冠するなり然れども其の自然の髮毛のみにて何時々後れの出で、
醜き故別に馬の尾にて編みたる幅一寸三分長さ一尺五寸ばかりの
網巾と名くる物にて額ぎはより兩耳の裏を繞りて其先に附けたる絲
にて固く結ぶことあるが方今の後れ毛壓への本意に關せず何人も之
を結びつけ出来るだけ固く締むるを美觀と爲し之が爲に皮肉に著し
く凹みたる痕跡を印するに至れり歐羅巴婦人のコルセットにて強て
腰を細くし支那婦人の小さき靴にて強て脚を締むるに對比し朝鮮男
子の頭を壓し縮めて天然の骨格を損するの之を世界人爲の三不具と
云ふ者あり或は然らんか
● 婚禮 朝鮮人民の生活の概して三等に分かれ第一の貴族社會と富商
● 出仕して此等の家族の其主人のみ獨り業務に服し乃は貴族の輩の
● 出仕して庶政に參與し富商の其の商業に従ふと雖ども其の妻女の終

日一の爲す事亦く唯だ深窓の中に一生を終る者多し第二流の社會の女勞し男逸する者にして即ち婦の家内凡百の事務を統理し營業上萬般の事總べて婦の擔任するところに係り夫の唯だ其配下に養はれて碌々遊びくらし時々婦に餘金あれば之を携へて保養に出懸くるを常とす去れば此社會に於て妻を娶るに敢て美醜を擇ばず唯だ技倆の優劣を穿鑿す尤ども其の營業資本の男子より之を給するを例とす第三流の社會の夫婦共稼ぎにして下等農民社會の多く是なり

婚姻の總て婿より年長けたる婦を娶り婦の年十四歳長したるまで之を嫌はず又女の年少さも妨げなし最初女の年齢を聞き其の合性を吟味し然る後媒婆を以て婿を求む媒婆の中年過ぎたる女を頼み双方の媒介を爲さしむるなり而して既に結婚の約束成るときの日を擇び婿の身上に應じ布帛類を以て納采とし又婿の親より書を認め使者に持たしめて女の家に贈り女の親より其の娘の事を卑下して返書を遣

り使者に附し且つ使者を饗應して還す期日に至れば婿方の親類一名にて第一流の貴族の輿に乗り第二流の者の馬に乗り第三流の最下等人民にても紗帽胸背角帯の冠服を其所の地頭より借受け之を服し此時若し途中に於て兩班守令等に逢ふとも馬より下らずして過ぐるも咎めなしといふ

婚姻の式始めに生雁を紅襟に包み頭ばかり出して持來り新婦の宅の庭前に於て日覆を張り臺に雁を奠へ舅に對し鞠躬四拜畢りて廳上に至り新郎より新婦を二拜し新婦の又新郎を四拜し而して後に新郎の前に大棗を盛り備へ新婦の前に乾雉を備て瓢盃に紅青の糸を附け新婦より新郎に贈る新郎新婦の兩傍に侍女あり盃を取次ぐ是を親宴と云ふ

此日の各々美を盡し既に婚禮の式終て婿を始め同行の者を饗應するに盛宴を以てす新郎新婦の房内に一晝夜籠め置き次の日に至り婿の

舅に見え三日目に本宅に還るなり夫婦の縁あれば此日新郎の手づから誓文を新婦に渡すと云
 婦を迎ふるも日を擇び夫の宅に至り舅姑を四拜し其日より留り居るなり又附來る人への盛なる饗應をあすと云ふ
 双方舅入の日を追て之をあす卑賤の者の婿入の日双方の親相談にて一日に其の手敷を濟まし翌日の婦も連れ歸ると云ふ總て婚姻の時の双方の親類を集め饗應し親類よりも其身分に應じ物を贈るなり家筋を吟味し寺奴の筋目を嫌ひ惡疾の筋目を嫌ふなどの事なし夫妻の間詞づかひの貴賤どもに至て丁寧なり
 死亡 病甚しく死に臨むとき側の人の聲を發せず將に絶ゆるとき男にの女の手を放さず女にの男の手を放さず既に絶して早速新綿を以て面を覆て哭し又死者の上着を取て家の外に出し北に向て死者の名を三度呼び其衣を以て尸の上を覆ひ男女尸の側に集りて之を哭

し身近きものは男女どもに髪をさばき飾服を去り喪の主の早速喪服を仕立て二日の内に諸事用意し終り三日目に棺に歛む棺に歛む前に沐浴をさせ髪を櫛り寝ながらにして淨らかに扱ひ新綿を着せ新綿にて總身を巻き肩より裾まで手足總身どもに一にして七所に結び手足の爪其外常に身に着けたる手輕き品の分の新綿袋に入れ棺の内にをさめ棺を脇に置き尸の屏風を以て圍ひ枕に就かしめ衾をきせ暫時にして眞珠又無孔珠三米二升を清き水に浸し之を持出す此時側の者尸に向ひ枕をはなすと呼べ喪主の匙を以て水米を口にそゝぎ口の中左右に眞珠を入置き枕に就かしむること初の如し喪主の哀みて席を去らず側の者の強て之を連れ出して間もなく尸を棺に納む棺の各隅及蓋までも漆又の松脂を以て之を塗り其内を紙にて張り棺の外處々に雲を畫く又門地家の絹を以て棺の見へざるやうに覆ひ中等の者の木綿を以てし貧賤の者の紙を以てす是を天蓋と云ふ盤坐定

りて燭を黜し香を燒き膳部三を常の如くに供へ又魚肉酒菓を供ふ膳
 三つの内一の死を迎へたる鬼神に供へ一の死人を導く鬼神に供へ一
 の尸に供へ魚肉酒菓の家の外に手向と云ふ
 葬式 日井時刻を撰び白晝に家を出し炬松及方相を持ち靈車の兩
 側に燭を燃し銘旌を靈車の先に立て喪主を始め親類の皆車に縋り引
 留る體にて男女哭しながら野に送る葬るときは頭を北に向け横を前
 にして靜に之を葬る棺の上に銘旌を置き土を下すときハ鐙鼓をなら
 す塚の土を盛て高く圓形に造り即日塚上に石圍の如き草を置くあり
 此日魚肉酒菓を野邊に持越し送りの人々に接待す方相の木を以て怖
 るしき人面を作り白丁を雇ひ之を冠らしめ身に獸の皮をさせ葬送
 の先に立せ野に至り棺を埋る前に穴をまわり土中の惡鬼を攘はしむ
 銘旌の赤き絹に白く字を書き絹幅にして長さ八尺某何官某姓名極と
 書き旗の如くにして棺の側に立つるなり

貧賤にて費用の給せざるもの衣類を集め其上を古き木綿にて七所
 程結び人家遠き處に至り木を組合せ死尸を横に載せ藁を以て厚く其
 上を圍ひ以て鳥獸の害を防ぎ葬に代ふ
 又柩を擔ひ親類を廻ると云ふ説あり中人以上ハ是の事なし卑賤の者
 の親類の贈物等身分より手軽くするか又ハ兼て不和合なる者の家に
 暇乞と唱へ柩を持込むことある由あり
 靈車の輿の如くに造りたるものにて大中小あり卑賤の者にては身分
 に過ぐるを榮とす然れども其風増長することあれば官より令して之
 を節減せしむ
 國王の柩ハ大學と名くる物に載せ之を送る
 風水とて土地を見る事を重ずること甚し其方位家ありて山の形水の
 流近き處岩の形死者の年生日等に應じたる土地を擇び之を定む故に
 方位家ハ衣食を給し其取扱頗る鄭重あり埋葬する所の何地にては

禁なけれども山の頂き田地の中に葬るを得ず或ハ百里十里の處にも葬るものあり若し他の地へ葬るときハ其地官吏の許可を得るものとす總て葬所善き時ハ子孫繁榮し悪しきときハ子孫に祟りありと云此國の俗ハ葬地の善惡に據り百事の吉凶を考ふ誌石といハ平面なる石に死者の姓名官品生日死日等を彫り蓋底とも廣き石を置き之を棺に副へて埋るあり

神主ハ中人以上の房内に開き戸あり其内の棚に納む三年の間ハ膳部を供す凡そ先祖の靈名を一面に顯し曾祖父より父までハ一名毎に位牌を設け置き卑賤の者の位牌なしと雖も心ある者の紙に書き子孫に傳ふ中人以上の其身生存中畫像を寫させ簇子にして之を子孫に傳へ神主と並へ置く

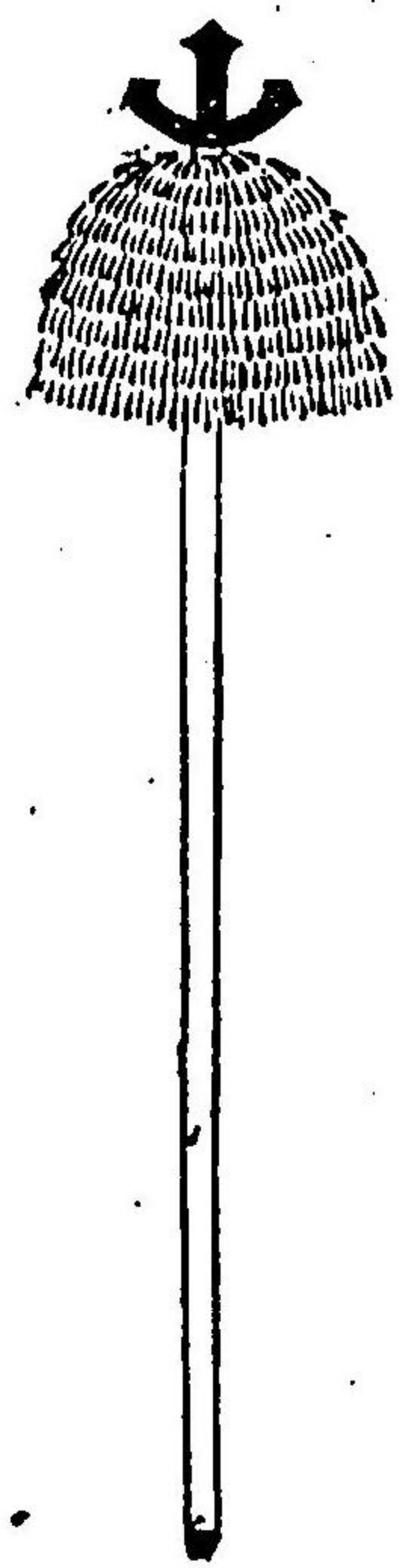
死して四日目には親類残らず喪服を着し構への内家の前に假家を設け諸事を慎み其間ハ魚を食はず晝夜四度つゝ哭し哭する毎に必ず靈

座を拜す又喪主互に揖をなすなり哭に法あり能く哭せずしてハ敬を失し哭に過ぐれば慎を缺く依て此時葬哭者を雇ふと云ふ

死後五日目より十日を擇て葬送をなす喪の七日目を初齋と云二七日より七々四十九日までを何れも齋と云て其日の哭し百々日を百齋と云ハ一年を小祥と云ハ三年を大祥と云ふ喪の事ハ服制の法あり起復といハ除服の事にて限りある官人の忌中と雖とも召使はるゝ事時々これあり

國王の前に出る時の淺淡服と云て常の冠帯の服色より薄淺黄なるものを着し紗帽ハ常の品を用ひ帯ハ常の角帯と違ひ飾りあきものあり官勤の時喪に遭へハ直に官を去る事もあり其節印信の類を預くる所の官あり譬へハ釜山急病の節ハ水營の處候より兼官萬戸にても其筋々によりて印信を預るなり起復ハ稀なることにて百人中一二人を見難し三年の間喪服をなし官を辭す蓋し有功有才の人の國王の命にて

之を使用することあり
祭祀 大祀の社稷の祭壇にて京城の内にあり社の後土を本とし東方にあり稷の五穀を本とし西方にあり仲春秋臘月に祭を行ふ總て祭りの通禮院の支配あり
奠物、牲大半羊豕各三、籩豆各十二、奠實十二樂と云ふ祭により次第に之を減ず
中祀の風雨水旱を祈る壇にて京城外の南方に在り又季春に神農氏西陵氏を祭る
小祀の靈星を祭る壇にて京城の南に在り立秋後辰の日之を祭る
老人星分馬祖仲先牧夏仲馬社秋仲馬步冬 此外燕廟厲廟宗廟あど、云祭多し幣用の品籩豆四、奠實二、牲少牢鬼神飯一、羹一、羊豕漿一とす燕廟と四方の鬼神を集めたる祭を云ふ使道の輩行列の内に燕と名くるものあり



蘇の文武ともに一方の將に許す四方の鬼神皆此裡に在て守護をなす

と云ふ
厲壇と京城十里外に在り無縁の者を葬り春秋に祭を行ふ宗廟と
惡鬼を祭るなり
宗廟の京城の内に在り東太室永寧殿云ふ南に向ひ凡十五間庭の東西に就き各々廟あり西七祀神主、東功臣神主、祀日の四孟上旬及臘月なりと云ふ國の大事の社稷宗廟に祈り其外嶽海名山大川に祈り、風雨雲、雷水旱、惡病蝗虫、戰伐等の事、各々其神に祈る
啓聖祠の文宣王孔子を祭る其廟の京城の内に在り大成殿に
向凡又文廟配享の兗國公顔子、鄒國宗聖公會子沂、國述聖公子思、鄒國亞聖公孟子、四聖十哲、十五賢を祭る其祭の仲春秋なり

關王廟二つあり一は崇禮門の外一は興仁門の外宣武祠と云ふ祀日の
 季春季秋なり關羽大將と稱し四節にも祭り京中の勿論各道處々に廟
 あり其靈ありと稱するの全羅道全州の關公廟なり堂の高さ凡一丈許
 木像にして脇に周倉青龍刀を挟めり旅人一錢を投し之を拜す京城の
 廟も人之を崇び事あれば必ず祈る
 祭禮の式社稷宗廟に國王自ら香を焚き四方を拜し宰相の供物を捧
 く樂を奏し舞をあしで祭文を誦す
 諸州郡水旱等の祈りの郡守縣令自ら之を行ふ
 諸州府どもに城外に壇あり城隍祭と云ふ一年三度之を祭る城隍祭の
 宋氏婦人の祭にて正月十五日壇上に祭文を誦し奠物の残らす壇上に
 於て燒捨るなり士庶人病あるときの水濱に壇を設け巫女を乞ひ牛豕
 魚肉木綿紙類を奠へ之を祈る巫人の衣類を竿頭に結び四方を招き
 而て其衣を打擲して其罪を亡すの体をなし錚をちらし種々の語を唱

て天を祈り衣類と紙とを燃し或は口に大なる金椀を啣へ濁酒を漉き
 活たる鶏に之を香せ椀を口に付け手を放し其場を馳回り狂人の如く
 にて始終言語を絶たず
 移宅其外新宅に入るときは屋敷中炊所廐までも祭り雨を禱り漁を禱
 るときは一邑一村集り其地の名山海濱にて之を行ふ近親の一族重病
 に罹るときは夜半に五七度數を定めて冷水に浴し星を禱り自ら精神
 を凝して快癒を禱ることもあり
 船の祭は酒肉を供へ船夫之を祭る
 又送神として痘瘡神を送ることあり収曆の時の親類の勿論近隣其外親
 舊の者を招ぎ盛宴を設け痘瘡神に新に膳部を供へ羹にて二三尺許
 の馬を作り膳部の品を負はせ之を野に捨つ又痘瘡人の門に繩を張
 り青松葉を挟み用事あるもの外より案内を乞ひ其家の者を呼出し
 て事を辨す總て痘瘡の神の男女どもに穢を忌と云ふ

祝日 世子誕生の時の大赦を行ふ國民皆な祝し其日毎歳祝賀をなす
國に大慶あるとき、京中及八道の老人に酒肉を給す、官人の七十以上
庶人の八十以上とす

他國へ使臣を派する時の膳部を給す吉日を擇ひ親友相會して餞別の
杯を擧げ而して二三十里外に送り手を握りて別をなす

官廨落成及移轉の宴を設く又地を開き柱を建つるに吉日を擇ひて
之を行ひ爾後年々上棟の日を以て生日と稱し官人の酒肴を設けて祝
賀す

京官中一階差ひたる人に逢ふ時の其人の前に至り再拜す上官の拜に
應せず下官の互に禮をなす又道に逢ふ時の下官の馬より下り上官の
馬上の儘にて行き過く同品の馬上にて互に相揖す外官も亦同じ

一品より二品官の大概同格の姿なり三品より四五品の間に至れば格
段の差あり六品七品以下尙又相隔つること遠し道にて官人行違ふと

き従者多からず大概の差あきものと認め會て面識なき人への毛扇を
以て顔を遮り互に通るなり

諸官會座の節正一品の北、從一品の東、正二品の西、從三品の南に座す正
一品なき時の從一品の北に座し餘の順序の如くに座す官會座も前に
同じ文武同會の時同品なれの武官の一品を下り座す

迎送一品の大門の外、二品の中門の外、三四品の中門の内、五六品以下の
階下まであり

賓主同品のとき、賓客東に向ひ主人西に向ひ衆賓南に向ひ東の方の
主人の上に近く坐し庶人の北に向て坐す主人門外に出迎ひ互に揖讓
し内に入り衆賓之に従て席に至り互に再拜し而て衆賓の進て禮をな
し席に就き奏樂を始め卓を設け酒を酌み或は三献又五献とす

堂上官の交椅に坐し品以下の繩床并床机の如く曲録に居り賓を饗應す
る事あるもこれの他國使臣接待の外に稀なり州縣に養老宴、鄉飲酒

儀郷射儀など云ふ大禮の宴あり
 郷飲酒の豊年續き國內安穩なるとき開城府諸道州縣に飲食を下興す
 るなり郷射儀の開城府諸道州府郡縣毎に三月三日弓を射賭を試み弓
 術を勵ますなり
 同儕中平常宴を設くるとき互に安坐して飲食し敢て品階の差を以
 てせずと云ふ

其二 戸籍

戸籍の其身兄弟の勿論祖父より子女までを編成し祖父何役親何役何
 道何郡何某例への農なるとき農と書き妻の何某娘何氏とのみ記し
 て名前を書かす三年に一度生死の改めあり年何歳と書記し其所の府
 使郡守縣令より相糺し監司に差出し監司より京城に進達す又戸籍あ
 き者他に移るときに到る處編入を許さす若獨身もの戸籍に漏れ悪事
 をなすとき之を殺すも罰なし然れども人々本籍証を携るの事ある

にわらす五六ヶ月間逗留するの何處も妨げなく全家引移る時の委く
 吟味を遂くるなり人々戸籍一枚の官に出し一枚の官の印を請け自己
 の家に収む傳令札の官人革の紐に結び腰に帶ぶるあり札の其役名を
 顯し府使郡守より焼印を捺したる木札にして細長形をなす官位ある
 人に官家より渡す者の象牙を以て製す文武官の各其所屬應より出す
 といふ

號牌の本籍より之を出し旅行中其他不時の事故あるとき便に供す
 るなり旅人の到處の地頭より其本籍の地頭へ掛合することとなりし
 より後ち號牌の吟味漸く弛びたり牌の十六歳より七十歳までの又毎
 に之を携ふ心を用るもの旅にて頓死又溺死あとのことあるを慮
 ばかり自ら札を造り提携する者あり又官家より焼印を受る者もあり
 又焼印を受けざる者もあり第一重きの戸籍のみにて公用に付往來す
 るもの其處の書付を渡し自分の事にて切手の類なし號牌の書式の

表に何村何の端より何軒目何氏何某何宦と記し而して裏に焼印を受くるなり

二品以上の牙牌三品以下の角牌又醫等雜科の者同斷雜職士庶人書吏の者の小木牌を用ひ又人の家來の大木牌を用う

族譜との系圖の事にて其人李子なれば李氏の興り何道より出て先祖何某何役を勤め又何の代の庶人になり親の何の生業をなすなど委

く書記す仍て農家の中にて先祖の筋目宜き者及第に志し幸に出

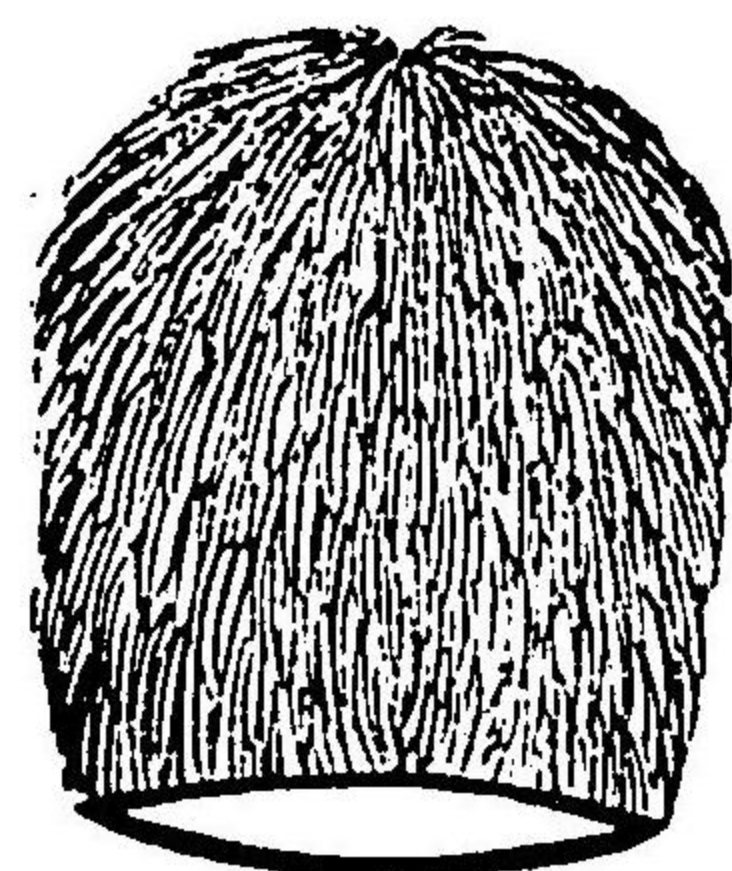
身せば正三品已上にもあり筋目あき者の出身しても容易に郡守より上に登るを得ざるなり本姓の一家との其者の先祖何道の内何郡李姓

あれば共に李姓の本家と云ふ其處に住居せずしても先祖出所の族譜を稱す

姓氏の安鄭朴李金崔を六姓と云ふ國王の姓の李氏即國姓なり六姓の外他國より來る姓氏あれども十中七八の六姓のもの多し又文玄黃皇

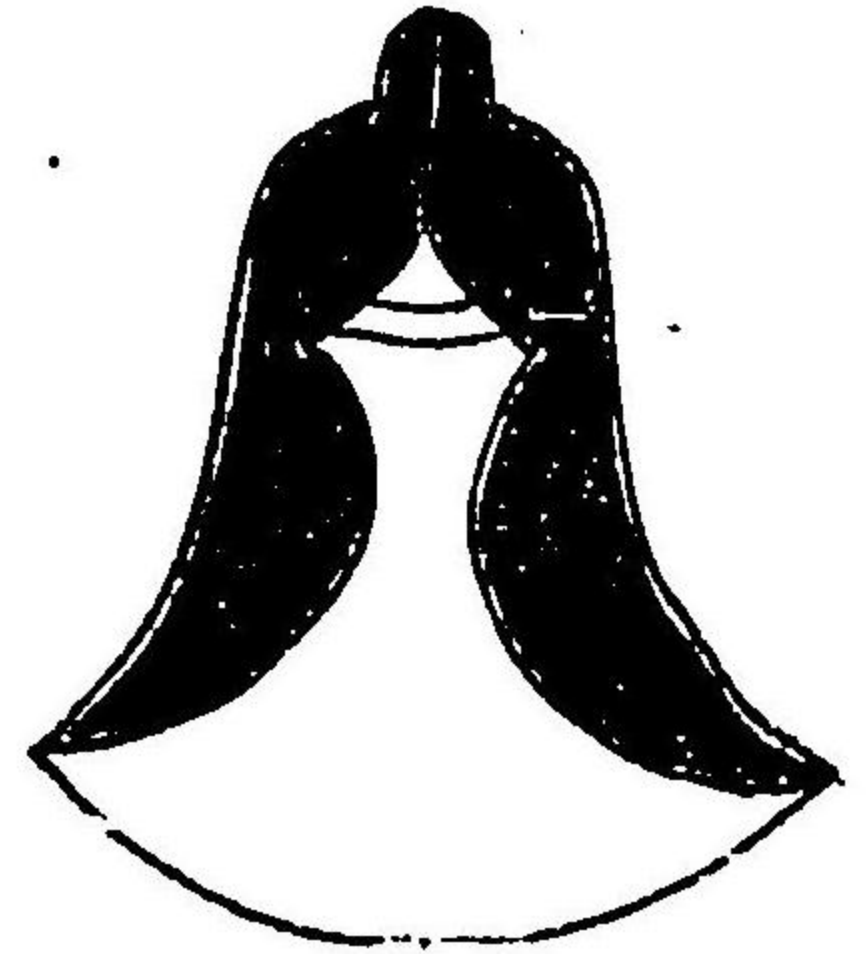
甫房方陳曹盧裴全田錢成毛劉許白蘇化嚴片邊卓車禹卞千魯秋孔都河
閔尹柳兪元孟趙權威任林申辛孫牟平晉呂羅琴池丁將蓮世馬宗徐吳張
石皮沈朱慎楚梁井蔡史雪洪王玉仇牛邵韓漢蘇點潘蛇曲從履陸少表
魏刑高彭廉南宮賜宮姜薛郭南天長康甫明胡龍春具董陸段班秦景慶太
何楊佐述周村江魚與果殷杜律栗丹夫良疎宮屯衛等の姓あり
姓名字の譬へば鳳齡(名)來儀(字)崔(姓)知事(官)と云ふが如し又別號もあり
て書畫等に用う

朴氏昔氏金氏の三姓の上古新羅に王たりし家にて高氏の高勾麗王扶
餘氏の百濟王王氏の高麗王たりし家なれば其著姓たること勿論なり
又新羅王昔脱解の時其國の六部の名を改め梁山部に李氏沙梁部に崔
氏漸梁部に孫氏本彼部に鄭氏漢祇部に裴氏習比部に薛氏の姓を賜ひ
たれば此等の姓の今に多し



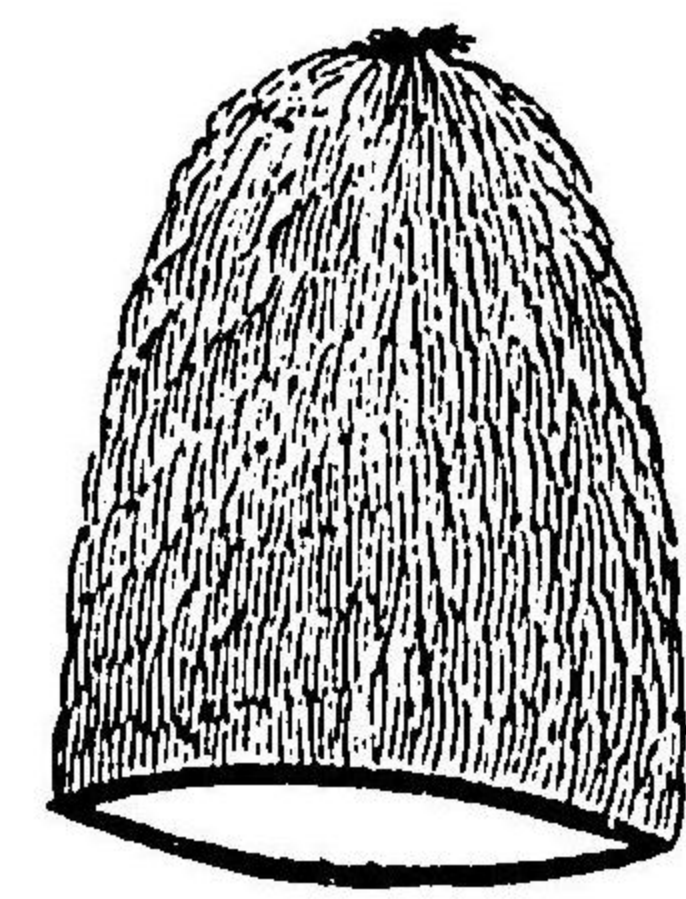
方冠
又毛冠

貴賤の隔なし家中に在りし時
多く之を着す



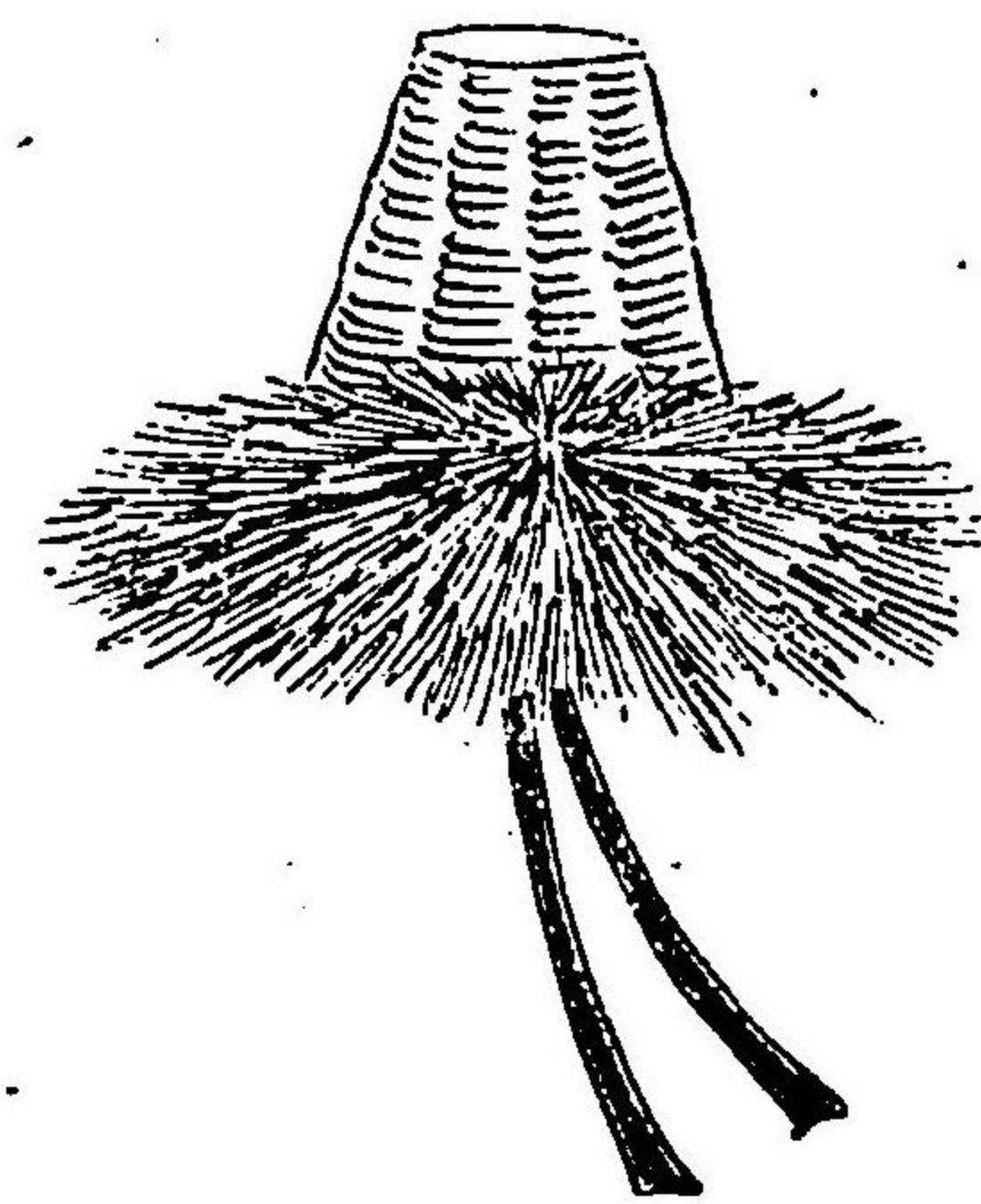
滑然冠 又雲頂冠

旅商人等之を着け輕便を專とす
又身分の輕き者は笠笠を着く

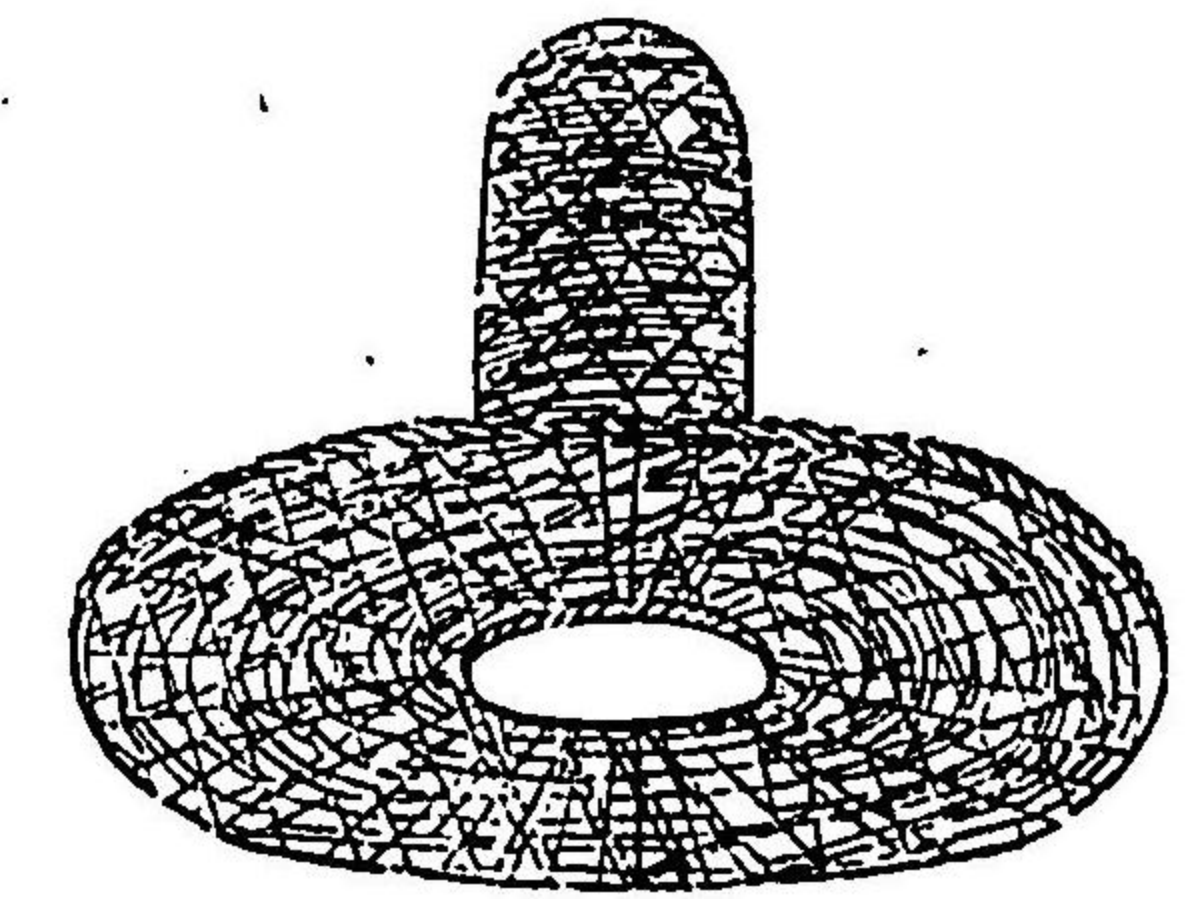
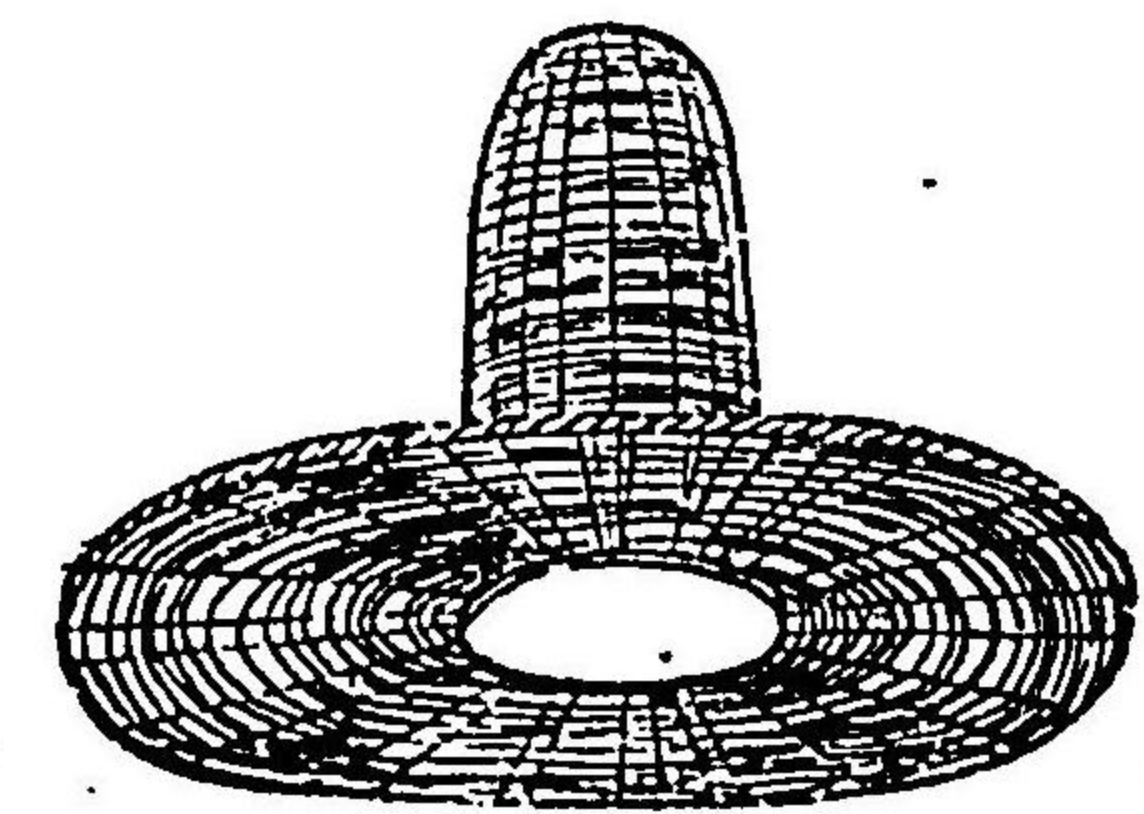


帽子
又唐甘土
毛帽子なり

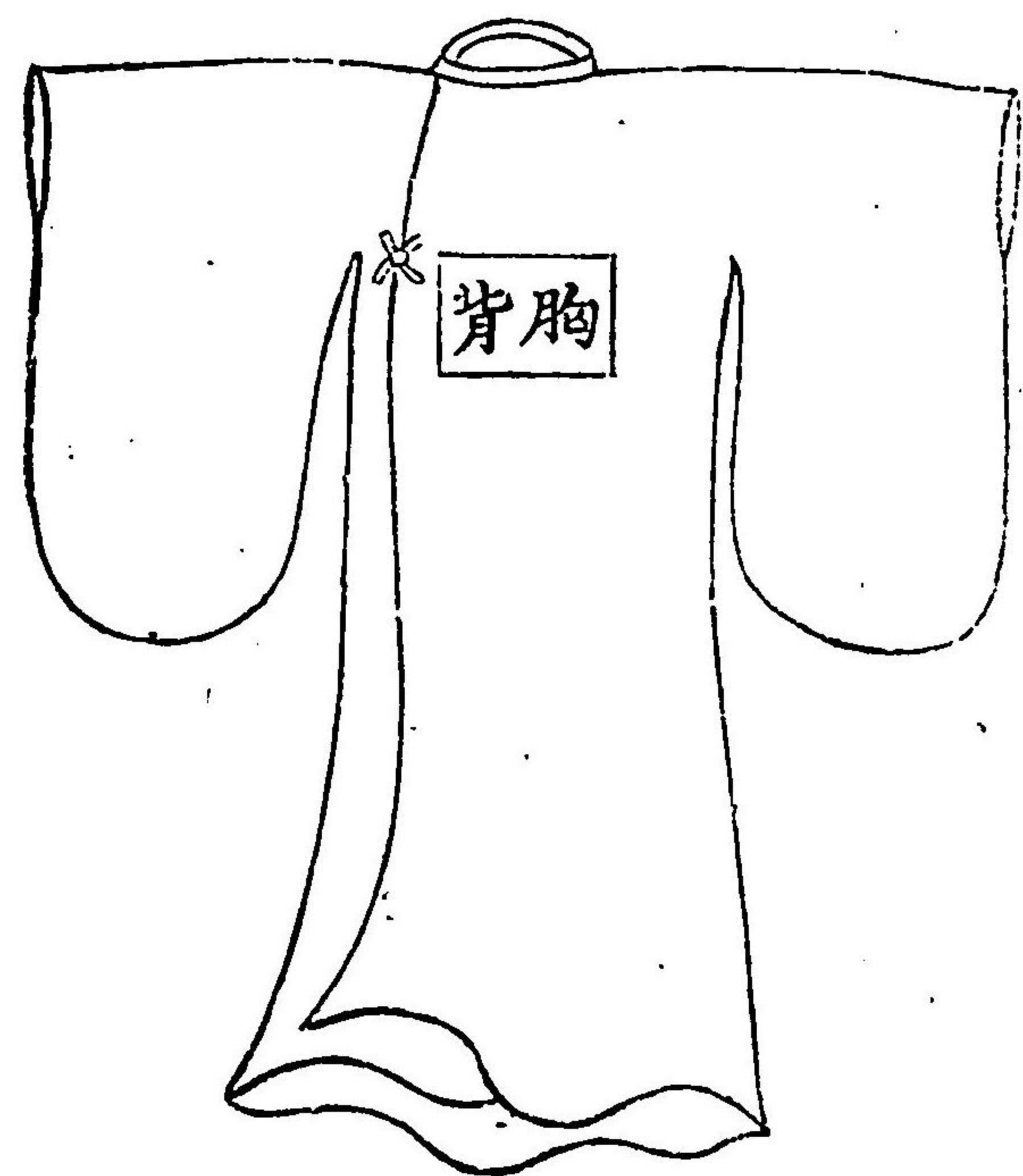
笠 堂上ハ黒色
裏ある人ハ白き笠を用ひ
出の飾あり堂上ハ龍頭を
外白き武官ハ飾にて分ち
用ひ使令等ハ雀の尾を
猫の毛或は馬の鬃を以て作



甘掩 文士の輩之を着す



平涼子



冠帯夏雪紋紗冬雪紋大綴
但紅冠帯のまきの背なし

胸背

文官ハ鳳凰其外鳥類を以てし武官ハ麒麟
獅子虎の類を以てす云

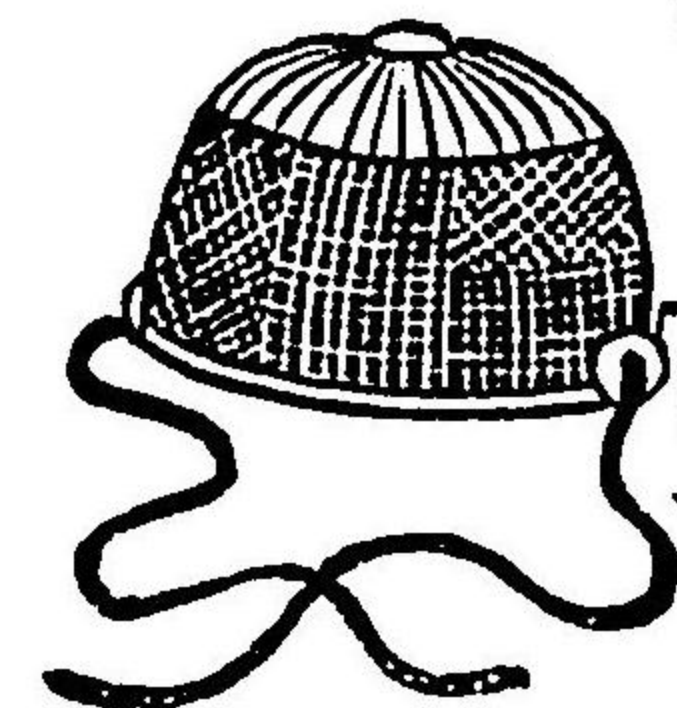
公服

堂上三品以上の双白鶴
堂下三品以下の獨鶴

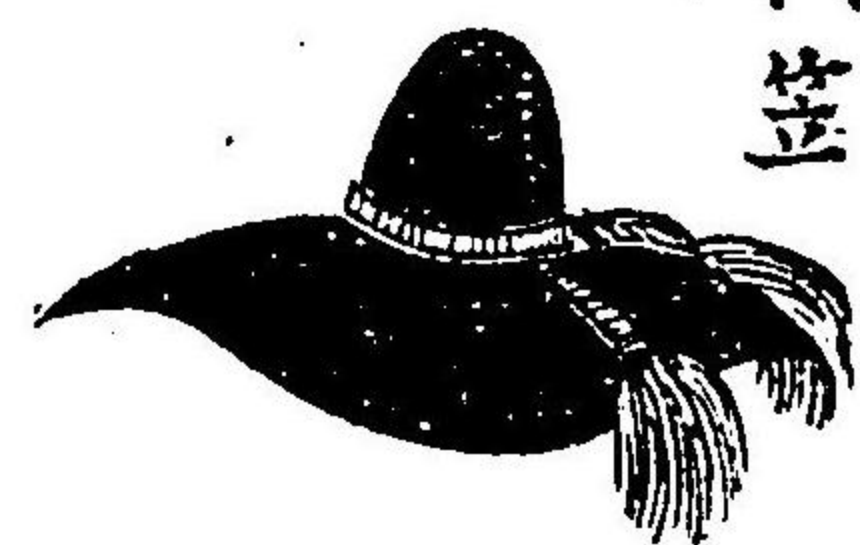


筒双

弓

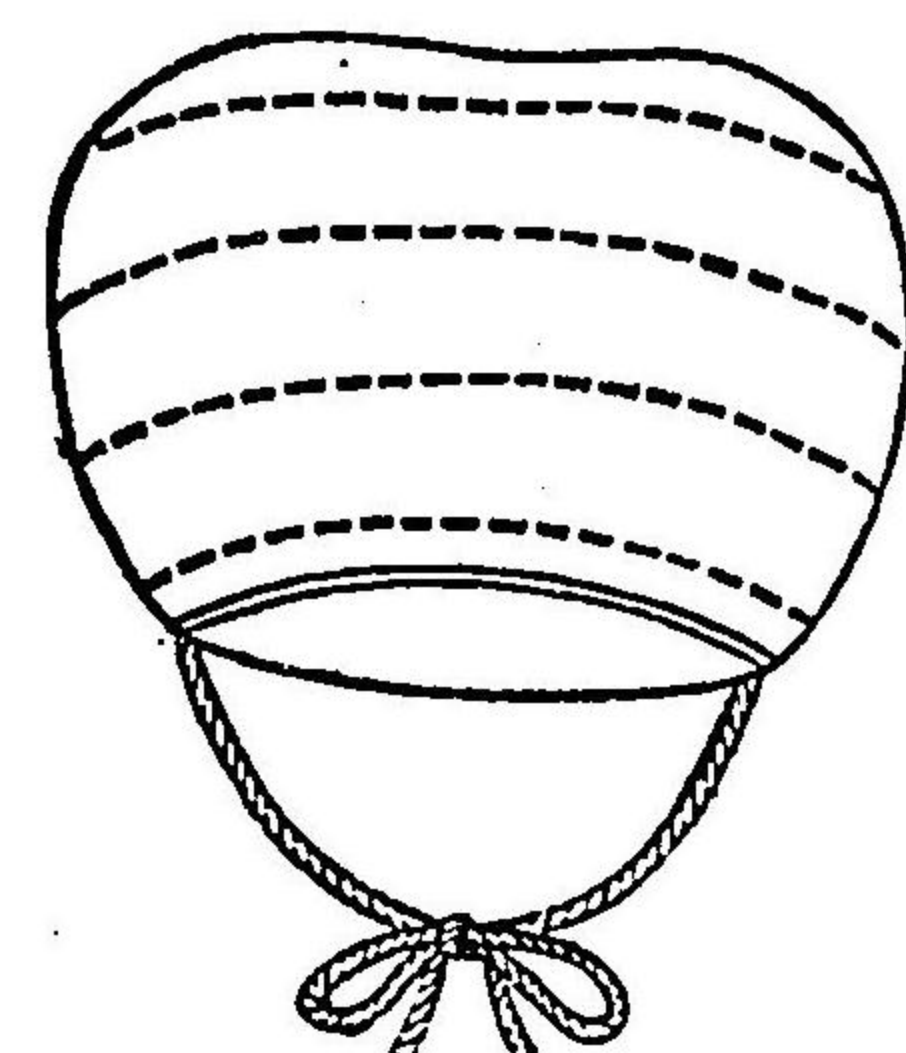


網市
粟子



戦笠

武官の類之を着す
京城にて萬戸の
置る筈の裏に緞
用張り上の緞に
飾あり又其郡の
官の人は其飾な
しものを用ひ軍
常に之を着す

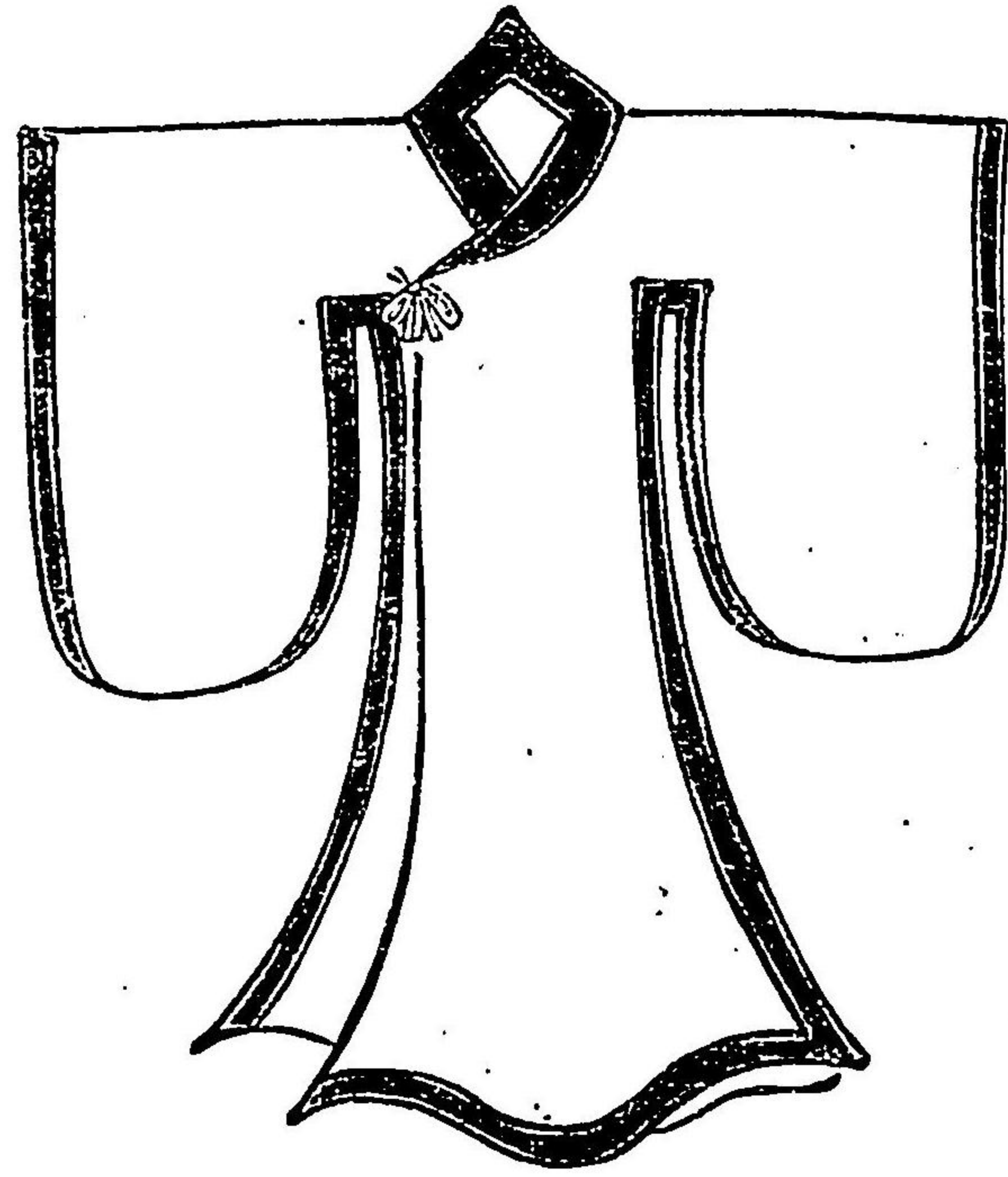


甘玉貴賤なし

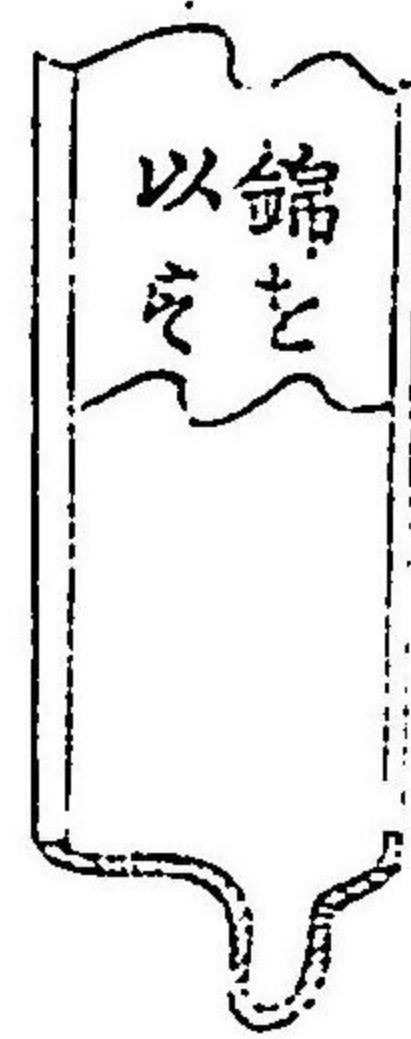


環弓
但金銀作
りにて華
やかなる
を好まし
常人は眞
鍔にて作
る

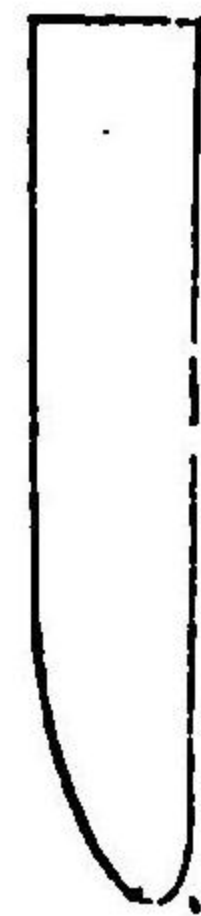
鷓鷯衣 堂上堂下ともに着す



毛扇 文武の兩班ハ手に之を持つなり

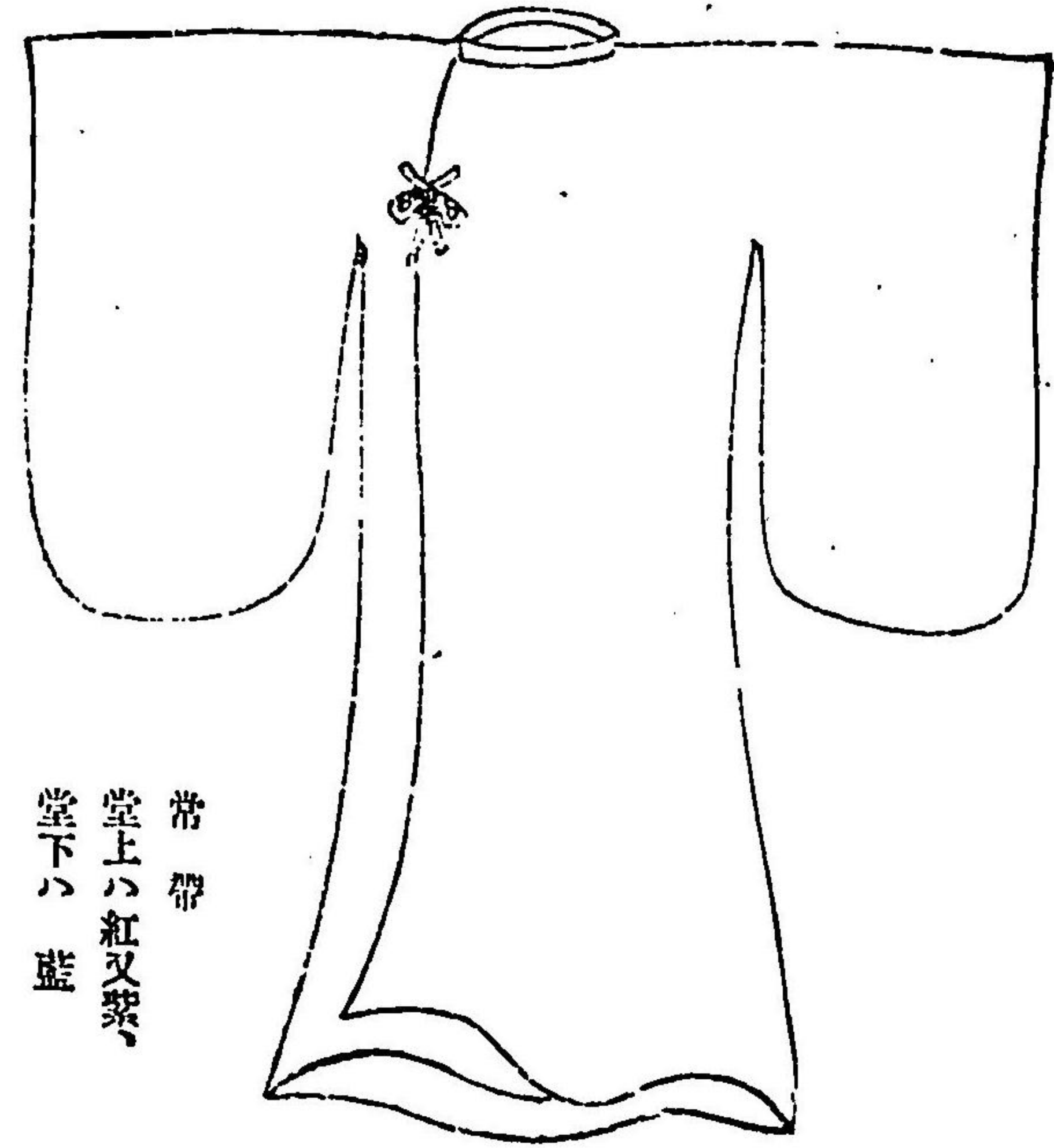


笏 一品より四品まで象牙五品以下ハ木を用う



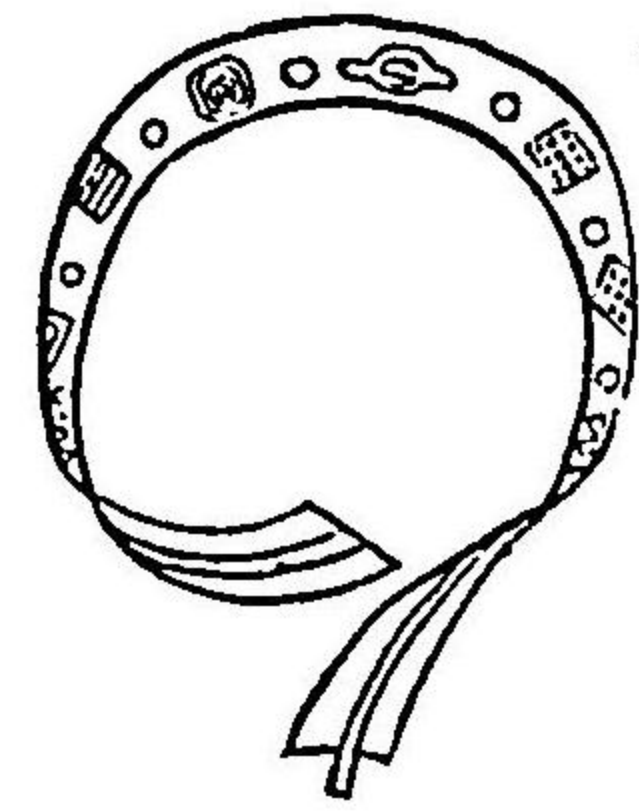
國王に言上する簡條を書付け持出すなり

直領 武人の私服にして有官無官の別なし

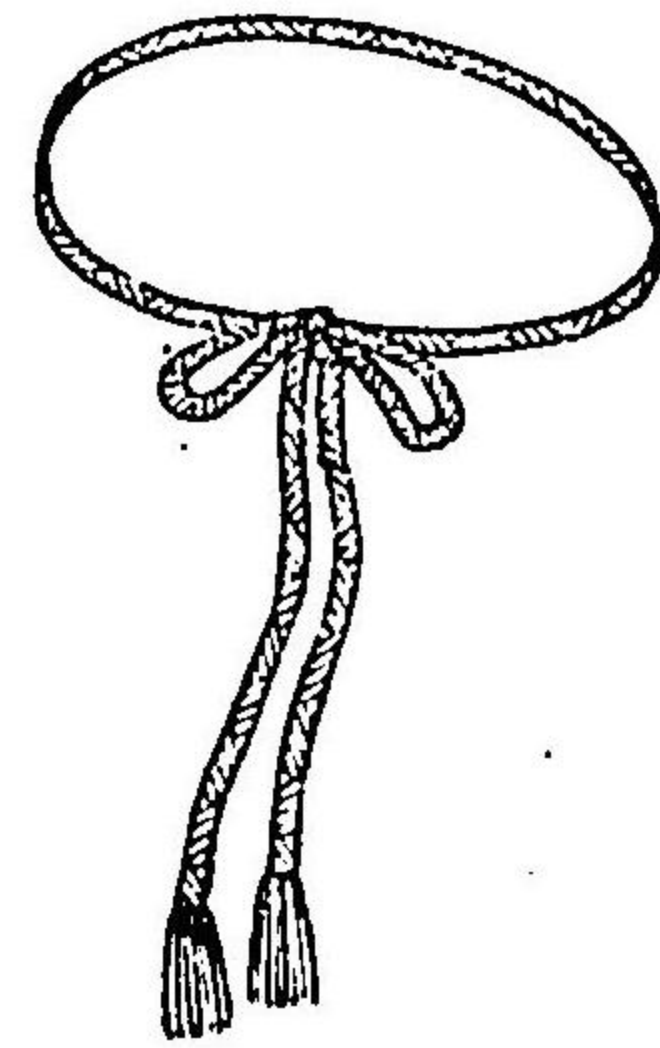


常帶 堂上ハ紅又紫、堂下ハ藍

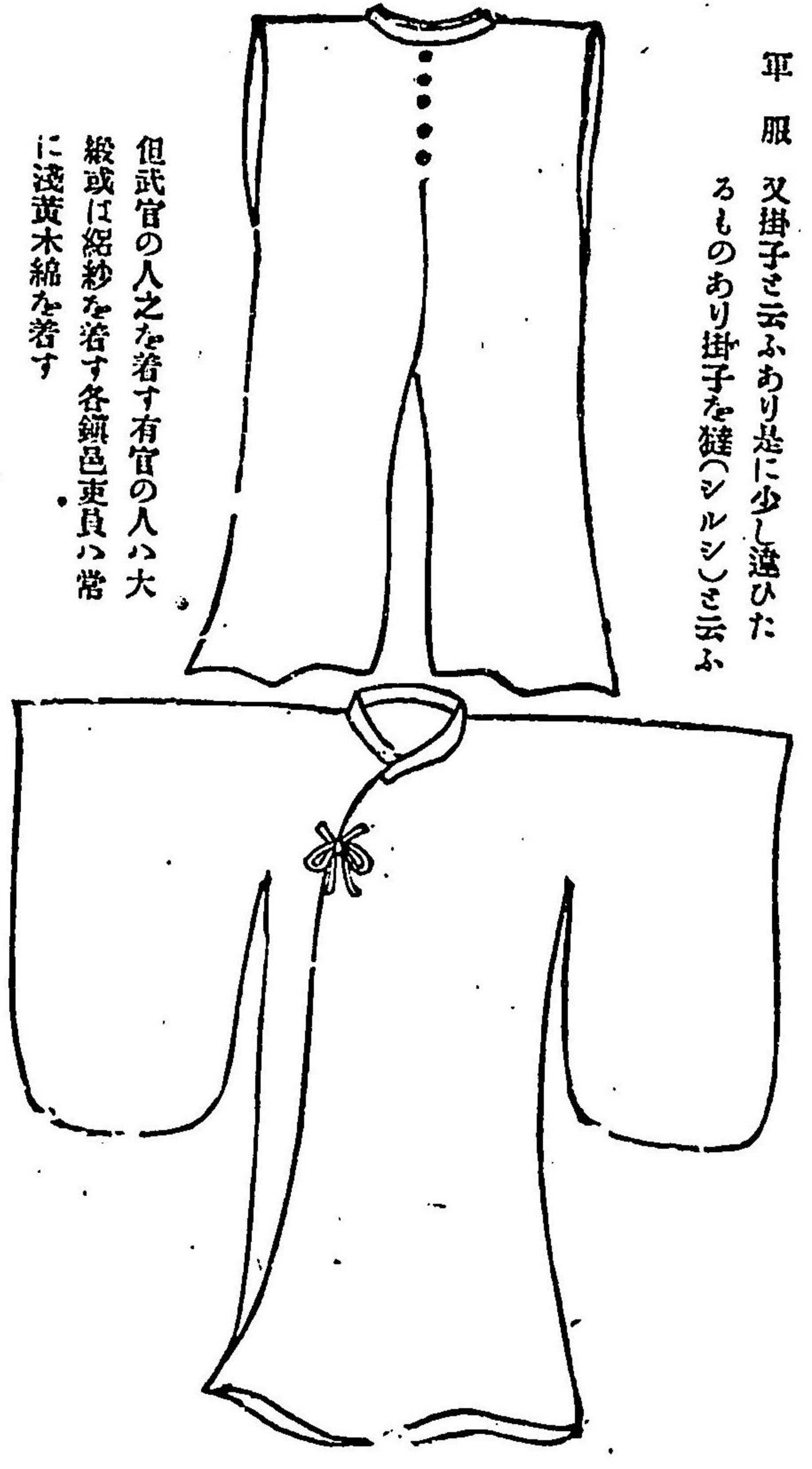
帶 三台七星二十八宿を象ると云一品屏帶二品金帶三品銀帶四品同上五品以下黒角帶 但シ金帶銀帶とも何れも縁り飾を云なり



又一品より三品まで幡背玉 四品以下幡白玉 玉幡玉ハ玉腰石の如きものとす



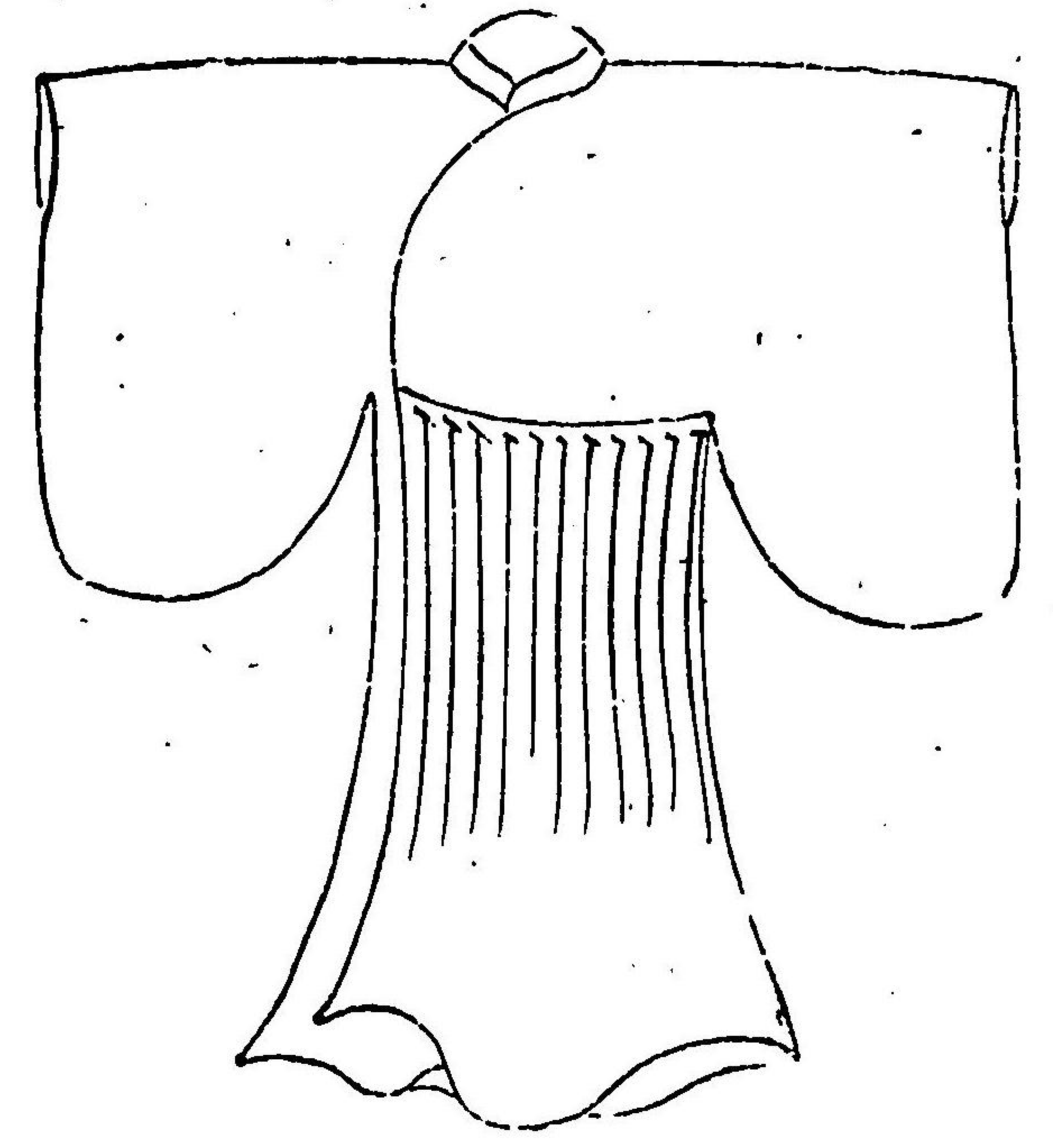
但唐糸打 三に四打 又丸く分ちたり



軍服 又掛子と云ふあり是に少し違ひた
るものあり掛子を縫(ミルシ)と云ふ

但武官の人之を着す有官の人の大
綬或は縹紗を着す各鎮邑吏良の常
に淺黄木綿を着す

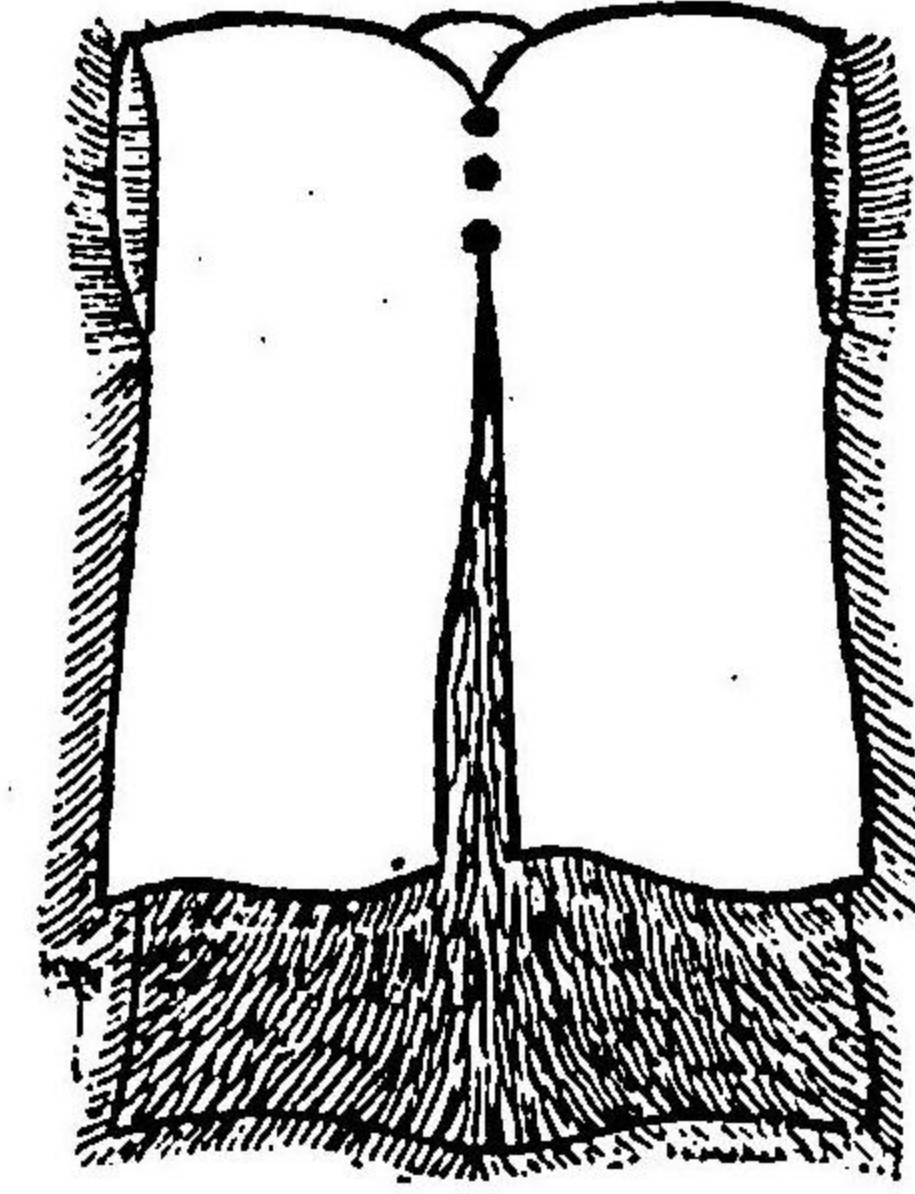
道袍 但上着ふり文武官共に着す日本
の羽織袴の類に同じ



天翼 又帖裏と云

但私服文武官ともに之
を着す袖又布、夏冬同じ

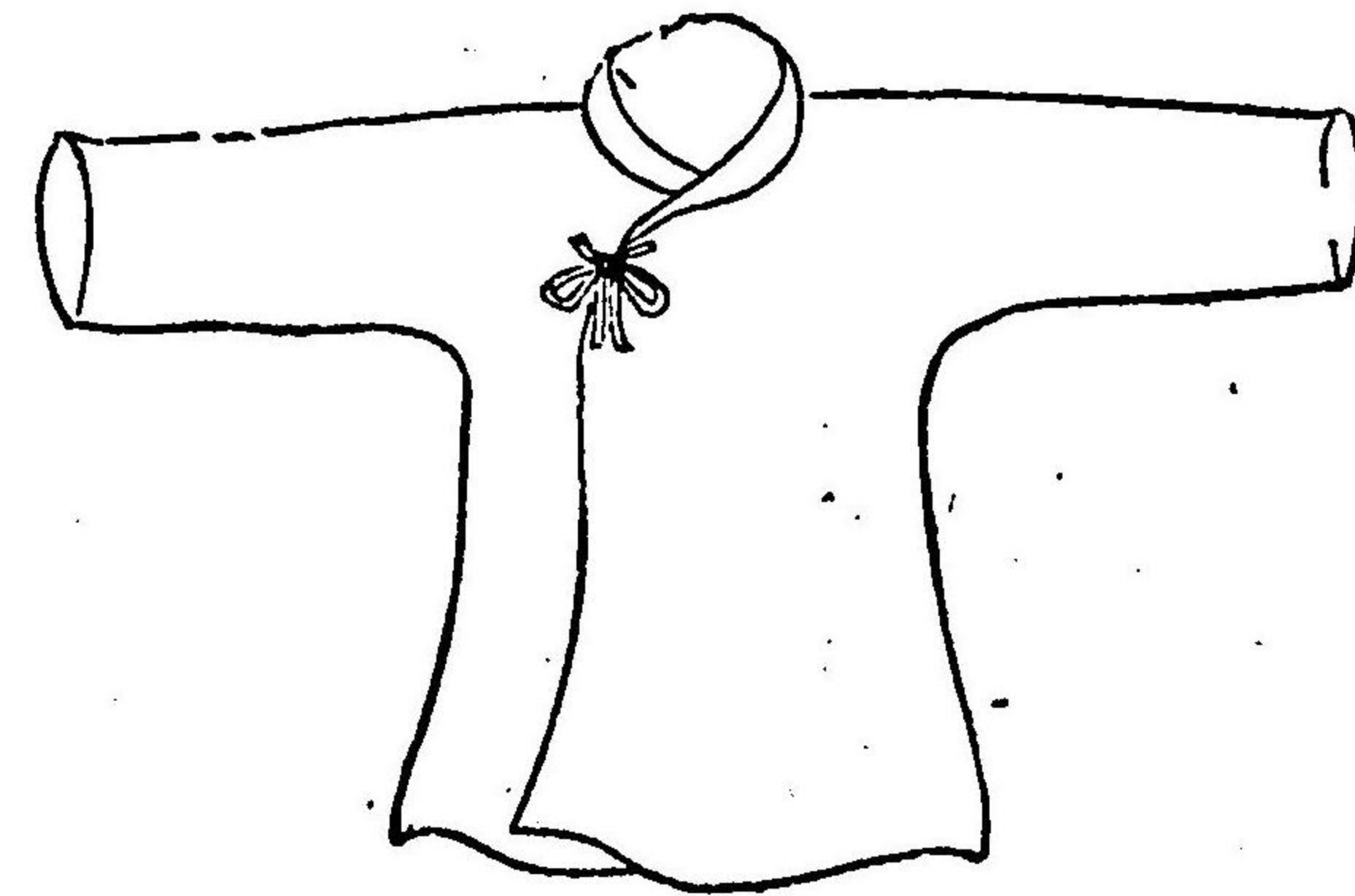
背子



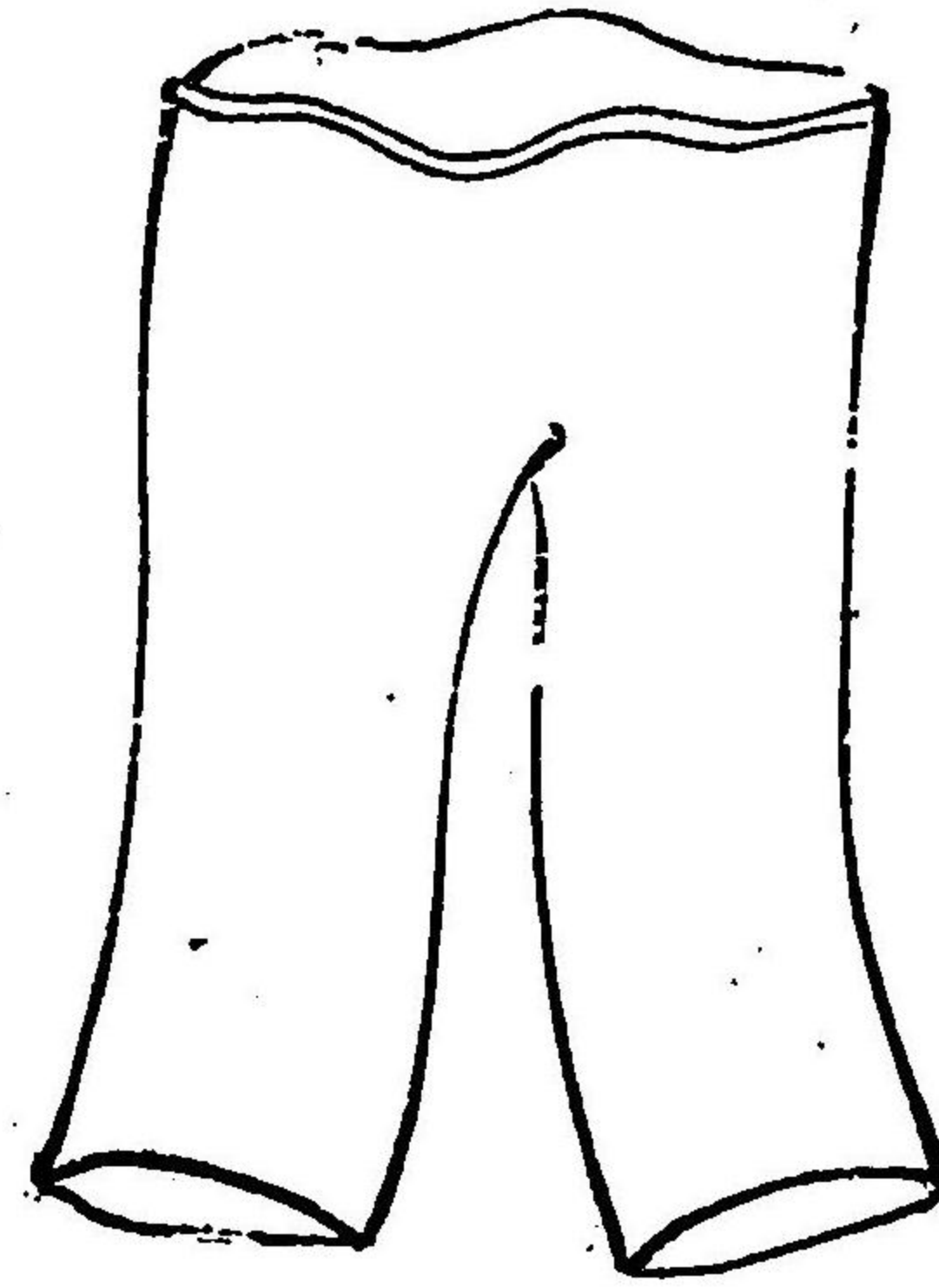
背子の長短ともに羊の皮又は袖の類を以て造り
中着となす但毛類の衣服を極上とす狐白裘或ハ
微毛の背子と稱す

白裘ハ狐の腋の毛にて掌ほどの皮を集めて造る

男衣

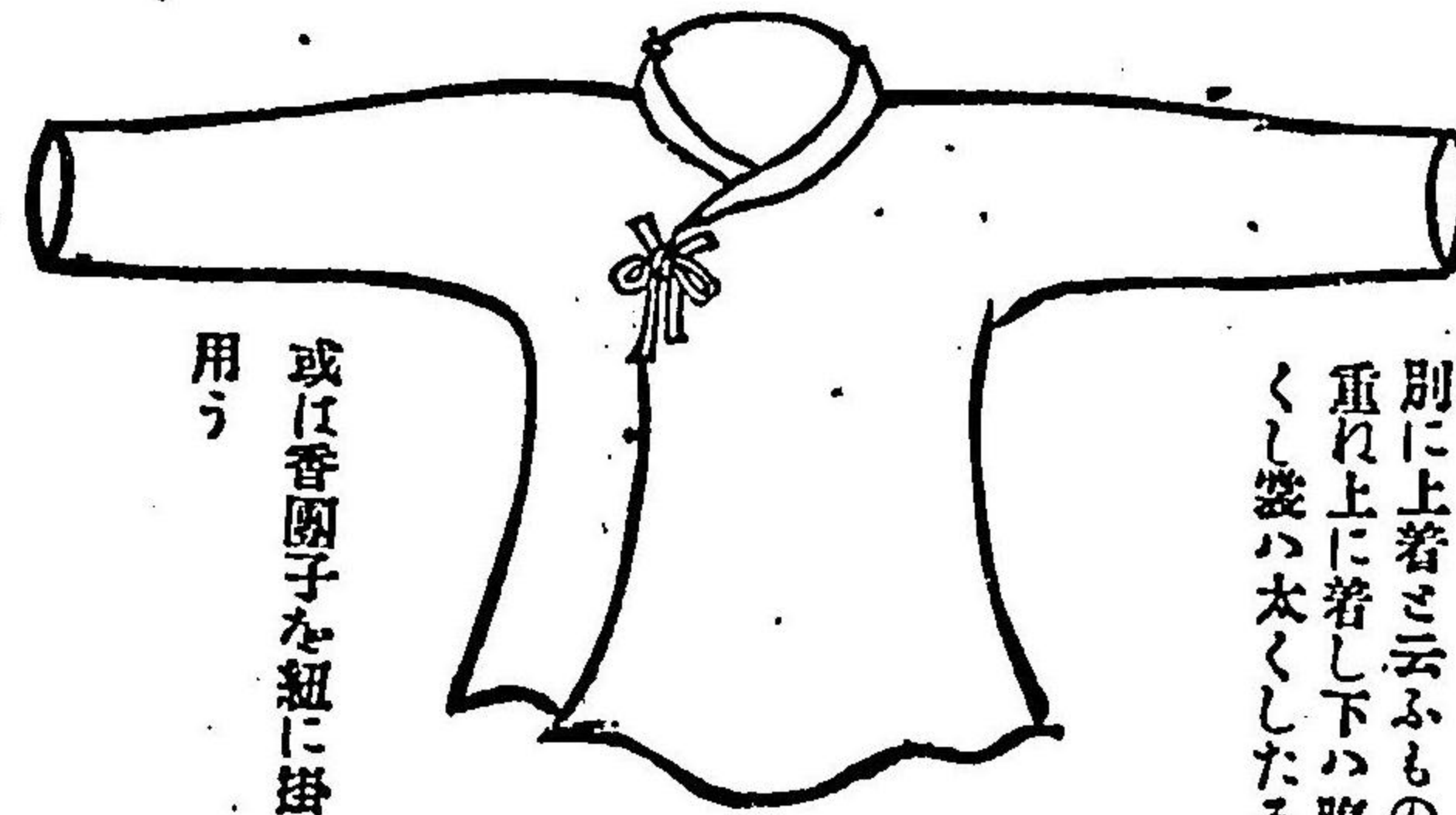


男袴



但腰帶を以て腰を締め其下の行駈^{はんてん}を以てしめ
よするなり貴賤ともに同じ衆人の布を以て行
駈をあくること

女衣

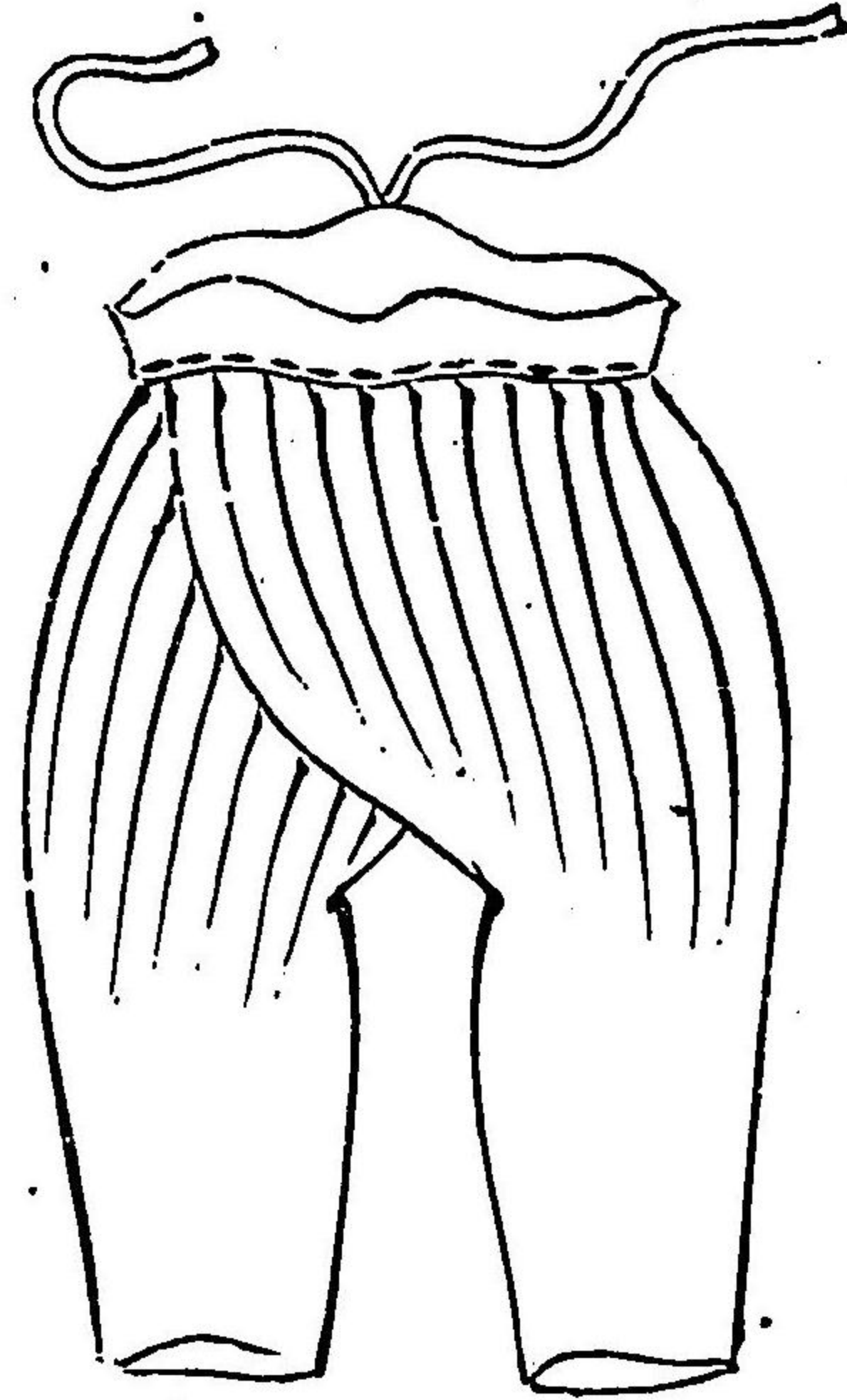


別に上着と云ふものなく此の服を
重ね上に着し下の腹巻をなし胸は細
くし裳ハ太くしたるを好するなり

或は香團子を紐に掛け手掻ひ指環を
用う

女袴

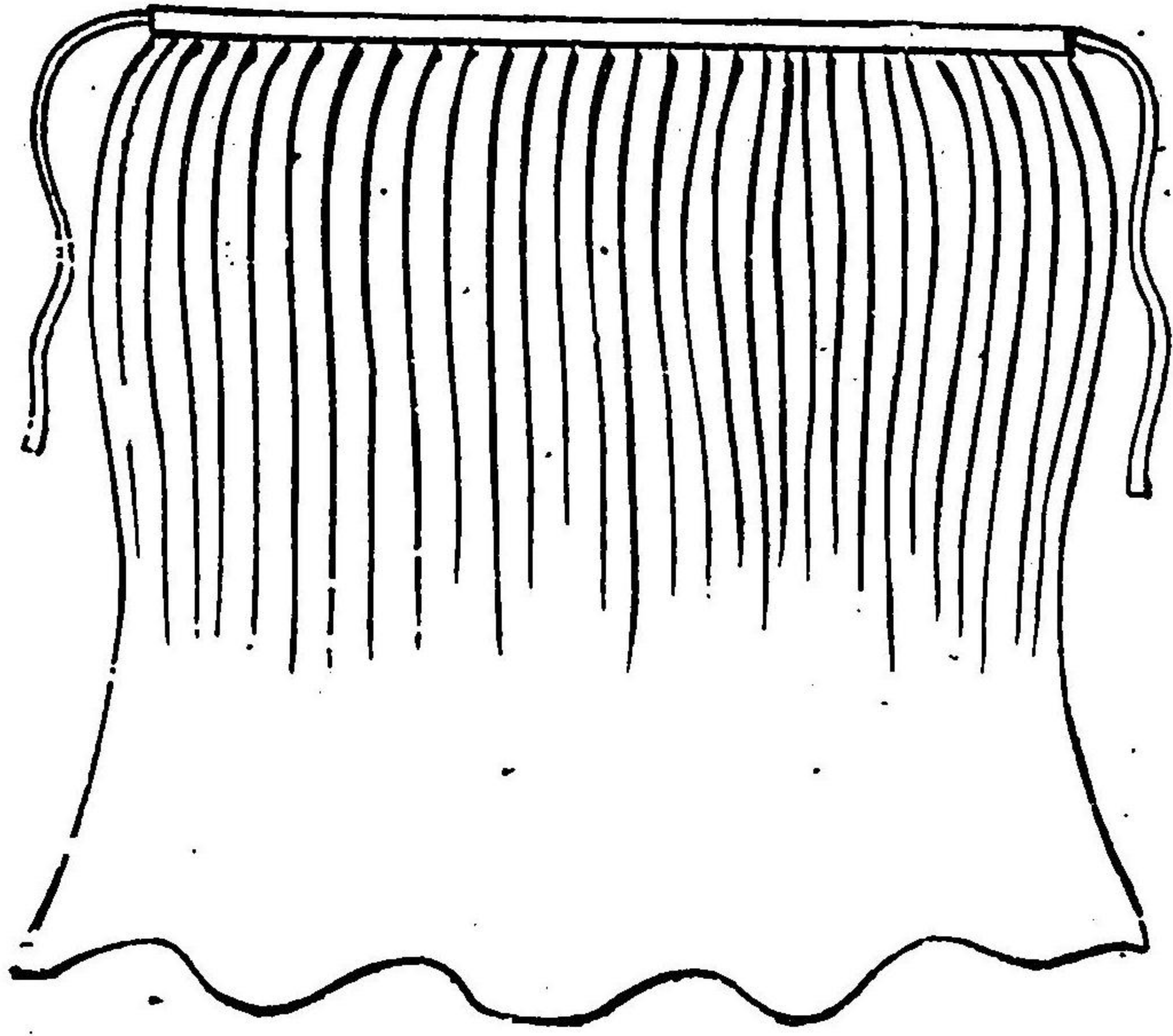
但此袴の下に中衣を云ふものあり



簪

金銀眞鍮を用ひ兩班の女の龍頭又の鶴等を彫付るなり

裳袴、但少き女の紅裳を用ひ老女の藍裳を用う

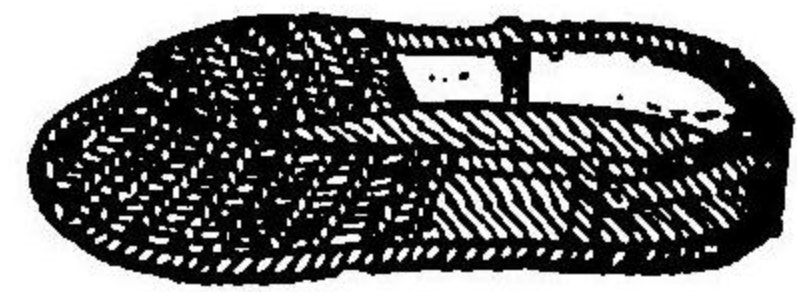
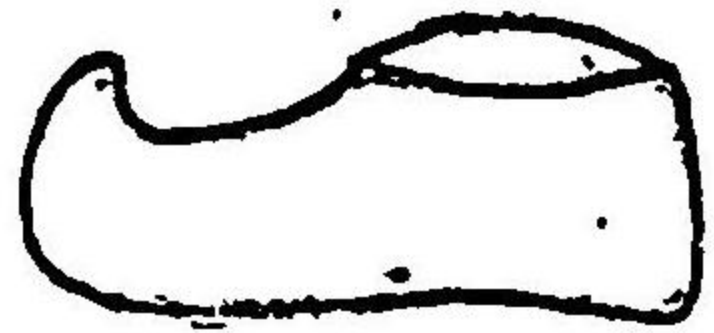


兩班の處女の珥をかくれども庶人のなし縮緬其外絹類を上等とし平常にハ木綿布なり総て燕脂を着け指環を掛け齒を染めす眉を掃はす裏中の女の紅色の衣を服せずと云ふ



鞋 又鞋子又木鞋とも云ふ牛の黒皮を以て造る一品より九品に至るまで皆同じ

襪 仕官ハ勿論其他の者も夏冬
ともに是を穿ち上へハ行靴
を以てしめるなり



唐鞋 雨中に用ひ牛皮を以て仕立るなり
下履は木を以て木履を作り此下に
齒二を入れたるものを用う

草鞋 精葛藁などを以て作る

公服ハ冠幞頭の諸品同し正式に國王の前に出るときに限るなり服ハ
一品より正三品まで紅袍從三品より六品まで青袍七八品九品の緑
袍なり悉く圖に記す

常服 冠ハ紗帽 朝臣入闕毎に之を着す堂上三品以上の紋紗角同淡

紅袍堂上三品以下の單角同青袍帶靴公服に同し

戎服 冠ハ堂上の紫笠 貝纓銀笠飾 三品以下の黒笠水晶纓服ハ三

品以上の藍紗帖裏紫帶三品以下の青玄色帖裏青帶

右天翼の服ハ箕子より傳はり官人禮服朝服の外第一の服にて貴人
に見るとき是を着くと云ふ

環子ハ一品知事ハ玉環子にて模様さく圓し二品知事ハ金環子にし
て同上同知ハ金環子を梅花等に作る、兪知ハ玉環子に同し、右兪知以
上の堂上の制にて堂下ハ環子なし

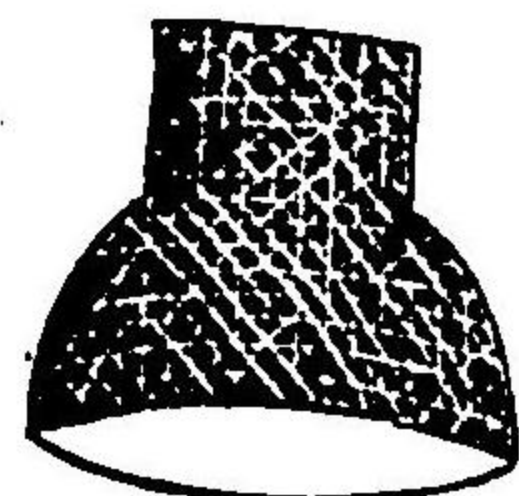
笠に虎鬚を挿し事あり或ハ擧動の時兩班の輩之をなす平常ハ府使等
に副たる裨將官吏之を用う但虎鬚といへども或ハ鳥の毛の骨など
を以て虎鬚の代りに挿し使令の者ハ孔雀の尾を笠にさすなり又鋪
色の笠ハ白馬の尾を以て編み紅漆を以て其上を塗たるなり

笠纓ハ三月三日より玉水晶或ハ燻煉物又ハ木を以て細く造り之を塗
たるを付け九月九日より絹纓を用ゆるなり、喪人の笠ハ白き上を薄
漆にて塗たるものなり又喪中の人官家へ出るときハ薄淺黄の服を

用う然れども何服にても差支なし



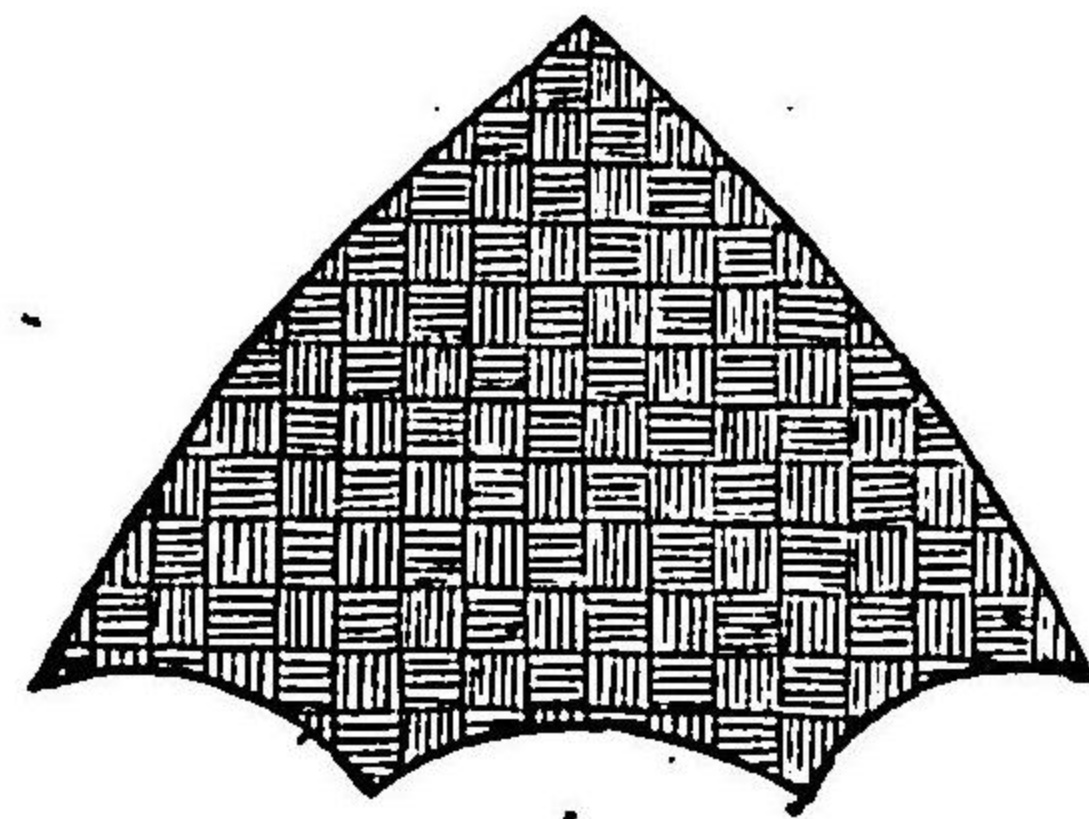
松落
松の肌皮
其外の品
にて作る



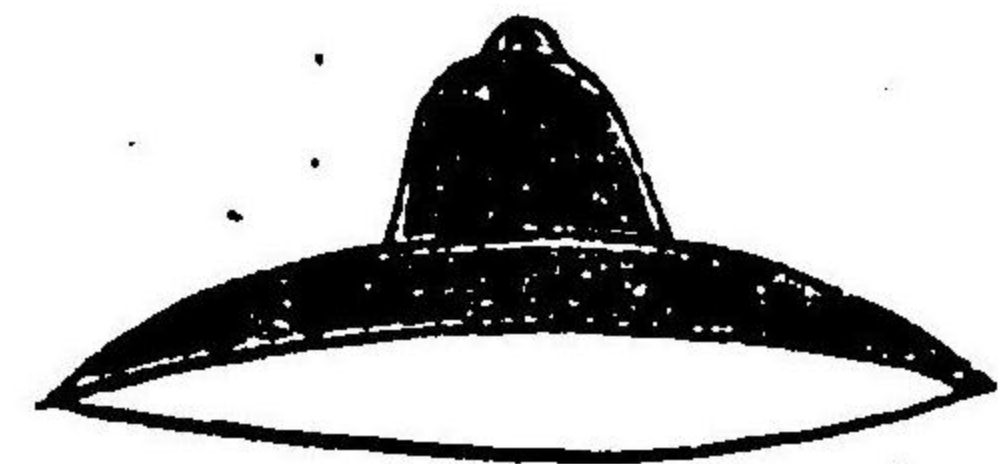
甘土
鳥の尾に
て造る堂
上堂下差
別なし



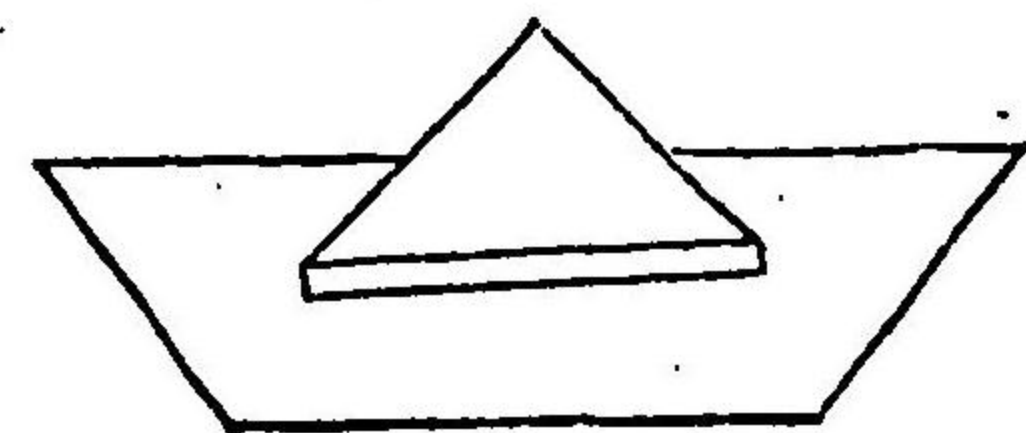
甘土
竹にて作
るものさ
す



葛笠
木の皮を
以て作り
和尙以上
之を着け
常の僧ハ
草笠を此
形にて着
す

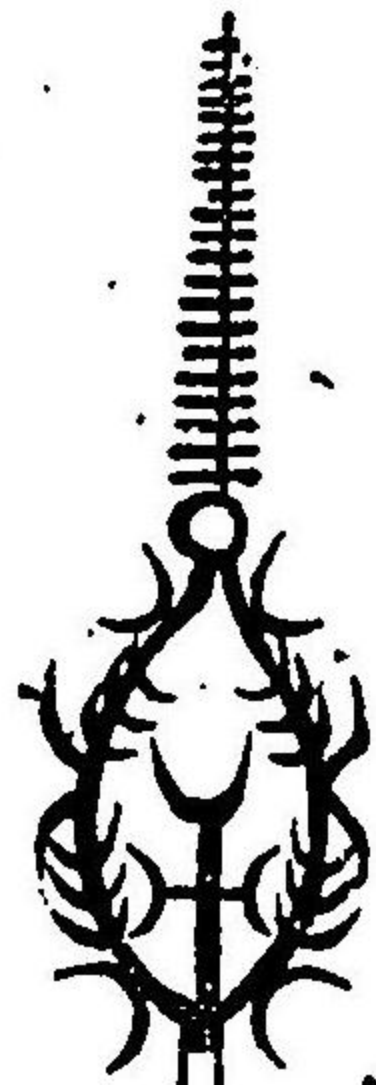


僧笠
堂上僧ハ
錆色堂下
僧ハ黒色



弁
或は木綿
布を用ひ
通常の僧
之を着す

六環杖 和尙以上は之を持つ



朝鮮の人ハ上下一般常に笠胃と名けて帽子を蔽ふ所の圓錐形の油紙を除く外に別雨合羽の類を用ゆること無し故に雨雪等を嫌ふこと甚だしく雨天又ハ雪天にハ皆閉居して出でず故に雨天の日ハ街衢の頭にハ鬮として人影なし此の如く國人の雨雪を厭ふハ理由あることにて其の外出の節ハ皆な衣服を改めて外觀を飾るの風習なるに其の衣服ハ背と袖との縫ひ目だけハ糸にて縫へども其他ハ皆糊にて着け合はする故外觀嚴めしき上衣道袍の類も一たび雨雪に濡るゝとさハ散々に離るゝの憂ある故備ハ之を濡すまじとて斯く雨雪を嫌ふなり去れば朝鮮にハ雨合羽傘笠蓑などの雨具ハ殆ど無し故に雨中業

を執る者無く大抵小屋の中に長さ烟管を口にして烟を吹きつゝ日を暮らし學校の生徒さへ雨天に休業する者多し近來仁川京城邊に日本の蝙蝠傘を携ふる者を稀に見ることあり

其四 飲食

酒の最上なるを一年酒といふ其外梨花酒方久酒の類あり一年酒の土中に醸造し寒中より五ヶ月目に出し用ゆ

焼酎の最上を烏紅露と云ふ其他人皆常に強き酒を好み火口を三度煎じ詰め密の如くになす是も平安道の名物にて監司歸都の節其外郡縣守令等數瓶を携へ歸り土産とす

烟草の毎に之を好み諸道より出る中にも名草と云ふの平安道三登又の其近處より出つるを西草と云ふ全羅道鎮安慶尙道高嶺邊に産するの香草と稱す
味噌を造るにハ譬へ大豆一斗を柔に煮丸く造り五六日太陽に乾か

し鹽八九刀入れ水三升許入れ七八十日目に糞を入れ汁を汲み切り四五日過ぎて食するなり右汁を煮返し甘醬とす
雑食の耳牟松の肌皮藤葉蓬菅の若莖等とす耳牟の咸鏡道に多く麥の中に生ずと云ふ松の肌皮等の一時の飢を凌ぐものとす

其五 住居

家屋を建つるにハ豫め邸地を擇ひ吉日を考へ先づ柱を立つ京城にて三品位の第宅の瓦屋にて門を建て其續に庇を立つ又炊所に下人房を設け門内正面に客坐を建て其次に小童などの房を置く其次を舍廊とし之に接して居間寢室あり

房一間の四五疊鋪許りにして家を建るに何間と云ふ定めなく其宜しきを計りて廣狹を定む

房毎に壁藏とて押入の如きもの大小二ツ三ツづゝあり房毎に曲突あり家を建るとき房の下の土を四五寸高く上げ床の四方を石にて積み

床の下を烟の通るやうにし房の下に一尺許の石二十許り立て其上に石を渡し透間に小石を詰め赤土を塗り赤土の上に塗砂を置く又其上を赤土にて塗り而して厚き紙を張り油をひくなり下人の房の朝夕竈の火氣を以て暖を取るべき構造とす又上流者の房に寒中晝夜に四五度つゝ火を焚き暖氣を蓄ふ

此國に借家と云ふ事なく尤困窮の者の譬へば五十兩の家を抵當にして二三十兩を借り何年にして家屋敷を渡すべき約束をなすもの時々之有り其引渡しの時之を漢城府に届出づるなり邑村の小家の十兩五十内にて賣買するあり

大工の先づ賃銀を定め食事の雇主より受く京城に俗人の大工あり又僧侶も職工を爲すなり官の工事の低價に積り成就の上木綿等を興ふ京城にて大なる家屋に其價一万兩に上るものあれども一軒の賣買價の最高にて九千九百九十九兩九錢九文と定め大臣の家屋にて

其六 節 序

一万兩即ち五十貫目を越すことを禁するなり

各府郡凡そ一千兩を最高とし九百九十餘兩を定めとし如何ある家作にても之を賣り拂ふとき法の踏えず總べて朝鮮の國風の物の價に制限を設けて奢侈を禁するなり

正月元日の都鄙ともに餅を煮て之を食ふ身代相應の者祝として膳部を設け置き親戚故舊の年禮に来る者に供す此外祝日毎に身分ある者の膳を設け酒を薦む又親類の中に貧しき者あれば物品を贈り家に使役する所の奴婢に衣類を與ふる者多く日本の習俗と異ならず

同月十四日の身厄と稱し運星悪き者の厄拂とて藺人形を作り身に着けたる衣服を以て之を包み夜中道傍に捨て此夜宴を開て大に祝意を表す

朝鮮の俗六十歳を還甲と云ひ又回甲と云ふて上下ともに之を祝ふ毎

月五日、十四日、廿三日に、破日として新に事を始むることを忌む
 同十五日の踏橋と稱し、京中の人酒肴を携へ月の出る時より橋上に席
 を設け思ひくりに樂みを取る此夜七つ橋を超ゆるとき災難を免る
 として橋上大に賑へり
 又二月十日の京中家毎に煤拂をなす
 三月の内に寒食の日を祝ひ介子推を敬すと云ふ又先祖の墓所に詣り
 草を除き膳部等を携て墓に奠ふ
 同月三日の酒饌を携へ或の樓船に乗り漢江西江の邊に出つ又の桃園
 に聚まり各々遊樂をなす
 四月八日の上巳の佳節として京中の人晝の山川に遊び夜の毎に燈籠
 を大竹に結び高く門外に掲ぐ田舎の此事なく唯だ地方官の海邊に會
 して數百の炬を燃し夜宴を張ると云ふ
 五月五日の端午佳節の祝日として國王より端午扇と云ふを京官及び八

道觀察使まで數を定めて下與するを例とす觀察使の一道の守令に與
 へ守令の又下吏に與ふ端午に女人の鞦韆の遊びをなし男子の角觥
 の戲をなし五部の人各々兩傍に分れ人數二三百人づゝ時々集り樂む
 平生此事あれども此日の會の尤も盛なり邊鄙の地に角觥の固より闘
 雞、闘牛、石戰等の遊をなす角觥別に力士として平生定りたるものなく何
 人にてても膂力ある者各々力を角するなり又石戰の双方に分れ礫を投
 して勝負を決す京中に於て之を禁すといふ
 七月十五日は百終と稱し其の祝に國王より百官へ百の種子を與ふ
 宰相の三升以下各々差等あり此種子中五穀の種を首とし王の面前に
 於て之を分つ是れ百穀の種を播する意なりといふ
 八月十五日を秋夕と云ふ祖先の墓前に膳部を奠へ或の壞損せし墓の
 土を以て之を修繕す
 九月九日の重九の佳節として菊花を賞し酒饌を携へ遊歩し又の自宅に

朋友を招き宴會を催はし或り高山に登る等あり總て秋の月を玩び月の名所の處々にありて觀月の遊をなす釜山の永嘉臺多太浦の沒雲臺海雲臺等の最も名あり

冬至の邊鄙までも祝日にて朝の家毎に小豆粥を炊くを例とす此日朝廷の豫め使節を支那に派遣して賀したるあり

十二月晦日の祝詞を演べ又商人の金錢の取引を結了し其外新年の準備をなす等にて都鄙に論なく頗る賑はへり

四名日とて祝日の内最も重きの五月五日、七月十五日、八月十五日、十二月晦日あり

立春の祝詞の文字を書き門戸柱毎にこれを貼る外に符文の類もあれども平常之を貼らざるなり

其七 人 品

男子の京畿黃海、忠清、全羅、慶尙諸道の人物を以て優れりとす總て氣質

寛厚にして生業に醜黷たらず何事も自然に優美なり然れども農工商共に富めるもの稀なり譬へば一村の農十人にして牛馬四五頭も飼ふ者一人あるかあさかど云ふ程にて工商も亦右に準して家を營むまでの有様なり又平安咸鏡江原道の人物の全國中にても氣質稍や鋭く農業山海の勞作に堪へ其力業の三南人より強し三南人の慶尙全羅忠清の三道を云ふ咸鏡道の人氣強く時々大なる争鬭をなす往時大盜起りたるとき咸鏡道の者或り五十人卅人と黨をなし村々へ押入一村を空うせしこと往々にしてこれありしと云ふ此地猶小盜出沒し其中食物を盗む者の憐みて或り見のがす事あり秋収の時に田に刈り置く稻を盗む者多し故に其の監察とて田畝の中に假屋を設け以て盜を防ぐ居民の力量の中等以上の強弓を彎くを勤とし中等以下の者の背に物を負ふ事を勤とす總て強弓を彎くの術を得るときは隨て名を得試験の時の中せざるも及第に至る通常の者肩腕の力を後にして専ら背

に物を負ふの力を養ふ故に強きは銅五六百斤を負ふ者あり白米二俵を
負ひ二三町の路を行くものゝ如きの甚だ多し凡そ白米一俵の百三
十五斤なり

女子の北方の者容貌美しく中人以上の女の狼に戸外に出ず常に縫針の
業を専とす文字を學ぶもの稀あり偶々諺文を寫する女あれども人
敢て之を稱せず唯だ官婢の諺文を學べり中人以下の女の總て勞動を
專にし農耕の男女どもに之を爲せども肥糞を扱ふの女の手に限る男
子の興らず其夫と農耕に従事するときは婦の餉を田に送り又市に諸
品を持出し賣買して夫の勞を省くことを勤む産婦の難産の者少し臨産
の時兩班(文武の官)の家に侍女ありて之を取扱ひ下等人の近所又の
懇意のもの來りて之を取扱ふなり不具なる子を産むこと少し双生
の時々之れあり總て産後の身持を大切にし風に觸れず食事を濫にせ
ずと云ふ女の衣裳の腹より上を細くし裾を廣くするなり腹より上の

木綿にて堅く巻くの風儀なる爲め姪婦も別に纈帶を用ひず寡婦の兩
班の勿論下賤の者たりとも改嫁すること稀なり若し改嫁するときの
世人甚だしく之を擯斥す是れ貞女兩夫に見ざるの教に本づく又合禮
とて幼年の時に既に結婚の約をなし男女同室に住むとき若し不幸に
して十二三歳の時に其夫たるもの死して寡婦となれる婦の他に改嫁
することあるも其腹に生れたる子の男にても世嗣と成さず恰も妾腹
の子の例に同じ

嬰兒の常に房内の暖なる處に寝し置き敢て抱負することをあさず子
の髪を生髮のまゝにて剃らざるなり貧家にても墮胎又の棄子等の事
を爲すことなしといふ

正妻に子なく妾に子ありても其子に家名を相續せしむるを許さず或
の田地を分け與へ又の他の方向に就かしむ總て妾腹の子の幾人あり
ても家を嗣がしめず他より養子するものとし庶子の及第するを得

す又妾腹の女子の兩班に嫁するを得ず下賤のものも之を嫌ひ妾の子
 の又妾とあるより外なきなり
 妾を置く事は兩班の云に及ばず商人にても之を爲し數しば他行する
 者は時々往く所の旅地に抱へ置き田地等を付置く者あり總て庶子の
 僕従なども詞を卑くするなり
 女の化粧の燕脂粉密油を用ふ眉を細く作り髪を太く入れ髪の多きを
 以て好女とす
 醫師の兩班の末子或の妾の子醫術を治め其外州府中等以上の人の末
 子等亦之を學び官品を有する者も多し人皆尊敬す村部の地には醫師
 稀なり其送迎に馬を用ひ總て醫の内外治療を兼ね膏藥の類も之を
 用うれども外科術に委しからず金瘡を療すること稀あり
 又州府の地に藥店あり藥種の多く國內の産を用ひ不足の品の北京よ
 り來る若し毒藥の種類を買はんとする時の證人なくして賣渡さ

る法なり往時の毒藥を用ひ人を殺すことありしが其取締を嚴にせし
 より其風漸く薄らぎたる由又人身中に死藥生藥ありと稱し耳垢の毒
 藥とし唾の生藥なりとて明りに吐かず女醫の京中に數多あり各道官
 婢の内にて適當の者を選び官より醫道の修學を命するなり此醫の男
 女に限らず病を療する故に其容貌美なるものあれり或の病に托して
 れを招くことあり其本の婦人の療治を専らにせしなりと云ふ若し婦
 人病ありて男醫を招くとき房内の入口に帳幕を下し脈體を診察せ
 しむ
 兩班の婦人の云ふに及ばず中等の人にて我妻を酒宴の席に出す事
 なく唯だ妾の親友の席に出すことあり
 國中に公然の娼妓あし一時京畿道利川の内にドリと云ふ處に賣淫女
 を置き村家二三百戸半の娼家半の酒肴を賣り一村併て遊郭の姿を
 一昨夜一婦百銅より五百銅までの價にて客の枕席に侍せしめたりし

が其後停止せられたり然れども方今旅人の徒然を慰めんと欲するど
きの大家の使女又の貧家の處女寡婦或の女醫等を密かに招き一夜の
春を買ふことを得べし

小見と云ふあり盲人の事にて専ら卜筮を業として生活をなす
戯子とて輕業をなすものあり又の狂言師とて繩技を演し繩上に立て
扇を開き舞踊の體をなし又地上にて反轉をなし其外種々の戯技を行
ふ者あり京中に日々これあり諸道郡村に歳時五七人づゝ伴を結
び所々に回行して技を售るを常とす五人の内二人計りの十三四歳の
小兒に鮮衣を着せたるものを雜ふ又傀儡とも云ふ
僧となる者の三年の喪中に生れたる者多く又貧者の末子官婢の子若
くは他に事故ある者を僧となすなり兩班の子孫にも稀に僧となる
ものあり凡そ僧の幼少より剃髮するものもあり又中年よりするもの
もあり又還俗することも時々これありと云ふ

人

八道の寺數凡一千五百餘寺と云ふ尤も多きの慶尙道にて三百六十餘
寺あり其の本山とも稱すべきの京畿道の内に南漢北漢と稱する二寺
なり此二寺の僧侶の長司にて各道寺々への達令の皆な此より出づ南
北漢の兵曹に屬し一寺の僧數一千四百五十人と云ふ總て僧の軍人の員
に備り州府の寺僧の陣法を習ひ營門に附屬す此より以下の寺院の僧
徒三百二百又の二三十人住居するものとす州府の地山城を築き僧を
して之を守らしむ僧にして射術に通するもの多く又大工の職をなす
者あり

品

僧官の兵曹より命するなり南北漢の主僧を總攝と云ふ諸道寺僧の官
位の總攝より命するなり各寺の主僧を僧將と云ふ之に次ぐを僧統と
云ひ又佛尊大師和尚等の名あり是より以下の官あし僧官の一品より
九品まであれども官人の官品と異なり一品の僧三品の府使に逢ふと
きの揖禮をなし而して席に若く通常の僧の俗家の牀に上らずと云ふ

大師に一品二品あり和尚に三品より九品まであり僧將僧統の弓を射
 學を講ず是にも一品より九品まであるなり佛尊大師和尚等の佛學の
 固より儒學にも達するものを持ふ佛尊の稱を得る者の入道の内一二
 人に過ぎざるなり
 小僧の寺院の力に應じ幾人を養ふも妨げなし古來より有識の僧數多
 ありと雖も其名尤も高きの新羅時代の人なる元曉祖師とす東萊梵魚
 等の開山なり
 南北漢の總攝山中を巡回する時の僧徒七八十人之に従ふ其中僧使令
 の喇叭を執て従ふ然れども山外にての從僧十人計に過ぎす其外大師
 三品位の僧の僧徒一二人小僧一二人を従ふものとす
 寺領の附屬する寺の南北漢及江原道の襄陽寺と云ふ各千石餘の田地
 を有す其餘の寺僧の勞働にて収入を得或の紙を漉き麴を賣り或の餅
 飴等の物を携へ春秋の田圃の邊に出で、穀物に代へ又の先住より傳

はる田地を耕し又の瓦陶器大工等の職を學びて其生を營み又平常注
 意周到なる僧の其身代却て俗人より富る者あり凡そ僧侶の官の修理
 すべき場所を自費にて修理し且飢渴の者を救ふことあれば官位を受
 く又僧の勤行を怠らず身費しうしても智識に富める者の官位を受け
 或の大盜を捕へ其功著しき者の官位を受くるなり
 釋迦阿彌陀觀音を始とし諸佛羅漢又の關羽の木像等の大寺毎に三十
 座より五十百座を安置し僧徒の朝夕寺内の僧堂に集り經文を唱へ勤
 行し而して各々自身の房内に還り飯を喫し外に出で、職業を營むも
 のあり又寺内の事を執りて勞働するものあり大師の専ら佛事に關し
 日々香を焼き燭を點し剪裁花を挿み蔬菜を奠へ經を佛前に誦むなり
 和尚以上の自ら大工等の事を爲すと云ふ僧の常に南無阿彌陀佛を口
 に唱へ俗人も或の起居共に之を唱ふる者あり僧の名の譬への宥善又
 の惠澄と云ふの類なり僧の木器を尊び匙箸類までも木を以て造る也

佛家に地獄の説あり閻魔大王を始め十王殿等皆之あり然れども死して後地獄に墜ち牛鬼馬鬼の呵責に遇ふなどの説を唱ふるを聞かず俗間物を貪る者を稱して餓鬼と云ふ但諺あるを見れば地獄に墜るの説も蓋これあるか
經文の法華楞嚴咒禪經の類に常に之を誦し此外にも數多ある由
火葬の僧に限り僧死する時の其屍を寺外の野邊に昇出し柴を積み火を放ちて之を焼き而して其骨を碎粉して飯中に混し岩石の上に投棄して鳥類の啄み盡すに任す是れ跡を此世に残さるが爲めあり
引導と云ふとあり是を行ふとき衆僧佛前に集り引導を唱へ鉦を鳴し鼓を打つ
尼堂の山中にあり尼となる女の兩班の妻妾或の夫に離れ又の不義の悪名を受けたるもの其外便なき獨身の女又の不具なる者等十人廿人づゝ一寺に集り多くの衣類の洗濯綿線糸引の如き女子の職業を營む

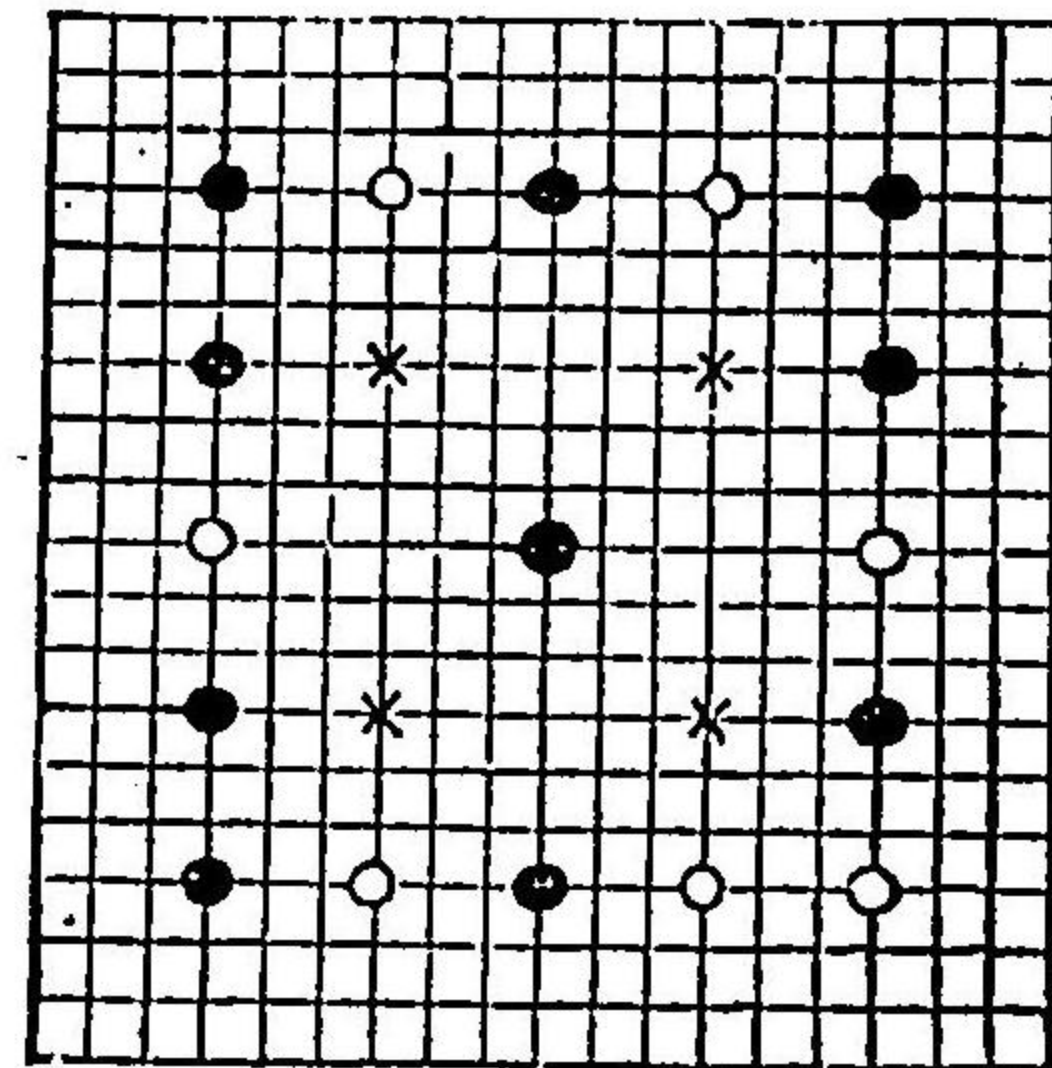
尼の外に出でざるを宜しとする故其の爲すべき仕事は皆村里より取よせて之をなすなり其衣服は俗間の女と同く頭に弁を着け裳をかけすと云ふ常に念佛をのみ唱ふるなり
道士隱士の輩數多ありと雖も近世著名の人あり往昔道士の高名なるの林白浩李濟督の二人とす
巫覡の神子と云ふが如きものにて巫男巫女あり俗間甚だ之を輕んず巫夫婦にて諸方を廻り夫の承知にて其婦の他人の爲めに枕席の塵を拂ひ物を受る等を以て耻とせず又祈禱をなし禮物を受け巫男の又ト筮をなす
覡の幼年の者死するるとき其魂魄を奪ふ術ありと稱し占者をなし又詭宣奇を唱ふるありて婦女等の多く之に惑はさるゝより停止とあれども密かに之を行ふもの尙は絶えず
官妓の朝鮮に盛んなる宴會あれば婦人の席上に周旋し舞樂を奏して

興を助くる者を云ふ其奏する舞樂の大太鼓小太鼓箏等の樂器に合せ
 官妓起て舞ふ其狀日本の舞樂の如く其中に劍舞と名け二官妓短劍を
 把りて起舞す古雅愛すべし然れども一曲舞ひ了るや官妓の無遠慮に
 も肴を喰ひ烟艸を吸ひ卑野厭ふべし此の官妓の京城内に四十餘人あ
 り毎年欠員ある毎に城内若くは地方に求めて之を補ふ其の選擇方の
 容貌の美と手足の細と髪之多きとによりて之を定む而して此の中自
 ら志願するあり又官より買収するもあり一様ならずと雖も朝鮮婦
 人中の容貌秀麗ある者の皆此官妓中に収めらるゝなり元來官妓の王
 城の大興若くは慶事の祝筵に侍し舞樂を奏する伶人なりしか漸次に
 其の品格を墮落し來り今一般に娼妓の如く黄金を以て何人の意に
 も從ひ枕席に侍す然れども官妓中卓れて容姿の美なる者の大臣巨公
 之を押領し公務執掌の間にも其傍を離さず又近來官妓の外に公許を
 得て春を鬻ぐ者之をトボグモリといひ密賣淫婦をカルポーと稱し

而して素人のウングンザといふ

其八 遊 戲

碁の中人以上の玩具にて盛んに流行す貴人老人等には弱き方の人に
 白石を取らしむるを例とし其方日本と反對なり而して之を爲すに
 圖の如く黒白の石を並べ中より打始め而して其取たる石の先方へ返
 し地面の廣狹を以て勝負を決し白黒境の石を残し地を作るなり



將碁の中分以下の者の遊にて兩班の輩の玩ぶこと稀なり但童子の玩

置石の中の四隅に置く
 賭をなすに先百銅と定る時の其倍を以てす
 譬へば十目つゝの地を除き残分二十目に至る
 とき二百銅となるあり碁石の製作したる者
 かく全く濱邊にある丸き石を捨て之を用ゆ就
 中慶尙道機張の石を以て最上として之を貴ぶ

佛家に地獄の説あり閻魔大王を始め十王殿等皆之あり然れども死して後地獄に墜ち牛鬼馬鬼の呵責に遇ふなどの説を唱ふるを聞かず俗間物を貪る者を稱して餓鬼と云ふ俚諺あるを見れば地獄に墜るの説も蓋これあるか

經文の法華楞嚴咒禪潭經の類に常に之を誦し此外にも數多ある由火葬の僧に限り僧死する時其屍を寺外の野邊に昇出し柴を積み火を放ちて之を燒き而して其骨を碎粉して飯中に混し岩石の上に投棄して鳥類の啄み盡すに任す是れ跡を此世に残さざるが爲めあり

引導と云ふとあり是を行ふとき衆僧佛前に集り引導を唱へ鉦を鳴し鼓を打つ

尼堂の山中にあり尼となる女の兩班の妻妾或の夫に離れ又の不義の悪名を受けたるもの其外便なき獨身の女又の不具なる者等十人廿人づゝ一寺に集り多くの衣類の洗濯綿線糸引の如き女子の職業を營む

尼の外に出でざるを宜しとする故其の爲すべき仕事は皆村里より取よせて之をなすなり其衣服は俗間の女と同く頭に弁を着け裳をかけずと云ふ常に念佛をのみ唱ふるなり

道士隱士の輩數多ありと雖も近世著名の人あり往昔道士の高名なるの林白浩李濟督の二人とす

巫覡の神子と云ふが如きものにて巫男巫女あり俗間甚だ之を輕んず巫夫婦にて諸方を廻り夫の承知にて其婦の他人の爲めに枕席の塵を拂ひ物を受る等を以て耻とせず又祈禱をなし禮物を受け巫男の又卜筮をなす

覡の幼年の者死するとき其魂魄を奪ふ術ありと稱し占者をなし又詭宣おどを唱ふるありて婦女等の多く之に惑はさるゝより停止とされども密かに之を行ふもの尙ほ絶えず

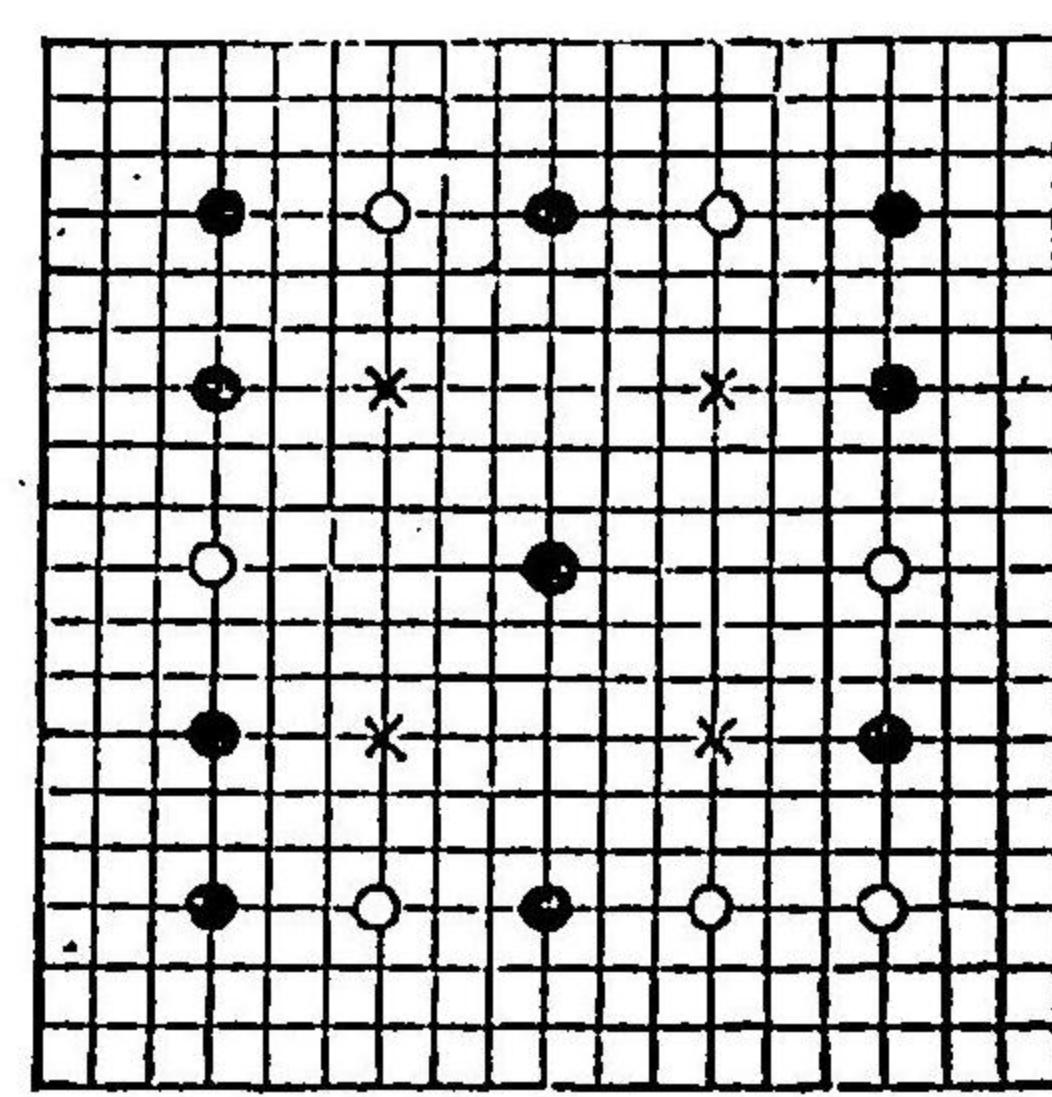
官妓の朝鮮に盛んなる宴會あれば婦人の席上に周旋し舞樂を奏して

興を助くる者を云ふ其奏する舞樂ハ大太鼓小太鼓箏等の樂器に合せ
 官妓起て舞ふ其狀日本の舞樂の如く其中に劍舞と名け二官妓短劍を
 把りて起舞す古雅愛すべし然れども一曲舞ひ了るや官妓ハ無遠慮に
 も肴を喰ひ烟艸を吸ひ卑野厭ふべし此の官妓ハ京城内に四十餘人あ
 り毎年欠員ある毎に城内若くハ地方に求めて之を補ふ其の選擇方ハ
 容貌の美と手足の細と髪之多きとによりて之を定む而して此の中自
 ら志願するあり又官より買収するもあり一様ならずと雖も朝鮮婦
 人中の容貌秀麗ある者ハ皆此官妓中に収めらるゝなり元來官妓ハ王
 城の大典若くハ慶事の祝筵に侍し舞樂を奏する伶人なりしか漸次に
 其の品格を墮落し來り今ハ一般に娼妓の如く黄金を以て何人の意に
 も從ひ枕席に侍す然れども官妓中卓れて容姿の美なる者ハ大臣巨公
 之を押領し公務執掌の間にも其傍を離さず又近來官妓の外に公許を
 得て春を鬻ぐ者ハ之をトボグモリといひ密賣淫婦をカモボトと稱し

而して素人のウングンザといふ

其八 遊 戯

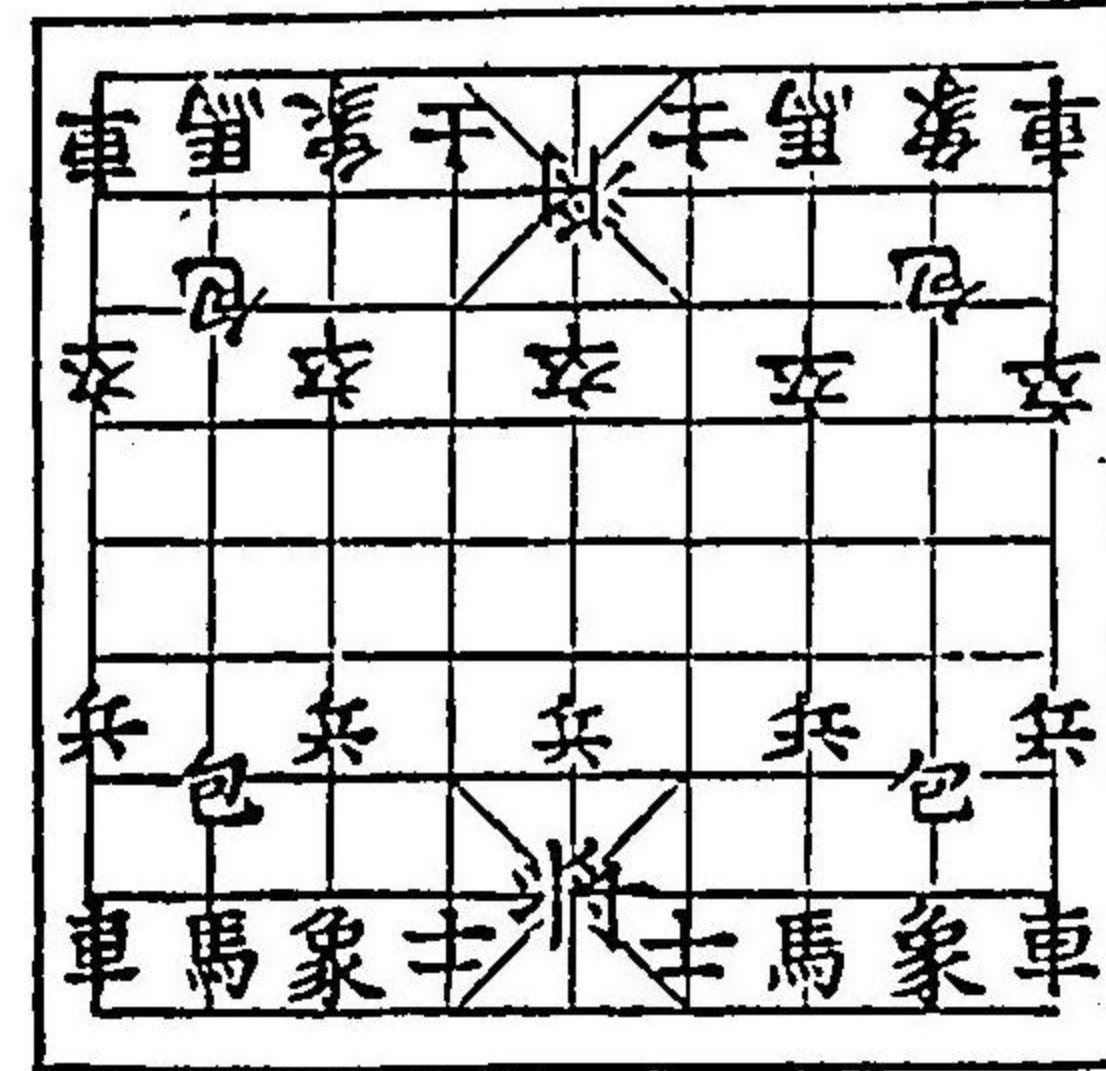
碁ハ中人以上の玩具にて盛んに流行す貴人老人等ハ弱き方の人に
 白石を取らしむるを例とし其方日本と反對なり而して之を爲すにハ
 圖の如く黒白の石を並べ中より打始め而して其取たる石ハ先方へ返
 し地面の廣狹を以て勝負を決し白黒境の石を残し地を作るなり



將碁ハ中分以下の者の遊にて兩班の輩ハ玩ふこと稀なり但童子の玩

置石ハ中の四隅に置く
 賭をなすにハ先百銅と定る時ハ其倍を以てす
 譬へハ十目つゝの地を除き殘分二十目に至る
 とさハ二百銅となるあり碁石ハ製作したる者
 かく全く滋邊にある丸き石を捨て之を用ゆ就
 中慶尙道機張の石を以て最上として之を貴ぶ

そびにの之をなす



將 包 車 馬 象 兵

坐の如くにて坐の筋を動き外に出ず
士も亦將の坐なめぐりて將を守る
前後横ともに駒
一つな越えて動く
四方に行く前後横駒ある
ときは行くこゝ能はず
斜に行き日本の桂馬の如く
横堅に行く
斜に遠く飛んで日本の
角行の如し
兵 卒 何れも前横一
行つゝ進む

將棋の駒の左圖の如し

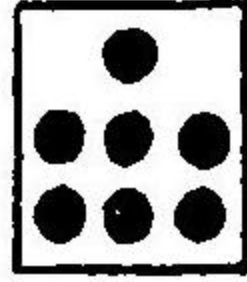
將

一寸二三分にして厚四五分あり堅木を用ゆ双方紅黒の字を以て之を別の

歩

五六分角にてサ二分程あり
骨牌と云ふものあり兩班の輩より中等の人まで樂とす賭をさすこと

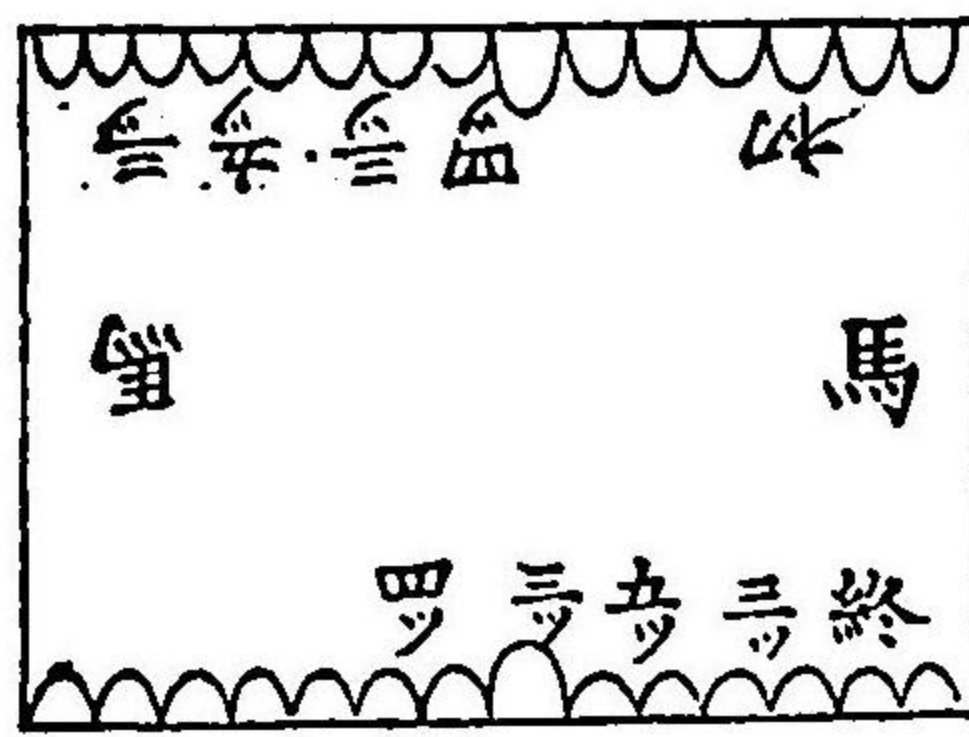
あり卑賤の者も亦カルタの遊びをなす
骨牌の鹿の角にて圖の如く製し裡を黒くなし一人に入個を分ち總數
三十二あり一より六まで色々に違へ或は花に表し詩を以て勝負を極
ひるものあり稱して諸葛孔明の作なりと云ふ



雙陸の女子の遊具にて男子も或の之を弄ぶ

局の横凡二尺五寸程づゝ幅一尺五寸程駒の高さ三寸程にて一方に十
五づゝあり赤青の添を以て之を分つ

糸二個を以て手前に運び向ふにも目に應じて段々に運ぶ



一穴に二ツ三ツも並べ又の一ツも置くことあり賽の
鹿角にて細く製し一の裏に二を置き三の裏に四を置
き五の裏に六を置き雙六を第一とすと云ふ
蹴鞠の鞠の艸を丸め或の紙を丸くして小供の遊とす
或る時の中年のものも交りて之を蹴ることあり

雜聞

古來朝鮮の俗間に傳ふる談柄多し大抵荒唐無稽に屬するも其の國民の風俗を窺ひ知るに足る可ければ以下に輯録す

慶尙道蔚山の内にも日本館の址ありと云ふ壬辰亂前日本人朝鮮に赴く時此地に五六日休息して宴享有けし所なむを云ふ

京畿道開城府の商人數多し商賈繁昌なむ昔時日本と貿易盛なるとき此地の商人は遠來の移るもの多しと云ふ

金海府國津の商家の多きは城府より開城の内にて其尤も大なるもの五七戸あり此地を他は貿易も無業生業無業に隨て之を購る故に入用金も乏し各之を辨し一編を時時著るを且用は欠る所なしと云ふ

慶尙道蔚山府の商人數多し商賈繁昌なむ昔時日本と貿易盛なるとき此地の商人は遠來の移るもの多しと云ふ

雜

聞

咸鏡道の者の他道に移ることを禁す旅行するとき住所の地頭に何月頃必ず歸る可しとの書を出し之に親族の保証を要す若逃亡するときは嚴重に罪を遂るなり或は他道より咸鏡道に移住するの妨げなし蓋し咸鏡道の土地廣く且外國の境に接し外人境を犯すことある故に此道に人口の増殖を圖るが爲めなりと云ふ

黃海道海州鐵寧の間に首陽と云ふ山あり黃海第一の高山にて此山に伯夷叔齊の廟を設け四季之を祭ると云ふ

慶尙道東萊の内に溫泉あり能く瘡傷を治す朝鮮國中に溫泉あるは此地のみ他にこれあるを聞かず

江原道三陟に溫石あり此石上に亭を立つれば寒中にても火を用ひずと云ふ

甘水の慶尙道金海の地又は全羅道光陽の地に出づ此兩處に五六十年目又は五七年目にも出替り金海に之なき時の光陽に移るなり甘水の

何品を煮ても甘味あり去ながら糖類の味とも違がひ用うるもの稀れなり

慶尙道聞慶の地に風穴として山中に穴あり常に風を吹出し人其穴口に立がたき程なりとぞ

同く青松の地に生ずる松の大木を伐りても孽枝を再生す元來松の幹木を伐るとき再び葉を生せざること常なり然るに此處の松のみ

他に異なり 同く順興の地に浮石寺と云ふ寺あり其門前に浮石あり大さ三尋其中間に小穴あり試に紙索を以て中間に通し牽けの動くと云ふ

全羅道海南の内松林寺に釋迦の食器寶物を藏む是を能見難事と云ふ由其器七つあり

右温泉温石甘水風穴松浮石能見難事是を七奇と稱す 京城の内に高さ三丈餘の塔あり高麗の時佛法を尊ひ其頃高麗王の末

子にして明國に事へたる者あり後ち兩國の力を以て大なる石塔を造りたるなりと其石の朝鮮の産にあらす高麗の時の都の今の開城府なり曾て京城の地に大寺を建てたりと此塔の蓋し其時に立てしならん

壬辰の亂に日本人十三層の上三層を破毀し遺す所の十層あり一層毎に種々の書を彫り中に日本人が網を將て大岩を曳崩したる圖ありと

いふ又此塔十三層の中心に鐵柱を通し建てたるゆる強勇なる日本人と雖も之を崩盡すこと能はず其後火災にて彫る所の書も燒損し苔蝕して彫刻分明ならずといふ

全羅道綾州に千佛千塔あり石佛にて童子ほどの大さあり塔も人の大さほどづゝあり

慶尙道慶州の大邑にて昔時新羅の城市あり其城趾の後ち邑となれり此所に窟あり窟の側に寺あり門前の兩方に人の身の丈程の木佛を立つ窟の内八十間餘にて中間より水落ち出つ此水の旱魃にも増減を

見ずといふ又一丈許の石佛あり面鼻手足ともに能く備はり頗る靈妙あり

江原三陟に大岩の中に木あり直立して杖を立つるが如し昔知識の僧杖を立て其木に根の生したるなりと又岩の上所々に馬蹄の迹あり何れも名物の古跡たる可しと云へども未だ分明ならず

又加那辰と云ふ者龍に化し海に入りたりと云ふ話あり實に加那辰海中に身を投し溺死せしなり翌年の週期に及び此處より龍の天に登るを見たるものありと言ひ傳ふ

又昔一將あり龍を釣たりと云ひ傳へり總て龍の白馬の肉を好むゆゑ白馬に乗るものゝ水邊にて心得を爲すへきことなりと云ひ傳ふ

慶尙道東萊の地に鄭墓と云ふあり宰相の祖にして名高き墓所なり京城の人も時々來り見る墓所の敢て佳麗なるにわらず此人昔時東萊衙前を勤めて病死し其子二人府使に仕へけるに府使此地墓所に宜しと

云はれしを聞き直に其親を葬り其後二子京城に登り府使の庇廕を以て遂に身を立て府使の姪分となりて兄弟共に兩班の家を相續し後ち宰相の職に昇る其人より十三代宰相とされりといふ

咸鏡道の内兪墓と云ふあり兪氏一日山中を行く時道の傍に老虎蟠り居るを見る虎頭を低れ苦惱する所あるが如く口を開きて助けを乞ふに似たり兪氏之を窺ふに口中に簪あり因て之を拔取る是れ女子を取

り食ひたるに簪の齧に刺さりしからん其後兪氏の親死して葬を行ふ日に此虎來りて柩を導き葬處を教ゆ依て柩の其地に葬る是より順次立身し終に宰相の職に至り九代宰相を勤め重臣の家とされりと言ひ傳ふ

慶尙道熊川の内熊山の麓に朱家の老人と云ふ夫婦あり或時有識の僧此邊を過ぎ瑞氣の立上るを見て其家に至り見れり齡八旬の老夫婦のみにて子もなし僧の老翁に告て曰く此家に貴子を生むへしと幾もな

く老婦懐胎し男子を生む名けて朱彦長といふ親族近隣夫婦を憐み交々衣食を給し僅かに朝夕を凌ぎたりしが此兒五歳の時曇の僧來りて曰く此子の賤き家に置くへからず寺中に養育せんとて伴ひ歸りたり兒の頗る聰敏にして學問群を出づ十五歳の時寺を出て諸道を廻り終に還俗して軍に將たり朝鮮人傳へ云ふ彦長の後日明太祖となるものはなりと

同道の地金家の處女衣を河に濯ひたる時鯉魚來りて此女の足下を繞る此より常に斯の如くすること數日終に孕めることあり男子を生む父の姓を知らず人呼て魚家と云ふ魚氏生長の後高官に昇り子孫繁盛なり國中の魚姓蓋此に防まる故に魚姓の鯉魚を食はずと云ふ

同梁山の内に龍澤と云ふ地あり朴家の池を其家の前に掘り鮒數十匹を放ち朝夕食を興ふるもの三十年一鮒の殊に大にして三尺許に長ずるあり或時大鮒久しく見えすなりけるが一夜夢に鮒來りて曰く我

多年恩澤に浴す今將に天に上らんとす故に時を待て前恩を報すべしとて夢の忽ち覺めたり翌朝池水大に漲り黒雲其上を覆ひ金鱗火を放て鮒の即ち飛去る其後三年に至り大旱あり人皆な之を患ふ獨り此朴家の田の水の涸るゝとなし此事京城に聞え命して雨を祈らしむるに驟雨忽注き遠近共に天災を免れたり故に其家を稱して魚變臺といふ

北土の内に外國人來り海蔘又ハ人蔘等を掘る者あり晝夜山野に在るを以て牛の皮にて袋を造り獸の害を恐るゝゆゑ之を木の枝に掛け夜の其中に入りて寝ぬると云ふ又廣き野原にて草叢の中に袋を置き其中に夜を明すもあり

濟州の者の朝鮮の中にも人氣大に荒く性質甚だ疎暴なり古へ濟州の者漂着の日本人を殺して諸品を盗みたる事ありと言傳ふるに依り濟州の者若し日本に漂着するときは濟州人と言はず常に全羅南邊の地名を假れりと云ふ

中古琉球より清國に貢を納る時王子兄弟此島へ漂着せしに之を殺して悉く寶物を奪ひたり其後事發覺して牧使を始め有司の者皆九族を夷げられたることありと右王子臨終の時詩三章ありと言傳ふ今其一を左に録す

三郎臨穴人誰贖二子乘舟人不仁骨暴沙場經有草魂歸故國子無入

孝行の品に依り米錢を興ふる類時々これあり其内大孝の者の田結官を授け門に孝道門と書たる懸板を掲ぐるあり
慶尙道の内清道の巨淵と云ふ所に孝子の懸板あり曾て其者の先祖に孝行の者あり其親病中に鯉魚を好めども極寒にて捕ふを得ず其子氷を破り水に入りて之を求むれば鯉魚一尾自ら氷の上に躍出たりと
江原道の者其父病あり畚中梨子を求むれども得ず因て梨樹の下に涕泣して三夜を明せしに梨實二顆忽ち上に着きたり之を採て其一の父

に進め其一の國王の命により之を献じたりと

咸鏡道の者婦と姑と二人簾の下に於て晝間業を力めしに何れよりか猛虎飛來り姑を啣み去るを見る婦の大に驚き姑をやらじと虎に縋り付たるに二人どもに山中に曳行かれ猶力を盡して争ふ故虎の遂に姑を捨て、逃去れり之に因りて婦姑どもに全きを得たり其事地頭より監司に報じ啓聞の上褒賞に與りたり

江原道獵師の家に老母あり或時此母近村の市に行き夜に入るまで歸らざるを以て獵師の鉄砲を携へ迎に行きしが道の傍らに白虎出來る故鉄砲を放ちて之を殺し近寄り見れば老母の氣絶し居れり因て種々介抱し之を連歸りたるより其孝と勇とを賞されたり

釜山より京城までの道中に名所あり梁山の通道寺の大寺にて舍利を埋め鳥類其上を翔けず十間四方に草木を生せずと云ふ且此寺内に塔多しと

同く善山の地に義狗塚あり相傳ふ昔し狗主酒に酔ひ此野に臥したる時野火俄に燃出し既に危き處を狗あり尾にて水を濺ぎ火を消し主を救ひたるより塚上に石碑を建て其事を銘したりと尙州の内洛東の地に義牛塚あり是も其主人野にて虎に遭ひ其害に罹らんとするを畜ふ所の牛の虎と闘ひ虎と共に斃れて其主の難を免れしめたるより石を建て、義牛を表せしなりと

漢江の内に高さ三丈許の大岩石あり流に沿ひて風景佳勝あり岩上に林將軍の石碑あり其側に菴を結び人あり之を守る旅人過るもの一錢を投し拜をなす但林將軍の朝鮮の名將にて屢しば女眞と戦て功あり林將軍の忠烈傳と云ふ小説書にあり

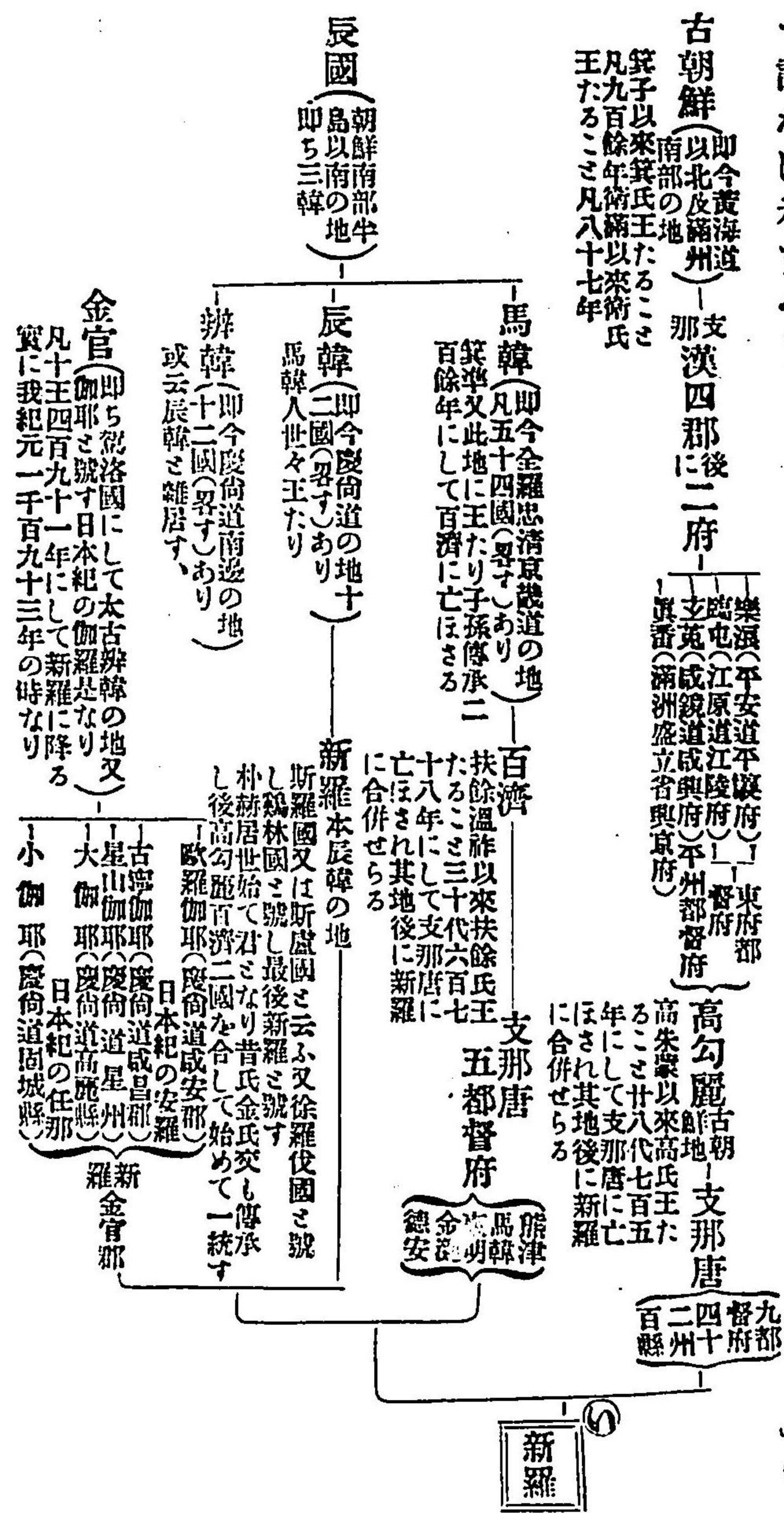
朝鮮にて名士と云への人必ず左の句を誦す
 山下氣盡姜監察日月並明鄭夢周萬古忠臣林將軍天下才士成三問身登仙位崔致遠

石碑の諸道守令萬戸等まで其地の爲に功績あるとき、石碑を其邑の菴に立て其徳を彰す碑石を立てる事一時流行の如くなり小徳にても是を立て又其在任中碑に刻み誇張に過くる事多き故に悉く之を取除き以後石碑を立てるに、其人任を去るか又、死後に至り官の許可を経て始めて之を立てるの法となれり

黄海道載寧の内に高さ五十丈許の岩石あり眞に屏風を立てる如し昔より岩の上に登りたる者なかりしが日本人あり其入合許にまで登り即ち其處に岩に登りたる由を彫付たりと

夜叉と云ふ妖物あり夜中行人の顔を撲ち又處々に色淡き火を燃し人を迷し或時、野中の道を暗ますことあり其外家内鳴動等の事あり皆之を稱して夜叉の仕業と云ふ日本の如く天狗の怪談、之を唱ふるものなし

狗鳴に吉凶あり子午酉の時に鳴けば大主必ず死す丑未戌亥の時に鳴



朝鮮の歴史の前に掲ぐ其の歴代國土及王統の沿革の以下に圖表を以て詳かに示すべし

朝鮮國土歷代沿革圖解

けバ大主長病主妻に喪あり寅申の時に鳴けバ子孫遠行す辰巳の時に鳴けバ大主遠行して歸り難し卯の時に鳴けバ慶事自ら來ると云ひ傳ふ

鶏鳴にも吉凶あり子午の時に鳴けバ遠信至り丑未の時に鳴けバ家道大吉にして榮え卯酉の時に鳴けバ憂患止まず辰巳の時に鳴けバ子孫大吉なり一聲の主に従ひ二聲の主妻に従ひ三聲の子孫に従ふと稱す

雀蛤に化し鳶に化し鳥亡魚に化し鵝河豚に化し雉鰓に化し鶉蟾に化すと言ひ傳ふ又狗に化して鬼神となると稱して之を食はす専ら暑中に用う雉の又巨蟒に化すと云て食するに乾雉を用う

谷水を飲ひ事の婦人の殊に之を忌む是れ蛇の雌雄交りたる水を飲めバ懐胎して蛇を生み其母即死する事時々これありと言ひ傳ふるが爲めあり又毒蛇に噛れたる時の飴を食へバ少しも痛を覺えずといふ

十長生と云ふ稱あり乃ち日月山水鶴龜松竹鹿芝なり

朝鮮の南部半島以南の地にして三韓と稱し月支國に不詳に都す或云三韓の存立は我々仁天皇の時代に至るに文獻の徴すべし其風俗の世數考ふべからず

辰國 韓三

馬韓 (今全羅道清溪畿道の地にして凡五十四國あり) 箕氏初代

○武康王 衛滿に逐はれ此地に入り自立して韓王となる

子孫傳承二百餘年 我祖元六百六十九年垂仁天皇三十八年己巳歲百濟王温祥の爲めに滅せらる

百濟

㊦

辰國 (今慶尙道の地にして十二國あり)

○王者馬韓人相傳承 其人一々不詳支那の人民其國より東界の地を割與さる故に又秦韓といふ常に馬韓人の制を受て自立するに能はず其王たるものも又馬韓人なり或云我國に歸化せし新羅の王子天日槍は此辰韓中の新羅國人なり

新羅本辰韓の地

㊦

辨韓 (今慶尙道南邊の地にして十二國あり)

○王者不詳

或云辨韓は辰韓と雜居す或又云辨韓は高句麗なり麗なり又百濟なり或又云馬韓は高句麗なり未だ何れは是なるを知らず

① 日リ横ク

高句麗

高氏初代 ○東明聖王高朱蒙

三代 太武神王

扶餘 (今滿州盛京省開原縣或云滿州吉林省にして長白山と松花江との間にあり) 王金珪の子なり卒本扶餘 (平山道成川府) に走り沸流水上に都を定め國を高句麗と號し高を以て氏と爲す是れ新羅建國後廿一年の時にして我紀元六百廿四年崇神天皇六十一年甲申歲に當る

此時扶餘王と戰て之を殺し疆域を開き勢強盛なりしか未年樂浪の地を漢の光武帝に取られ薩水 (平安道清川江) 以南の漢に屬せり

六代 太祖王

此時濊 (今江原道江陵府) 貊 (江原道春川府) 馬韓 (内蒙古) 鮮卑 (内蒙古) 科爾沁の南境) の諸國と俱に歴々漢の支荒遼東を攻め勢頗る盛なり七代次太王遂成の死逆子にして右輔高福章及太祖王の逆子に殺し遂に其下に弑せらる

十一代 東川王

此時代支那魏と戰ひ大に敗れ城を平壤に築き都を遷す

十六代 故國原王

十四代孫上王の時より支那燕の時容慮 (鮮卑族) 歴々來り支那の和使遣はして戰ひ敗れて之を討大將軍營州刺史樂浪公に封せり是れ高句麗王支那の封に封せり十餘年新羅の百濟の封に封せり十餘年高句麗の百濟の封に封せり十餘年高句麗の百濟の封に封せり十餘年高句麗の百濟の封に封せり

十九代 廣開土王
 此王躬率水軍將領百濟諸城
 國戰事是れより五十餘年
 羅國日本の兵を其地に驅逐
 (或云日本組の所領韓人池
 らしめたる高麗人さかして
 我孝徳天皇の朝に於ては
 新羅の如く交通頻繁ならざりし

二十代 長壽王
 此王浮屠道林を百濟に遣はし蓋
 爾王に勤めて不念の土を起さ
 王時其國勢を急を乘じ自ら將
 入朝せしめたりて容れられたる
 南北兩朝せしめたりて其後遂に
 陳北朝の支那より其朝に貢する
 即位の時支那の使來りて高句麗
 宋朝の支那の使來りて高句麗

二十一 文咨王
 此王及ひ二十二代安祿王以
 下百濟と交戦す

二十六代 嬰陽王
 此時代統緒の兵を督して遼西(滿州
 盛京西境)を侵す支那の文帝大
 に怒り來りて王懼れて罪を謝す
 攻むと和す後隋の煬帝大兵を以て之を破
 劫す

二十八代 寶藏王
 (唐 九都督府四
 十二州百縣)
 莫離支(官名)泉蓋蘇文なるもの先王廿七代榮帝王を弑し
 て王を立つて泉蓋蘇文なるもの先王廿七代榮帝王を弑し
 高句麗に立つて泉蓋蘇文なるもの先王廿七代榮帝王を弑し
 の元年唐の太宗高祖皇帝に始りて我朝東明王より凡廿八代天智天皇即位り
 年分て九都督府四十二州百縣とす

新羅一統
 三へ概ケ

百濟
 扶餘氏初代
 温祚王

多類王
 肖古王

高句麗王朱蒙の子なり初め河南の慰
 禮城(遼東遼河山縣)に居り馬韓を
 國號し東北の地を割り高句麗を
 國號し一年にして我朝東明王より
 年垂仁天皇十二年癸卯歲に當り
 漢平安道平壤府(遼東遼河山縣)に
 及盛京西境)より境域を侵さる
 なを以て城を築き防く雖も侵襲尚ほ止まざる故に地を
 漢水の南に遷し後遂に馬韓を滅して其地を并有す

十二代 近肖古王
 此王の時高句麗國原王來寇し戰て王を射殺す是
 より晉の簡文帝咸安二年(我朝東明王より廿七年)支
 那王の簡文帝咸安二年(我朝東明王より廿七年)支
 に晉の簡文帝咸安二年(我朝東明王より廿七年)支
 支那王の簡文帝咸安二年(我朝東明王より廿七年)支
 東王の時高句麗國原王來寇し戰て王を射殺す是
 支那王の簡文帝咸安二年(我朝東明王より廿七年)支
 支那王の簡文帝咸安二年(我朝東明王より廿七年)支
 支那王の簡文帝咸安二年(我朝東明王より廿七年)支
 支那王の簡文帝咸安二年(我朝東明王より廿七年)支

十六代 阿花王
 此王高句麗の廣開土王の爲めに來寇され之
 の先王阿花王に失ひて角等王の時國人を走ら
 し朝阿花王に失ひて角等王の時國人を走ら
 朝阿花王に失ひて角等王の時國人を走ら
 朝阿花王に失ひて角等王の時國人を走ら
 朝阿花王に失ひて角等王の時國人を走ら
 朝阿花王に失ひて角等王の時國人を走ら

二十代 蓋鹵王

高句麗長壽王の爲に攻試さるる後山郡(忠清道公州)に遷す王

二十三代 東城王

此王名(牟)大日本紀には未だ(作)る(牟)未だ位に即さる前出

二十五代 聖王

此王高句麗文咨王以下三代と戦ひ又新羅と兵を合せて高句麗を伐つた人(聖)とせしむる

二十九代 武王

此時代に支那隋の煬帝は大兵を發して高句麗を討つ時に王は切に高句麗に通じて兵を出し隋を助くを言して兩端を持し

三十代 義慈王

王(義)慈王(唐)五都督府(新羅)一統(二)へ續ク

新羅 本辰 韓地

朴赫居世居西干 我紀元六百四年崇天皇四十二年

二代 南解次次雄

赫居世の子にして次次雄と號し或は慈光と稱す

三代 儒理尼師今

南解の子にして齒理多きを以て尼師今と號す

四代 昔脫解尼師今

多婆那國王(國は倭國の東北千里にあり或云多婆那は日本但馬國なり)の子にして南解の女姫あり齒理の禰を

九代 昔伐休尼師今

脫解の孫にして又入て王統を承く(五代)婆娑尼師今朴儒理の次子(六代)以て相續す此時代より金味

十一代 助賁尼師今

助賁尼師今此時代甘文(慶尚道開寧府)を討破り又骨伐(慶尚道永州)に在り(主)も來降

十三代 金味師今

助賁の女姫にして金味師今十二代昔解に代て統を承く我紀元九百九十四年神功攝政六十二年辛巳歲に代て統を承く我紀元九百九十四年神功攝政六十二年辛巳歲に代て統を承く

十八代 實聖尼師今

此王曾て先王奈勿の爲めに高句麗に質を執り還來て王たるに及て奈勿の子衲祗を

大院君の傳

方今朝鮮國第一流の人物を言へば大院君の右に出る者なし而して其國最顯要の地位を占むる者亦大院君の右に出るなし況や其の閱歴最も久しく名望最も高きもの固より大院君に比すべきものなし三十餘年の間三たび朝鮮國の政權を秉り國王の生父として内外の國務を身に荷ひ方今國事最も多端の際に處し事大保守の舊俗を破りて日新進歩の革新を行はんとす其責最も重く其任最も大なり朝鮮の事情を知らんとする者必らず大院君の經歷を知らざるべからず實に大院君の半生の傳記の朝鮮の近世史なり君の傳を知れば亦朝鮮の近世に於ける内治外交の梗概を知るを得べきなり

大院君姓の李名の是應朝鮮國開國四百三十年庚辰十二月二十一日に生る父の南延君と稱し兄を興寅君と爲す實に王族なり君賦性豪邁俊

秀にして良師に就き學ぶこと深からずと雖ども零ぼ歴史に通じ自ら百事に曉らかなり幼にして家貧し故に豪遊を以て意を慰さむること能はざるも敢て家産を顧りみず悠然門人家客と語り會て縉紳と交はるとを爲す時に門を鎖して家居し時に傲遊人を驚かし更に世上の毀譽褒貶を意とせざるもの、如し開國四百六十八年會た朝鮮第廿九世王哲宗昇遐す男子の以て王位を嗣ぐべきなし朝野騷然各擁立する所あらんとす時に正義の朝臣の君の次子李熙を立て、大統を繼がしめんとす君則ち諾して登極せしむ今の朝鮮王是れなり時に王年僅に十二故に君の王に代りて大小の政を聽き文武の威權一身に歸す君乃ち奮つて國權を張り政綱を刷新せんと欲し門閥を問はずして大に人材を登用し且つ大に土木を起して王宮を築き當百錢を鑄て財用の不足を補ひ頗る人目を新たにす君亦九鎖國獨立の旨義を奉じ外人を目して夷狄と爲す故に其の政權を執るや外人の來舶を禁じ佛國宣

教師某か偽りて韓人張鏡一と稱し天主教を國內に傳ふるを聞くや捕へて之を南大門に斬り更に令を入道に布きて其教を奉ずる者を戮し數年の間二万餘人を刑せしといふ當時宣教師の中一名の纒かに脱れて清國芝罘に抵り更に天津に赴きて狀を佛國水師提督ローゼに告ぐ是れ西曆一千八百六十六年乃ち新築王宮ある景福宮の工事未だ竣らざる時にあり

是歲九月佛國提督ローゼの軍艦三隻を派して漢江を窺はしめ尋で自ら七隻の軍艦を率ひ來て邊海を攻む入道之が爲めに動き上下騒然人心恟々たり然れども君の泰然として動かす普く檣を入道に下し兵を召し士を招き李夏景を巡撫使と爲し梁憲珠を左軍と爲し魚在淵を右軍と爲し別に韓聖根李濂を以て遊撃將軍に任じ文珠廣城草芝の要害に據て佛軍を防がしむ戦ふ毎に利あらず廣城破れ江華陥り文珠の塞も亦將に破れんとす君急に射虎の獵夫八百騎を召集して一隊を組織

して之を撥く其軍能く戦ふローゼ戦ひ利あらざるを見て江華城を火きて清國に去る此に於て君の益ます以て洋夷の恐るゝに足らずと爲し碑を京城の街頭に建て「洋夷侵犯非戰則和主和賣國」の十二字を刻して外人を疎外し益ます鎖國の政略を勵行す故に當時世人の皆君を目して頑固保守の一老爺と爲したりき然れども此戦の實に景福宮の建設中に生じ朝野恐懼策の出る所を知らざるの時に生ず而して君の毅然として迷はず外に防禦の兵を督し内に建宮の工を指揮し豪膽果決裁決流るゝが如し識者の皆其の英材に服す

開國四百七十七年我明治元年清國人來りて君に見え説て曰く近來日本其の政體を改め將さに貴國を征せんとす近日輪船八十艘を集む其意頗る怪むべしと君因て邊陲を戒め努めて日人を疎外せしむ然れども日本の終に來り侵さず是れ全く清人の離間に乘せられたるなり會たま日本の朝鮮に對し新たに隣交を修めんと欲し對馬侯宗重正を

して之を韓廷に議せしむ當時韓廷の未だ我が維新變革の事情を詳かにせず故に我が朝廷より送るの書は從來徳川幕府が送るの書と其の體裁を同くせざるを怪しみ拒みて受けず

開國四百八十年五月米國軍艦來り攻めて廣城を陥る前年佛軍來襲の際米國汽船大同江を遡り平安道の内地に入りて互市を求む當時韓民の皆佛軍に對する防禦に力め外國人を見れば皆敵と思ふ際なるが故に米國汽船に對しても亦之を襲撃し其水手を殺るしたり故に此時米國の兵を率ひ來りて大に談する所あらんとしたるなり其の艦隊司令長官をロッヂヤリスと云ふ此時にも大院君の斷然攘夷論を持し日本及米國に對し極力敵對せんと欲す會たま米艦の故ありて遽かに退き事なきを得たり故に佛米兩度の來寇皆甚だしき敗を見ず君の益ます外人を興し易しと爲し其後日本の數しば使を遣はして修交を求め輕侮して之に應せず開國四百八十二年國王親ら政を執るまで君

の施設する所常に排外自主の主義を執る

國王の執政の君をして威權を減せしめ爾來快々として樂ます病と稱して屏居す是に於て外戚閔氏君に代りて俄に政柄を掌有し事大開國の主義を執り日本に對する友情も稍や圓滑なるを得たり君の見て益ます平かあらず策を設けて再び宮城に入り政務に參與す茲に於て一旦成らんとしたる日韓修交の條約も再び依違の間に没し日本の深く之を憤はり爲に善隣の誼は破れて將に干戈を弄せんとするに至りしこと數次僅に開國四百八十五年丙子二月二日(日本明治九年二月)に至り日韓修交條約成る

日韓條約の締結の君が頗る不滿とする所なるも國王政を親らし閔氏の一族政府の要路に立ちて之を決す君も亦抗する能はず爾來閔氏の益ます榮えて君の失意の境に在り常に鬱勃たる大望を抱きて空しく北漢山の麓なる雲硯宮の中に屏居す會たま明治十五年京城の兵士俸

給の事に關して不平を閔氏に抱き乱を發して王宮を襲ひ日本公使館亦難に罹る此事實に君の教唆に出づ當時日本其の公使館を襲撃せられ士官を殺され居留民を凌虐せられたるを憤激し全權大使を派出して嚴しく談ず時に清國欽差吳大澂の君を拘へて軍艦に乗せ本國に送る故に日韓の交誼の破れざるを得たり

爾來君の清國に拘留せられて憂憤中に歲月を送ること四年明治十八年放されて歸國し再び雲硯宮の私邸に入る此時に政權一に閔氏に歸し專横放恣を逞くし君が國に歸るを見て甚だ平かならず常に間諜を放ちて君の動靜を視察し亦國王と君との間を疎隔し絶て會見せしめず此の如きもの數年君の悲憤慷慨に堪へず機會を窺ふて起ち大に爲すあらんと欲す幸ひにして其機會の來れり

明治二十七年五月東學黨亂を企て招討使戰ふて克たず賊勢甚だ猖獗なり時に閔氏一族中の首領の援を清國に求め其兵上陸するに及び日

本亦兵を出だし兩國の兵の對峙して動かす而して日本の内亂の原因を政治の弊に歸し政治の改良を勸告し韓廷一たび諾して又拒み終に日本公使の王宮に迫りて弊政改革の實行を促がすに及び從來弊政施行の首領たりし閔氏の一族の皆奔竄し政務を統宰するの人無きに至り君の國王の召待と日本公使の勸告とにより三たび宮中に入りて政權を乗り借り方今東洋の噴火口と呼ぶる、最難局の朝鮮政府に立ち内外の政務を一身に擔ふに至りたるなり

君今年七十五歳然れども鏗鏘たる意氣壯者と異らず専ら勵精して國運を進め國權を張るに力め時と共に其の思想を新たにし又前日鎖國保守の頑固論を唱へたる人と異なるものゝ如し蓋し英士の時と共に推移するものならんか君亦畫を能くし閑あれば絹を展べて筆を揮ふ忽ちにして雲烟湧き忽ちにして波濤漲き筆致遒健氣韻生動す其の筆に成るもの斷續零墨世人皆之を珍とす惟ふに是れ英雄閑日月間の

給の事に關して不平を閔氏に抱き乱を發して王宮を襲ひ日本公使館亦難に罹る此事實に君の教唆に出づ當時日本其の公使館を襲撃せられ士官を殺され居留民を凌虐せられたるを憤懣し全權大使を派出して嚴しく談ず時に清國欽差吳大澂の君を拘へて軍艦に乗せ本國に送る故に日韓の交誼の破れざるを得たり

爾來君の清國に拘留せられて憂憤中に歲月を送ること四年明治十八年放されて歸國し再び雲硯宮の私邸に入る此時に政權一に閔氏に歸し專横放恣を逞くし君が國に歸るを見て甚だ平かならず常に間諜を放ちて君の動靜を視察し亦國王と君との間を疎隔し絶て會見せしめず此の如きもの數年君の悲憤慷慨に堪へず機會を窺ふて起ち大に爲すあらんと欲す幸ひにして其機會の來れり

明治二十七年五月東學黨亂を企て招討使戰ふて克たず賊勢甚だ猖獗なり時に閔氏一族中の首領の援を清國に求め其兵上陸するに及び日

本亦兵を出だし兩國の兵の對峙して動かす而して日本の内亂の原因を政治の弊に歸し政治の改良を勸告し韓廷一たび諾して又拒み終に日本公使の王宮に迫りて弊政改革の實行を促がすに及び從來弊政施行の首領たりし閔氏の一族の皆奔竄し政務を統宰するの人無きに至り君の國王の召待と日本公使の勸告とにより三たび宮中に入りて政權を乗り借り方今東洋の噴火口と呼べる、最難局の朝鮮政府に立ち内外の政務を一身に擔ふに至りたるなり

君今年七十五歳然れども鏗鏘たる意氣壯者と異らず専ら勵精して國運を進め國權を張るに力め時と共に其の思想を新たにし又前日鎖國保守の頑固論を唱へたる人と異なるもの、如し蓋し英士の時と共に推移するものならんか君亦畫を能くし閑あれば絹を展べて筆を揮ふ忽ちにして雲烟湧き忽ちにして波濤漲き筆致迥健氣韻生動す其の筆に成るもの斷縑零墨世人皆之を珍とす惟ふに是れ英雄閑日月間の

餘技なるべし

朴泳孝の傳

方今朝鮮保守主義の首領大院君あると人皆之を知る而して改進黨の領袖を求むれば亦必らず朴泳孝を推さざるべからず此の二人の傳を讀まば朝鮮近時の形勢之を知るに餘りあるべし

朴泳孝の工曹判書元陽の第三子なり幼にして奇氣あり俊敏群に絶す年甫めて十二歳擇ばれて耐馬となる耐馬とは國王の女婿にして閔閔才俊兼備ふるものに非れば其撰に與るを得ざるものとす泳孝既に其撰に當り先王哲宗の女に配し爵は儀賓府錦陵尉官は中樞府上輔國正一品を給はりしと雖ども曾て富貴を以て驕らず謙虛人を容れ言行毫も舊に變らざりしかば衆歎服せざるは無かりき

泳孝長するに従ひ眼を文明の事物に注ぎ改進黨の主義を取り慨然政治

の改革を以て自ら任ず當時國王の生父大院君政柄を執り威權朝野を壓す初め頗ふる泳孝を信じ重く用ひしと雖ども其自説を固持して屈下せざるを以て後には之を諱み威を以て服せんと欲す泳孝固く執て動かす益々改進黨の主義を主張し金玉均徐光範等と深く相結托し舊習陋俗を刷洗して國勢の凌夷を挽回せんと欲すると切なり

既にして朝鮮我日本と條約を訂結するの舉あり時に大院君政柄を失ひ閔氏の一族と權勢を争ふの際なりしを以て會議十數日に亘るも遲疑決せず内外議論百出復收拾すべからず一二重臣中較時勢に通ずる者ありしを以て漸く群議を排し條約を締結するに至りしと雖ども在廷の大臣多くは日本の使臣と往來するを忌み頑として鎖國を守り彼我の事情相通せざるものあり故を以て泳孝益々意を當世の事に注ぎ金玉均等と相謀り僧李東仁なるものを日本に遣はし其國勢を察せしめたり

閔氏既に政柄を握り、泳孝玉均の二人を目して改進黨の領袖となし、之を惡むと蛇蝎の如く、遂に玉均を貶して遠謫し、更に泳孝を罰せんとせしも、國王の庇護により幸に事なきを得たり、是より泳孝志を失ひ、國事の日に非なるを慨し、日夜寢食を忘れて經營慘憺頗る盡す所あり、適々玉均の赦されて京に歸るに會し、共に内治を改革せんと志を得ず、乃ち共に日本に航し、更に時世の推移を察して畫策する所あらんとせしも、亦其意を達するを得ず、空しく手を束て時機の至るを待てり、此時に當り朝鮮の内政益々治らず、百姓疲弊、帑藏空乏、改進黨保守の二黨軋轢して相下らず、王妃權を縱にし、閔族は外戚を以て政柄を弄し、賄賂公行、政綱弛廢、天下の事復言ふに忍ざる者あり、時に兵士糧食に乏しく、一時に起て亂を爲し、かば、大院君機に乗じて起ち、國王を擁して、大に誅戮を行ふ、泳孝難を逃れて同志數十人を率ひ、仁川に赴き、日本船品川丸に投ず、日本公使花房義質氏來り勸め、爲に盡す所あるを約し、乃ち水

路京城に還る、王妃既に亂を忠清道に避け、支那兵亦大院君を拘へ、王宮を護衛し、魚允中、金宏集等政務を執るに會す、泳孝心算の違ひしを以て、直に馳て宮中に詣り、允中等と争ひ、激論數刻に涉りしも、容られず、因て再び仁川に至り、玉均光範等と相謀り、更に手を携へて京城に歸り、國王に謁見し、建白する所頗る多し、幾もなくして日韓條約成り、日本に於て之を批准するに際し、泳孝正使に任せられ、副使金晚植及び金玉均、泳翊等と共に日本に至るととなりぬ、泳孝日本に來り、國勢を察し、文物を視、以て見聞思想を新にす、常に各國の公使及日本俊髦の士と交り、啓發裨益する所勘からず、後年米國の朝鮮を獨立國と認め、之と修交貿易の條約を結ぶに至りし者、蓋し泳孝が周旋の効與つて力ありしと云ふ、既にして使命を竣り歸國するや、國王に上疏して大に内政改革の急務を陳す、滔々數千言議論剴切、鑿々時弊に中る、國王亦其議を納れ、授くるに漢城判尹の職を以てし、又新に治道

博文警巡の三局を置き、泳孝をして此等の事務を督せしむ、泳孝較や志を得、進みて大に爲す所あらんとせしも、保守黨の之を悦ばざる者、交々起て國王に讒せしかば、忽ち其職を罷められ、山間に屏居して復た政事に與からず、玉均等乃ち國王に奏し、幹旋頗る力めしかば、國王更に泳孝を廣州留守に任じ、守禦營守禦使の職を兼ねしむ、泳孝任に廣州に赴き、其兵士の怯懦羸弱用ゆるに足らざるを慨し、歐洲の兵式に倣ひ之を訓練せんとを奏請し、國王の許可を得、練兵塲を廣州の城内に設け、先數百人を募りて之を練習す、閔黨復之を嫉み、百方計を設けて之を陥る、泳孝憤怒決然職を辭し、其兵を京城に送りて親兵と爲し、自ら去て米國に漫遊せんとせしも、會々日本の知友に止められて果さず、退きて東江の別莊に居り、後進の士を獎勵して、陰は時の至るを待てり、
此時に當り、閔族の諸有司權を争ひて相下らず、魚允中以下皆權勢を失ひ、閔泳翊に代りて政柄を握りしも、政綱紊亂し、官を賣り、爵を鬻ぎ、貪婪

苛虐至らざる處なく、又頻りに支那に結び、權臣互に依頼して事大の意を表し、其日本に頼り、獨立改進の主義を持する者と相對して、嫉惡相容れず、泳孝時勢斯の如きを見、悲憤禁する能はず、玉均等と謀りて、密に國王に勧め、英斷を以て國運を挽回するの策を上りしも、國王依違決する能はざるを見、輒ち相議して一舉奸佞を誅滅せんことを謀る、光緒十年(我明治十七年)十二月、密に諸外國公使と謀り、郵政局開業の宴を張るに乘じ、事を擧げ、國王を景祐宮に遷し、日本公使に依頼し、其兵を以て王宮を護衛せしめ、火を放ち、壯士を發し、閔泳翊を傷け、閔台鎬以下權臣十數人を殺し、豫め畫策する處に従ひ、内外の政務を擧て之を盤革する處あらんとす、變發す、未だ數日ならざるに、支那兵營軍司馬袁世凱兵を率ひて、王宮に迫り、亂民亦蜂起し、日本公使館を襲ひ、挑戰數刻事態頗る急なり、泳孝玉均等事の成らざるを見、國王に勧め、宮外に脱せしめ、同志數名と俱に仁川に赴き、遂に逃れて本日に至れり、

泳孝日本に在り、名を變して山崎永春と稱し、間關流離備さに艱苦を嘗む、其間殆んど十年、國家の事未だ嘗て一日も懷に忘れず、日本友人の賛助により、東京麴町區一番町に親隣義塾なる者を設け、朝鮮有爲の子弟を教育し、漸を以て文明の事物を朝鮮に輸入し、更に大に謀る所あらんとせしに、適々刺客李逸植なる者、閔黨の密旨を受け、日本に渡來して泳孝及玉均を害せんとを謀り、不運にして玉均の上海に於て兇徒の手に斃る、幸に泳孝の早く之を悟り、逸植を制縛して禍を免るゝを得たり、此間朝鮮に在ての閔氏の威權益ます旺に、閔泳駿國鈞を執り、事大の旨義を持して支那に依頼し、守舊是事とし私欲是計り、貪官汚吏亦下にありて重斂苛税を徵收し、怨聲全國に溢る、既にして東學黨亂を全羅道に起し、朝鮮當世の事に快からざる者、争ふて之に應じ、勢頗る猖獗所在城を陥れ、壘を破り、兵士の出で、之を防ぐ者、或は逃れ、或は降り、復如何ともする能はず、統衛使閔泳駿の、清公使袁世凱に請ひ、其兵を借り、以て之を

鎮壓せんと欲す、世凱諾し、清兵數千の、忽ち其境に蒞ひ、其報日本に傳はる、日本亦朝鮮の内亂、害を我居留民に及ぼさんとを慮り、兵を出して之を保護す、東學黨之を聞き、四竄奔匿、忽ち潰散す、然れども清國の其兵を撤せず、談判數回、平和遂に破れて、各々宣戰の令を布き、干戈の間に相見ゆるに至れり、蓋し日本の朝鮮を助て獨立國となし、其國をして政治を改良し、文明の域に進ましめんとを謀るも、之に反し、支那の則ち朝鮮の内情に干渉し、國を擧て其版圖に属せしめんとを欲するなり、朝鮮政府の遂に日本の要求を容れ、大院君復び起ちて政務を親らし、絶大の改革を决行せんとするに及び、泳駿以下閔氏の一族、概ね官職を褫はれ、四方に流竄するに至れり、是に於て泳孝の、枯木再び花さき、盲龜の浮木を得たるの思を爲し、八月日本を發して朝鮮に歸り、仁川に上陸して京城に入る、當時韓廷既に庶政を改革す、泳孝の歸るや、必らず朝野を傾けて、歡迎するを期す、而して其の門地經歷より見るも、少くも新政府の大臣と

して一椅子を占むるか、然らざれば全權大臣として外國に派遣するに
適す、然れども在朝有司中に、未だ庶政改革の眞意を解せず、徒らに舊
來の頑夢に迷ひ、自家の地位權勢を失はんことを恐るゝ者多く爲に之
を排斥して曰く、泳孝の元と逆賊として罪を負ひ、未だ赦を得ず、何ぞ政
府に容るゝを得んやと、故に新政府の容易に此の俊秀を用ゆる能はず、
爲に泳孝の零丁落魄尙ほ志を得ず、然れども此人出でずんば遂に朝鮮
改革の實を擧ぐる能はず、實に朝鮮の政治界に、方今決して此人を缺
く可らざるあり、其の志を得て一國樞要の地を占むるゝ、蓋し遠からざ
るべきなり、

朝鮮紀聞終

明治廿七年十一月六日印刷
明治廿七年十一月九日發行

正價金廿五錢



編者 鈴木信仁

發行者 大橋新太郎

日本橋區本町三丁目八番地

印刷者 宮本敦

神田區小川町一番地

印刷所 愛善社

東京日本橋區本町三丁目

發兌元 博文館